

第二百二回 参議院農林水産委員会會議録第十八号

昭和六十年五月二十八日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 北 修二君
理事 高木 正明君
谷川 寛三君
最上 進君
村沢 牧君
藤原 房雄君

委員

岩崎 純三君
大城 眞順君
岡部 三郎君
館谷 三郎君
小林 国司君
坂元 親男君
竹山 裕君
初村 滝一郎君
星 長治君
水谷 力君
稲村 稔夫君
菅野 久光君
山田 譲君
刈田 貞子君
塩出 啓典君
下田 京子君
田淵 哲也君
喜屋武 眞榮君

國務大臣

農林水産大臣 佐藤 守良君
政府委員 農林水産大臣官房長 田中 宏尚君

第八部 農林水産委員会會議録第十八号 昭和六十年五月二十八日【参議院】

農林水産大臣官房審議官 吉國 隆君
農林水産省経済局長 後藤 康夫君
農林水産省構造改善局長 井上 喜一君
林野庁長官 田中 恒寿君
水産庁次長 齊藤 達夫君

事務局側

常任委員会専門員 安達 正君

参考人

全国農業共済協会常務理事 須藤 隆平君
北海道農業共済組合連合会参事 村上 正晴君
全国肉用牛協会専務理事 内藤 進君
日本園芸農業協同組合連合会専務理事 遠藤 肇君

本日の會議に付した案件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案につきまして、お手元の名簿にございます参考人の方々から御意見を拝聴いたしますと存じます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ当委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を伺いたいとして、今後の委員会の審査の参考にさせていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより御意見を述べいただきますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

御意見をお述べ願う時間は議事の都合上お一人十五分程度とし、その順序は、須藤参考人、村上参考人、内藤参考人、遠藤参考人といたします。

参考人の御意見の開陳が一応済みした後で、委員からの質疑にお答えをいただきたいと存じます。

それでは、須藤参考人からお願いたします。

○参考人(須藤隆平君) ただいま御指名いただきました全国農業共済協会で常務理事をやっております須藤隆平でございます。

本日は、当農林水産委員会での農業災害補償法の一部を改正する法律案の御審議に当たって参考人としてお招きいただき、この法律案に対する意見を申し上げる機会をお与えいただき、大変恐縮に存じております。

しかしながら、農業共済の組織といたしましては、全国都道府県農業共済組合連合会長の決定がございまして、先生方のお求めにおこたえできないような明確な賛否の意見を申し上げることはなりませんことをまず申し上げます。

げ、御理解をいただきたいのでございます。

その全国会長会議の決定と申しますのは、「案については、全面的には賛成できないが、法律案についての積極的反対運動はしない」というものであります。

このような決定に至りますには、それなりの経過と理由があるのであります。

昭和五十九年度に入りまして間もなく、ちょうど昭和六十年年度予算の概算要求作業の当初段階であります。

農林水産省から制度の見直し問題についての情勢として、かねて財政当局から問題とされてまいっております水稲共済の当然加入基準、農作物共済の掛金国庫負担方式について、昭和六十年から何らかの措置をとらざるを得ない事態になっているということが伝えられたのであります。

しかも、その具体的な内容として、財政当局からは、現行の十パーセントないし三十パーセントという当然加入基準を三十パーセントないし五十パーセントに引き上げること、農作物共済掛金国庫負担方式は超過累進による負担を廃止いたしまして二分の一負担に改めること、また任意加入農家には当然加入農家と国庫負担に差を設けることを強く求められていることなどがわかってまいりました。

このような事態になってまいりましたので、全国農業共済協会では全国都道府県農業共済組合連合会長会議を開催いたしました。

このように情勢への対応策を図り、協会の役員のプロック代表により制度対策委員会を設置して必要な対策を進めることにいたしました。

このころ農林水産省でも、これらの問題について制度を改正するとして、その機会にどのような事項を取り上げて改正したらよいかの部内検討が進められておりました。

その要項も私どもの共済協会、各県の農業共済組合連合会にも知らされておりました。

そのような次第で、全国の各連合会では制度改

正全体の問題としていろいろ部内検討をし、さらにブロックを持ち上げてブロック連合会長會議で協議し、その結果を制度対策委員の方々が持ち寄って委員会で検討したのであります。

その検討の際、強い意見が出されましたが、当然加入基準の引き上げ問題と農作物共済の掛金国庫負担を二分の一に改める問題についてであります。

当然加入基準を三十分の一ないし五十分の一に引き上げる問題に関しては、まず経営規模の小さい農家が多い地域、これは特に西日本地方や大都市近郊、山間部で顕著であります。このような地域では加入の減少や逆選択加入等によって事業運営が困難になるなど、共済事業の存続にまでかかる問題になるというところ。言いかえれば、保険の手法をとっている農業共済制度では、小規模農家も含めて加入を広げ、より安い掛金で安定的に事業を運営する必要があるのに、これが困難になるというところ。また、加入基準の引き上げによって未加入農家が散在状態になれば、相互扶助精神の強い農村社会を分断してしまうことになり、農業共済団体が取り組んでいる病害虫の防除など損害防止事業の効果的な実施が極めて困難なものになってしまふとともに、ひいては共済不要論の火種ともなりかねないというところ。さらに、現在、共済事業の円滑な実施、制度の普及推進等のために御協力いただいておりますところの損害評価員や連絡員の体制が崩れ、共済事業全体の運営が立ち行かなくなるのではないかと、この等々の強い意見が出され、加入基準引き上げは是認できないということであったのであります。

また、農作物共済の掛金国庫負担を改める問題につきましても、任意加入農家と当然加入農家とで差を設けますことは論外といたしまして、これを二分の一に改める問題についても、掛金の国庫負担割合が高率だから見直さなければならぬと言われているけれども、災害復旧事業など他の災害対策の諸施策の国庫補助は補助率五〇％から被害の深度に応じて高くなっているものであるから、

農業共済制度が農業災害対策の根幹であるという視点があるのであれば、現行の国庫負担は決して高い国庫負担補助率ではないではないかというところ。また、時に異常な大被害をもたらすことのある自然災害を対象とする農業共済制度にあっては、掛金の国庫負担は、災害対策の観点から、異常な災害に係る部分については極力これを災害を受けたところの農家の負担としないよう国が特別に措置すべきではないかという意見などが強く出されたわけでありました。

以上のような意見がありましたので、それをもとに制度対策委員会として制度改正についての考え方を取りまとめ、全国会長會議に付議したのであります。

それは、一、当然加入基準の引き上げは、制度の根幹にかかわる重要問題であり、このことは水稲共済だけでなく他の共済事業に及ぼす影響も大きく、制度並びに組織の崩壊につながるおそれがある。二、農作物共済掛金国庫負担についても現行方式を堅持することとし、それを二分の一にすることは反対である。三、果樹共済、園芸施設共済の事業責任分担の改善、果樹収入方式等の実現についても農林水産省に実現方の配慮を願うというものであります。全国会長會議ではこのとおり決定をいたしましたのであります。

これよりさきの段階で、今回の改正案では落ちています。農林水産省の考え方の中には豚の共済の掛金国庫負担を改善する考えが入っており、これは当然実現されるべきこととしておりました。また今回の改正案中の農作物共済掛金国庫負担の合理化以外の事項、すなわち農業災害補償法の一部を改正する法律案要綱第一の危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入、第三の家畜共済の共済目的の追加、いわゆる肉牛の子牛及び胎児を新たに制度の対象とする事項、第四の果樹共済の共済金額の上限の引き上げ並びに収穫共済の共済責任期間の特例、第五の園芸施設共済の施設内農作物についての病虫害事故除外制の

導入等につきましては、それぞれの組合等が選択実施できる道を開くというものであります。かねて全国会長會議の審議等で実現方を要請した経緯のあることでもありますので、これは結構なことであるということであつたことを申し添えておきます。

この決定に基づきまして、関係者挙げての要請運動が進められ、また十二月五日の全国農業共済大会では、決議の第一項目で「農作物共済掛金国庫負担、当然加入制度等の根幹については現行を堅持すること」が採択されておりました。参会者によるこの決議実行運動も幅広く展開されたのであります。

このようにして、国会議員の諸先生方の御理解ある御協力と農林水産省の格別の御努力をいただいたのであります。その結果、昭和六十年年度予算案の決定段階で制度改正に係る基本的事項が取りまとめられました。

それによりまして、豚の掛金国庫負担の改善は見送られ、当然加入基準や農作物共済の掛金国庫負担の問題は、財政当局の当初要求より緩和されて政府案の骨子として取りまとめられたのであります。すなわち、当然加入の基準、掛金国庫負担につきましても、強く団体が反発しておりました当初の案よりは幾分現実的な内容となったのであります。私たちは、これを農業共済団体の要望も幾らか組み入れられたものと理解している次第であります。

農業共済団体において責任ある立場にございまして、この都道府県農業共済組合連合会長の皆さんも現下の財政事情等は承知されておるのであります。だからといって大会決議のこともあり、決してゆとりのあるとは言えない組合員・農家の負担が重くなる事項を含む今回の改正案については全面的に賛成というわけにはまいりません。

以上のような事情で、一月二十九日開催の全国会長會議において慎重に協議の結果、今回の農業災害補償法の一部を改正する法律案については、全

面的には賛成できないが、法律案についての積極的反対運動はしない」という態度をとることになったものであります。

なお、農業共済団体では、制度、事業をめぐる情勢がだんだん厳しくなってくる中で、六年前から「確かな補償実践運動」という農業共済団体挙げての事業推進の運動を進めてまいっております。

運動の基本は、農業共済事業の確実な実施と完全補償、組合等運営基盤の再編整備、農業の変化に即応した制度等の実現という三点に置いておりました。具体的事項として、昭和六十年度は、このたびの制度改正の動きなども考えながら組合等運営組織体制を一層強化すること、損害防止活動、農家サービス活動を積極化し損害補償との有機的結合を図ること、農業共済団体役職員の自助機能を高め職場を活性化することの三つを取り上げ、これを実践して制度の機能を総合的に発揮することとしております。このようにして農家から一層信頼される制度、事業の運営を実現するよう努力することを申し合わせ、新年度に入ってから全組織を挙げての運動を展開中でありまして、事態の変化に対応してまいっているつもりであるわけでありす。

しかしながら、これらの事態の変化、地域農業の特性などに対応しながら成果を期するためには、事業全般にわたってそうでありまして、特に当然加入基準の緩和によって増大する任意加入対象農家が制度に進んで参加できるようにすることも重要であります。運動でも取り上げている病害虫の防除等損害防止活動等によって農家へのサービス拡充に努めるものももちろんであります。各種農業関係施策、特に制度金融等の融資制度と農業共済制度との関連づけが重要なことになってまいります。

また、団体事務費国庫負担金が昭和六十年年度から定額交付金化されましたが、このことにも関連いたしまして、事業の一層の拡充のためには団体としてその地域の特性に合った創意とそれによる潤滑な活動ができるように、規制の多い現在の行

政指導を再検討していただくことが重要になってまいります。これらの問題は、共済団体としての機会にぜひ措置していただきたい事柄であります。

以上のような次第でありますので、何とぞ私どもの気持ちをお酌み取りくださいますようお願い申し上げます。この法律案に対する意見にかえさせていただきます。終わります。

○委員長(北修二君) ありがとうございます。次に、村上参考人をお願いいたします。村上参考人。

○参考人(村上正晴君) ただいま指名をいただきました北海道農業共済組合連合会を参事を務めております村上でございます。このたびは当委員会農災法の一部改正案にかかわる審議に当たりまして、参考人の一人として意見を申し述べる機会を与えていただきましたことを大変光栄に存じております。

改正案にかかわります私の意見を理解いただくために、まず最初に、北海道の農業共済を取り巻く環境について申し述べさせていただきますと存じます。

北海道の農業の特色といえますと、どなたも第一に挙げますのは気象条件に恵まれているというところでございます。次いで、経営規模の大きい専業農家が主体と理解されておるわけでございまして、事実、第一種兼業まで含めると、府県は三割弱でございますけれども、北海道は七割強を占めておる現況にございます。また、北海道の開拓の歴史は浅くございまして僅々百年少々でございますけれども、農業は、稲作のできるところはまず稲作ということで漸次北上してまいりまして、稲作の無理なところは畑作、畑作も無理なところは、限界地などでは酪農というようなことで、北海道農業といえますと稲作、畑作、酪農が三本柱でございます。

戦後、一貫しまして、我が国の食糧供給基地であるという自負のもとに開発並びに近代化に多額の先行投資を続けてまいりましたわけでございまして

けれども、オイルショック以降、一転しまして農畜産物に対する需要が停滞いたしましたして、稲作、酪農は生産調整を余儀なくされましたし、価格の低迷とともにこれまでの投資が経営を圧迫する一大要因となりまして、さらに四年連続の災害がこれに拍車をかける結果となりまして、農家経済は一段と逼迫しておる現況にございます。

このような農業環境のもとで、北海道の農業共済は水稲、麦の農作物共済を軸にいたしまして、畑作物共済、さらに酪農を支えます家畜共済が主体でございまして、北海道農業の三本柱——稲作、畑作、酪農、これらを完全にカバーしているところでございます。すなわち、水稲は十五万五千ヘクタールの作付の九八%を引き受けてございまして、麦は九万三千ヘクタールの作付に對しまして九七%共済でカバーをしておるわけでございまして、また、家畜につきましては有資格頭数の百十六万頭でございまして、このうち九十五万頭の加入を取りまとめておるところでございまして、全国の事業量の中でも相当のウェイトを持つておる、このように自負いたしておるわけでござい

ます。このほかに、わずかに果樹共済、園芸施設共済なども実施しておりますけれども、建物共済は農協組織に任せておりまして、国が再保険をしております事業だけを実施しているという、全国的には特異な形態を持つておる連合会かと存じております。

要すれば、府県の連合会と異なりまして経営規模の大きい専業農家を主体としておりますので、農業共済に対する依存度が極めて高いというのが特色だと存じております。それだけに、農家の掛金の負担も府県に比べて非常に大きく、またそれだけに、制度に対する農家の注文も真剣であり、かつ厳しいものがございまして、幸い農水省、国会諸先生方の御尽力をいただきましたして、農災制度はこれまで年々拡充強化されてまいりまして、それらの農家の期待にこたえてまいりましたわけでございまして、この機会に厚くお礼を申し上げますと存

じます。

特に、最近の連続災害で農家が受けた損害の補てんに、制度の充実によりまして多大の貢献を果たしてきたと自負しておるところでございます。

昨年は北海道も豊作でございましたけれども、その前の年の昭和五十八年は非常な激甚災害でございまして、本道史上最大の被害と言われているわけでございますが、すべての農作物の損害額は北海道庁の調べによりますと一千四百億円にも上っておりますわけでございますが、このときの支払いに共済金は六百三十七億ということでございまして、農業共済の対象になっていない作物もひっくるめた一千四百億に對しまして補てん割合が四二%ということに相なっております。この年とはほぼ同程度の深い災害でありました十七年前の昭和四十一年、この年も大冷害の年でございしたけれども、このときの補てん割合が一六%でございまして、このことから制度の躍進を御理解いただけますし、隔世の感があるというふうにも考えておるところでございます。

北海道は、これまでもしばしば冷害を受けておりまして、その都度、行政、農業団体等が冷害対策を講じてまいりましたわけでございまして、昭和四十年代の初めごろまでは冷害対策の主軸といえますと融資でございました。四十年代初めの融資は、損害額に對して三〇%を占めておったわけでございまして、天災融資、自作農維持資金、合わせて損害額に對して三〇%、ところが今では農業共済がその地位を逆転いたしましたして、先ほど申し上げましたように損害額に對して貢献度四二%というところでございまして、ちなみにその年の融資は一五%まで落ち込んでおるわけでございまして、まさしく災害対策の基幹的役割を果たしてきた、こんなふう存じておるわけでござい

ます。また、共済金の成果につきましては、単に被害農家のみならず、冷害年次におきます農村、都市の地域経済に対する波及効果も非常に大きいものがございまして、日ごろ感謝をされておるわけでござい

ますが、冷害年次になりますと、商工界からも共済金の早期支払いということにつきまして要請、陳情を受けておるといふことから御理解いただけたらと存じます。特に、北海道の農家は非常に多額の負債を抱えておりまして、現在、関係団体一体となりまして負債整理対策に取り組んでおるところでございすけれども、今回の負債整理対策の特色といえますと、新しい借金は一円たりともふやさない、こういう意気込みで取り組んでおるわけでございまして、そのためには北海道におきましては、災害から経営を守る農業共済は不可欠の制度となっておると言えるわけでござい

ます。このような北海道の農業共済にかかわる環境を背景にいたしまして、農災法の一部を改正する法律案に対する意見を申し上げます。

この制度は、昭和二十二年に制定されて以来三十七年を経過するわけでござい

ますが、この間、大小三十一回の改正が行われておりますけれども、このたびの三十二回目の改正にはいささか困惑をいたしております。とい

いますのは、これまでの改正は、ごく一部の例外を除きましていづれも農家にとりましても私どもにとりましても前向きなものばかりであったわけでござい

ますが、今回の改正は、農家はもちろんのことでござい

ますが、団体運営を預かる私どもにとりましてもマイナ

道農業そのものではないか。そういう中核農家育成というものに逆行するような制度改正は、到底支持するわけにはまいりませんでした。それゆえ本道の関係機関、団体等が別表改定阻止の要請に全力を傾注してまいりましたけれども、先生方を初め農水省の御尽力によりまして、当初の財政当局の厳しい要求から見ますと、私どもの意見が反映されて大分緩和されて、一律五〇%という最悪の事態を回避できたわけでございまして、非常に幸いだったと存じておるわけでございます。また、このような原案の大蔵省との間で

の決着を見ましたのは十二月末でございまして、明けまして一月以降、北海道の各組合では例年組合員を対象とする集落座談会が持たれておるわけでございまして、本年の場合は、当然、制度改正問題の情勢報告が中心になったわけでございまして、幸い各農家からは、現在の厳しい財政事情というものが理解されていたということもありまして、心配した強い突き上げもなく、引き続いて制度、事業への参加協力の見通しが得られまして、たゞいまは安堵の心境にあるわけでござい

ます。しかしながら、本道の厳しい農家経済、平均一戸当たり一千万円を超える負債を抱えておられて、今回の農家負担増額の増額はこれに追い打ちをかける結果となるわけで、心を痛めておる次第でございます。それゆえ、これ以上の改悪は絶対行わないという歯どめ措置につきまして、先生方の格別の御尽力をお願い申し上げたいと存じます。

改正案のうちのプラス材料につきましては、かねてから私も団体から要望していた事項が大半でございます。いずれも賛成いたしておるものでございます。

ただ、残念なことは、当初の案の中に含まれておりまして私もひとしく歓迎しておりました豚の国庫負担の引き上げが見送られたことでございまして、肉資源の重要な一翼を担っておりまして豚につきましても、大家畜同様の国庫負担割合をで

きるだけ早期に実現することにつきまして、特段の御配慮をお願い申し上げたいと存するわけでござい

ます。最後に、法律の改正事項ではございませんけれども、団体事務費の国庫負担金が本年度からこれまでの十分の十補助から定額方式に切りかえを余儀なくされたわけでござい

ます。団体の運営は、国の交付金と農家からの賦課金と積立金から生まれます受取利息が主要財源となっておりまして、国交付金が定額化されますと、ベースアップなどの経費の増高というものを極力農家負担に転嫁させないための自助努力というものが一段と必要となつてきております。このため、私も団体は、組合の広域合併と機械化というものを軸に合理化に真剣に取り組んでござい

まして、事業の拡大ということと資金の効率運用というものにも努めていかなければならない、こんなふうに自覚をいたしておるわけでござい

ます。これからの事業の拡大は、専ら新種共済でございまして、私も日ごろ政策効果を高めるために、この制度でカバーし切れない農家を戸でも少なくするといふようなことで努力をしておるわけ

でございます。新種共済は任意加入でございまして、農家の加入意欲を刺激する創意と先行投資がどうしても必要になるわけでござい

ます。ところが、現在の要綱、要領というものは適切な運営というものが先行いたさなければならぬと、自主的な努力をややもすると阻害するケースがあるわけでございまして、さらに資金の効率運用につきましても、安全といふことを優先してまいりますとどうしても定率運用といふことに相なるわけでございまして、これらの規制緩和も非常に強く望んでおるのが各団体の現状でござい

ます。合理化のための広域合併と共済業務の機械化につきましても、国の力強いバックアップをお願いするとともに、今度の改正を契機にいたしまして、

これまで要綱、要領、行政指導の大幅な見直しを切に期待するものでござい

ます。以上で私の意見陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(北修二君) ありがとうございます。次に、内藤参事にお願いたします。内藤参事、

○参事(内藤進君) 全国肉用牛協会の内藤でございます。本委員会に参考意見を申し述べべる機会を与えていただきましたことを、厚く御礼を申し上げます。

私は、本改正案のうちの肉用牛に關係のあります家畜共済の問題につきまして、若干意見を申し上げます。家畜共済に關する本改正案の要旨は、従来の制

度では生後六カ月以上の牛を共済目的としておりまして、これ以下の子牛につきましては共済の対象に入っていないかつたのでござい

ます。今回の改正によりまして共済目的を拡大すること、つまり肉牛の子牛並びに胎児を新しく共済目的に加えることができるようにされたことであると承知いたしております。

御案内のように、肉用牛の生産は、一部に繁殖と肥育を同じ経営で行いますいわゆる一貫経営が普及しつつござい

ます。現在の大多数の肉用牛生産では、繁殖を行つて農家と肥育を行つて農家とに分かれておるのが実情でござい

ます。そこで、繁殖農家におきましてはその生計を維持し、また経営の拡大を図るための主たる財源が子牛の販売収入であることは申すまでもないことでござ

います。その収入源でありまして子牛が事故に遭つて売れなくなったとか、あるいは経済的価値を失うような事態になることは、その経営の維持に大きな障害となるものでござい

ます。このことは、ちやうど果樹などにおきまして収穫がなくなつた状態とよく似ておるのではないかと

いうふうに思っています。加えて、家畜の場合には、母牛の飼養管理に相当の経費をかけておりますので、農家の感

情からいたしますと、それが報われなかつたといふような感じを持つのではないかと

いうふうに思っています。現在、肉用牛繁殖農家は約二十四万戸でございまして、肉用牛全農家の八割近い比重を占めております。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向に

はござい

ます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはござい

ます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはござい

ます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはござい

ます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはござい

ます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはござい

ます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはござい

ます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはござい

ます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはござい

ます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはござい

ます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはござい

ます。その飼養規模は最近少しづつ拡大傾向にはござい

団体などが自衛手段として子牛の事故に対する救済事業を講じているところもあると聞いておりますけれども、概して資金的に苦しい状況にございまして、せっかくの事業を廃止せざるを得ない状況になったところもあるようでございます。こういう仕事につきましては、もっと大きい規模でやるべきものでありまして、国の制度ができればこれに移行したいと考えておるところもあるように聞いております。

子牛の死亡のような事故は、全体から見ればわずかでありますが、被害を受けたその農家にとりましては経済的ダメージが経営全体に影響を及ぼしかねないことは今申したとおりでございますけれども、特にかつて、これは昭和四十年代の後半でございまして、西日本を中心としたしましてアカバネ病という異常出産、つまり死産ですとか流産あるいは奇形の子牛の出産などが相次ぎまして、繁殖農家に大きな脅威を与えたことがございます。この病気はアカバネウイルスの感染によって起こるものでございまして、蚊のような吸血昆虫が媒介すると言われております。現在ではワクチン注射などの防疫によりまして発生頭数が大幅に減少してはおりますけれども、全くなくなったというところではございまして、この病気はもともと数年間隔で周期的に発生するものとも言われておりますので、今後、いつ、どこでこのような被害が起きるかもしれない状況にあると思っております。

そういう意味におきまして、今回の改正案において六カ月未満の子牛のみならず妊娠八カ月以上の胎児まで共済目的に加えていただくことは大変適切なことであると存じますし、ぜひ早期に可決、成立していただくように願っております。

御存じのように、肉用牛の飼養は、国の各般にわたります施策と関係者の努力によりまして近年増加しつつございます。乳用種を含めまして現在二百五十四万頭になりましたけれども、反面、現在の肉用牛生産は大変厳しい環境にございます。

特に繁殖農家にとりましては、長期にわたります子牛価格の低迷によりまして経営的にも大変苦しい状況にございます。一時、昨年の六月ごろには、雄雌平均いたしまして二十万円台に下がった子牛価格も現在では二十五、六万円となったように、価格回復の兆しが見られておりますけれども、まだ多くの道府県におきましては県が定めた保証基準価格を下回っておる状況でございまして、子牛価格の安定制度によりまして生産者補給金で支えていただいておりますという実情にございまして。

子牛価格の低迷によって増加しました雌牛の屠殺も、最近の価格回復によりまして鈍化してきたとは言われておりますけれども、土地利用型農業の基軸とされておりまして肉用牛生産の進展と国民に對します牛肉の安定的供給を図るためにも、そのもとになる繁殖農家の経営の安定を図りまして肉用雌牛の維持増大を図ることが当面の大きな課題であると存じます。

このような繁殖経営の現状におきまして、生産者は国、県等の御指導をいただきながら経営の改善強化のために日夜努力している最中でございまして、そのために飼料基盤に立脚しました経営内容の向上や経済的、効率的肥育の推進あるいは家畜の改良、生産性の効率の改善など重要な課題、目標と取り組んでおるところでございまして、分岐間隔の短縮でございまして、子牛の事故率を下させるための努力も大切な問題であるというふうに考えております。

しかしながら、今の肉用牛生産を取り巻きます厳しいものもろの情勢を考えますと、こういった課題を短時に達成するということは容易なことではないと思っております。しかし、一日も早く肉用牛生産を足腰の強い体質につくり上げまして競争力のある産業となるように努力を傾注しているところでございますので、それまでの間、従来から肉用牛生産に賜りました助成、御援助に加えまして、本改正案にも盛り込まれました子牛等の共済制度のような災害補償の強化につきましても、特段の

御配慮とお力添えをいただきたいと存じます。

以上、本改正案の家畜共済に関しまして賛成意見を申し上げまして、私の意見といたします。

どうもありがとうございます。

○委員長(北修二君) ありがとうございます。遠藤参事、遠藤参事人にお願いたします。遠藤参事人。

○参考人(遠藤参事) ただいま委員長より御指名をいただきました日本園芸農業協同組合連合会、日園連の専務理事をいたしております遠藤参事でございます。

農災法の今次改正法律案につきまして参議院の審議に当たって、本日当農林水産委員会参考人として意見を申し上げる機会を与えてくださいます。大変感謝をいたしております。

冒頭、本題に入ります前に、私は、この席をかりまして、全国八十万の果樹生産者を代表し諸先生方に対しお礼を申し上げなければならぬことがございます。昨年四月、オレンジ等をめぐる日米間の農産物交渉が御案内のような結果をもって終結いたしました。四年後の再協議が合意されたこともございまして、産地で果樹栽培に励む生産者たち、なかんずく大幅なミカンの減反を強いられてまいりましたかんきつ生産者たちの受けた衝撃は非常に大きいものがあり、経営の将来に対する不安感が一段と強まったことも事実であります。こうした憂慮すべき事態に対処いたしました。諸先生方におかれましては、いち早く総額四十五億円の果樹緊急特別対策基金の造成を、また無利子の果樹栽培合理化資金の創設といった当面対策を御用意していただいたばかりでなく、果樹農業の基本法とも言えます果振法につきましても、実態に即した大幅な改正を今国会において可決、成立させてくださいました。とりわけこの果振法につきましても、先議の参議院当農林水産委員会において、「外国産の果実等に関する措置」を明記しました条項を新たに挿入する修正を加えていただき、全国の果樹生産者の悲願とも言えるべき要求にこたえてくださったのであります。

財政再建あるいは行政改革、さらには対外市場開放政策の推進と、農政運営を取り巻く環境が本当にかつてない厳しさを加えてまいっております。今日の時代的背景に思いをいたせばいたすほど、産地で悪戦苦闘する生産者を励まし勇気づけるために、国の果樹政策の強化に向けてよくもこまごま手を打ってくださったものと、先生方の御配慮、お骨折りに対しまして感謝の気持ちを表現する適切な言葉を知らないものであります。ありがとうございます。

ところで、本題でございまして農災法の今次改正案につきまして、私は果樹共済関係の問題だけに限定いたしまして、被保険者としての生産者の立場から意見を申し上げます。

諸先生方、篤と御承知のように、かつて農業生産の選択的拡大を旗印といたしました基本法農政が展開されました時期に成長作目のエース格として祭り上げられ、事実この間生産量が二倍にもふえました果樹農業であります。昭和四十七、八年を境にいたしまして果物の需給基調がすっかりさま変わりし、自來、今日までまことに苦渋に満ちた長い過剰時代を経験してまいっております。ピーク時の栽培面積のちょうど三分の一に相当する大幅な減反をやってまいりましたミカンを初め、その受け皿として最大の転換先でございまして中晩かん類について、リンゴ、ブドウ、桜桃とともに現在新植抑制の措置がとられております。果実総生産量の約八〇%を占める果樹が、減反ないし新植抑制の対象になっている現状であります。

この胃袋満杯の飽食時代の中で、果物の一人当たり消費量は、総人口の既に六割を占める戦後生まれの若い世代を中心に依然減少傾向が続く、どうにもこれに歯止めをかけることができずにあります。果物に対する消費者のニーズは確実に少量多品目型に変わりまして、味や鮮度についての選別が大変厳しくなっております。昨今でございます。こうした消費動向のもとで、国内の果実生産量

の二割にも及びます、しかも多彩な輸入果実が小売店の店頭にあふれておりまして、お菓子や嗜好飲料をまじえて文字どおり激しい競争の時代が続いております。果樹栽培に取り組んでおります生産農家がこの激しい競争に生き抜いていく道は、適地適産に即して味のよい高品質の果実をつくり上げること、土づくりを基本に単位当たり収量を目いっぱいふやすこと、しかも果樹特有の隔年結果をできるだけ防いでこの高い単収をコンスタントに維持すること、すなわち高品質、多収、安定生産に徹したきめ細かな栽培管理を忠実に実行する以外にないでございます。

しかし、そうは申ししても、農業の宿命といまして、気象条件の気まぐれな変化に伴う作物の変動を個人の技術をもって克服するには限度がございます。年間を通じて気候の変化が大きい日本の国土において栽培される作物の中で、特に果樹は植えてから三十年あるいは四十年にも及ぶ寿命の長い永年性作物であります。一年に一回勝負の米や麦のように、品種や栽培方法を変えて、台風や雨の多い時期の収穫を避けるとか、あるいは野菜のように、もう一度種をまき直して短期間に収穫を上げるといような器用さはないのであります。つまり一年を通じて気象災害に見舞われます機会が多く、被害の発生頻度が一年生作物に比べてずっと高い宿命を背負っております。しかも、一度被害を受けると、樹勢に影響するなどの後遺症が次年度以降の生産にまで残り、回復までに時間がかかるケースも決して珍しくないものであります。

永年性作物であるがゆえに、気象条件の影響を受ける頻度の高い果樹のこうした特性を考えますとき、栽培農家の経営の安定を図る上で災害対策の基幹として位置づけられております農業共済制度に期待される役割は、本来一年生作物にも増して大きいものがあると考えます。

果樹共済は農業共済制度の後発の事業ではあります、我が国果樹農業の安定的な発展を図る上で欠かせない重要な役割を果たす政策であること

を、まづもって強調させていただきたいと思っております。

しかし、それにもかかわらず、果樹共済事業の実態は、昭和四十八年の本格実施以来既に十二年を経過しながら、しかもこの間、昭和五十五年に半相殺方式の導入、無事故農家に対する掛金割引の導入を始め、果樹生産者に対する掛金割引の制度の仕組みに改善するため大幅な制度改正が実施されましたものの、生産者の加入状況は依然として低調で芳しくないものであります。任意加入制とは申すものの、昭和五十八年度の果樹共済の引受面積率は収穫共済で二六・三％、樹体共済に至りましてはわずかに五・五％にすぎず、せっかくの五十五年の制度改正が果樹栽培農家の加入意欲の喚起につながらず、制度改正の効果を確認できないのであります。まことに残念なことと言わなければなりません。

このように五十五年に果樹共済の大幅な改善措置が講ぜられたにもかかわらず、この制度が依然として果樹栽培農家から高い支持を得ていないこと、特に大方の見方として、果樹栽培に生活のかける意欲のある専業的な担い手農家層の間で、魅力のある制度として受け取られていないことはどうも事実のようであります。果樹共済に関する今回の制度改正に当たりましては、このような現状についての厳しい認識を前提に置いて、実態に即しての克明な分析、きめ細かな原因の追求をしております。

こころあたりの手だてを十分に講じられた上で用意されたものだと思いますが、今回提案されております政府の制度改正自体の内容について意見を申し上げます。

改正の第一点は、従来、組合ごとに一律に定められていた共済掛金率を改めまして、農家ごとに被害状況をグループ分けして掛金率を設定できるようにしたことであり、料金を細分化することによって、被害の少ない農家に対して掛金率を低くする道を開こうとする措置だと受け取っております。

ります。

もともと果樹栽培は稲作あたりと違いまして、農家間の技術の平準化には限度があります。価格の長期低迷に伴って採算難が恒常化してきたミカンのみならず、落葉果樹におきまして、近年同産地内で、私が先ほど申し上げました高品質、多収、安定生産を目指した栽培管理を忠実に実行する農家と、兼業化あるいは高齢化などの労働力事情から行き届いた管理作業ができない農家との二極化の傾向が非常に目立つようになっておりまして、それが収量並びに品質の面にはっきり差となって出ておるのであります。市場における品質競争が避けられない果樹経営の実態に即して考えますとき、掛金率の細分化は歓迎すべき改善措置と考えます。

改正の第二点は、暴風雨またはひょう害のみを対象とした半相殺特定危険方式について、省令改正措置をもって新たに凍霜害を追加し、これらの共済事故をセットで加入できる方式を新設したこと、それとあわせてまたこの特定危険方式について共済金額の上限となる標準収穫金額の最高割合、すなわち補償水準を現行の七割から八割に引き上げを行おうとしていることであります。

凍霜害を共済事故に加えますことは、危険意識の高い落葉果樹やナツミカンの栽培農家の要望にこたえた措置であり、セット方式の導入もそのように理解をしております。また、各果樹とも近年生産費が共通して上昇傾向にあり、所得率が低下してきている経営の収益状態から見まして、補償水準の引き上げは当然の措置と思っております。

特定危険方式について、こうした今回の改善措置は、掛金率のはね返りを考慮に入れましたも結構なことであり賛成であります。日ごろ栽培管理に熱心に取り組んで病虫害の発生が少ない優良農家層の保険需要にこたえていく上で、不可抗力的な自然災害のみを対象とした特定危険方式は、危険を特定することによって掛金率も安いことから、今後一層の改善を図ることによって果樹共済制度を担う重要な柱として位置づけ、これを伸ばしていく必要があると私は考えます。

改正の第三点は、果樹共済事業の引受面積で七割近くを占めます半相殺減収総合方式について、被害の発生態様から見て適当な場合、共済責任期間の始めの時期を発芽期、常緑果樹では開花期からにすることによって短縮できる道を開くことにしたことであります。

現行制度では、共済責任期間が花芽の形成期から収穫まで一年半から二年にも及ぶほど長いために、当年産の収穫が終わらないうちに次の年に収穫される分の掛金を支払わなければならないことになりまして、農家になかなかなじみにくく、いたずらに負担感を与え、そのことが加入促進の上で障害となっている面もあると承っております。発芽期以前の被害が少ない落葉果樹の生産者の間から特に要望されてきた事項でもあり、適切な措置と受け取っております。

以上を総括して申し上げますと、果樹共済制度の現行システムについて政府が今回用意されました改正措置は、いずれも果樹経営の実態なり生産者の保険需要に即した方向での改善策であると理解いたしますので、全面的に賛成をいたします。

私は、農災法の今次改正全体について、賛成とか反対の意見をここで申し上げることは差し控えます。しかし、少なくとも果樹共済に関する改正事項につきましては、以上の見解に立って、ぜひとも早急に実現していただくよう、諸先生の御協力を改めてお願い申し上げます。諸先生、御協力の上で、私は改正後の制度運営について、この際注文したいことがございます。

と申し上げますのは、果樹共済の制度を組み立てるシステムが以上の諸点について改善されたといいたしましても、それが現場の生産者、特に産地の中核となって活躍している意欲的な専業農家層に受け入れられ、その加入率を高め、ひいては保険収支の改善につながるものかどうか。先ほど申し上げました五十五年大改正の効果が必ずしもあらわれていない経過から考えましても、率直に申し上げまして疑問を持たざるを得ないのであります。

す。
ここで、果樹共済事業への加入が思わしくない原因がどこにあるのか、生産者の間から出ている幾つかの声を紹介させていただきます。

その一つは、共通して果樹共済の制度の仕組みが非常に難解でありわかりにくいという意見が一般に共通しております。

それから第二番目は、非常に重要なことだと思いますけれども、肥培管理に熱心な農家たちの間で、病虫害の被害に対してまで国が負担をして面倒を見ようというこの制度は、どうも情農奨励ではないかという、そうした制度そのものの疑問がどうしてもつきまとっておるといふことでございます。

それから三つ目は、前回制度改正に伴う関係だとは思いますが、以前に比べて共済金の支払い額が少なくなったという不満であります。それにつながらずであります、基準収獲量の査定が生産者の感覚に照らしまして低過ぎるという不満がつきまとってあります。特に精農家の間で、その声が認められるのであります。隔年結果につきまとうこの技術格差の大きい果樹のような作物に、そもそも基準収獲量という平年作の概念を適用することがいいかどうか。また、それをとらえることの技術的な困難さ、ここらあたりの基本問題はよくといたしまして、いずれにしましても、現行制度の損害でん保方式と農家の損害感のずれはかなり大きいものが見られるようでございます。

それから、最後に四つ目は、掛金が年々上がり高過ぎるという声、つまり負担感が強いことでもあります。これを緩和するためにせつかく導入された無事故戻し制度も実施組合率が数%という現状で、この制度が現地ではほとんど生かされてないものであります。

それにいたしまして、果樹共済の加入状況につきましても少し立ち入って現状を見ますと、例えば樹種別に比較いたしました場合、ナシや伊予カンあるいはネーブル等の指定かんきつの引受率が

いずれも四〇%前後に達しているのに対して、ナツミカン、桃、ビワ等はいずれも一〇%台にとどまり、必ずしも被害の発生頻度には比例してはいないものであります。また、同じミカンでも、例えば古い大産地として肩を並べます和歌山県と静岡県で、片や六割台の引受率に対して、片や一割にも満たないという大きな差があります。それぞれの果樹の農業の中で果樹の占めるウエートの差が、共済事業への取り組み方にも影響しているとは考えますが、それにしても開きが大き過ぎるようであり、また、さらに、同じ県内でも市町村の間で、また同一の市町村内でも地区によって加入状況にかなり差があるようなことを承っております。

同じ制度の仕組みの中で、加入状況にこのような差が出ているのはなぜでありましょうか。いろいろの原因がございましょうが、想定される一つの大きな原因として、共済事業の第一線を受け持つ組合の果樹共済事業に取り組み意欲なり事務処理能力等の差が多分に影響しているのではないかと考えます。組合段階における果樹共済の引き受け及び損害評価にかかわる事務処理が複雑煩瑣であることから、現場職員の方々の事業推進意欲が低調にならざるを得ない面もあるのではないかと推察いたします。

もしそれが事実であり、しかもそうした傾向が広がりを帯びていくといたしますれば、制度自体のシステムがせつかく改善されましても、現場でうまく対応できないために農家の加入促進につながらない。つまり、制度改正が現場で十分に生かされないおそれがあるのではないでしようか。

今回の改正による料率の細分化にいたしまして、それを実施するかどうか、これは組合の選択性に任せられておりますけれども、きめ細かく適正な料率改定がきちんとやられるものかどうか、心配いたしておるわけでございます。

ところで、こうした農業共済組合の事業推進の体制づくりに関連いたしまして、系統農協の立場からぜひとも申し上げなければならぬことがございいます。

それは、共済組合の果樹共済に関する事業運営に対して、地元の農協として、役員が先頭に立つて積極的に支援するよう日常的な協力を惜しんではならないということでございます。現に、果樹共済の事業推進に意欲的に取り組み実績を上げていく共済組合は、共通して地元農協との協調体制が非常にうまくできておると申し上げても間違いのないのでございます。

最後に、果樹共済事業が我が国果樹農業の安定的な発展に貢献する制度として今後拡大し、かつ定着することを願う立場から、制度自体の基本にかかわります問題について、一言希望意見を加えてさせていただきます。

申すまでもなく、果実は米のように流通チャンネルが国によって統制され、作柄のいかんにかかわらず、生産者価格が一定しているものとは違ひまして、完全競争に近い商品であり、したがって豊凶変動がストレートに価格の騰落を引き起こします。気象災害で収量が減った場合、価格の高騰でかえって手取り収入額がふえていくのに共済金が支払われるという矛盾した現象がつきまとうのであります。

考えてみますと、災害に対する農家の損害感といえますのは、生産量の減少によって収入額が減ったことによる経済的損失であると、私はそのように判断いたします。

果樹共済が、究極的には果樹栽培農家の所得の安定的な確保をねらった制度であります以上、収量の減少よりは価格変動を媒介とした収入額の減少を基礎に置いた損失補てんの方法、すなわち収入共済方式の方が農家の損害感にマッチしたものだと言わざるを得ません。もちろん、こうした考え方に対しては、作物保険として、災害とは全然関係なく価格変動に伴って生じた豊作貧乏の面倒まで見るのはおかしいではないかというような反論もあると思います。現行の量建ての減収方式とこの収入方式の是非をめぐる議論にこそ深入りすることは差し控えます。

改正で収入方式を最大限に生かした手法として災害共済収入方式が試験的な実施に移されております。この試験事業の実績を十分に生かしていただき、将来に向かって作物保険に収入方式を取り入れる方向で前向きな本格的な研究を政府として急がれるよう、この機会に強く要望する次第であります。

以上、参考人として意見開陳を終わります。

貴重な時間をありがとうございました。

○委員長(北修二君) ありがとうございます。

以上で参考人の方々の御意見の開陳を終わります。

それでは、これより参考人の方々に對し質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○村沢牧君 参考人の皆さん方には、お忙しいところ当委員会に御出席をいただきまして、貴重な御意見をいただきましたありがとうございます。今後の私たちの審議の参考に供させていただきます。

まず、須藤参考人にお伺いいたしますが、私は、農業共済協会や農業共済団体が今回の法律改正について、この改正は制度及び組織に重大な影響を及ぼす、だから賛成ができないという御意見を持っていたことはかねがね承知をいたしておったところでありまして、先ほど参考人の御意見のように、全面的に賛成はできないがえて反対運動はしないというふうな、まあ言うならばやむを得ないというふうな御意見でございます。先日当委員会でも私も審議をしたところでありますけれども、参考人からお話がありましたように、当然加入基準の引き上げであるとか、あるいは共済損金負担方式の合理化、つまり国庫負担を削減する、こうした問題はまさに制度の根幹に触れる重要な問題であるということを、参考人は御遠慮をされたような御意見でございますが、私はもっと強く政府に指摘をいたしているところであります。私は、今度の改正が将来財政当局が言っているような方向になっていく過渡的な問題であって

はいけない。つまり、制度の根幹を守るためには、ここが本当にぎりぎりだというふうに考えています。そういう不安を参考人はお持ちになつておられないでしょうかということ。

もう一つは、先ほど来お話がありますように、事務費の国庫負担が定額化されたということについてどういう見解を持っていられるでしょうか。まず、その点について伺いたいと思ひます。

○参考人(須藤隆平君) ただいまの御質問は、こういったことで、当然加入の問題であるとか、あるいはまた掛金の国庫負担の問題であるとかについて、言うなら財政当局からの強い圧力で押さえ込まれたところがあるんじゃないか、将来これがさらに実務的な面で不安を持つてないかという御質問が第一点じゃないかと思ひます。共済団体挙げましてその不安は持つております。持つております。したがって、先ほど来お話がありますように、局に対しては、先々はそういったことを絶対して、くれないうえであるという念押しをしつつ話し合いをいたしておるという状況でございます。

もう一点は、事務費の定額化の問題でございます。これにつきましては、実は農林水産省の方からはほかのところも全部そうなっているんだからといったような話なんかを聞くわけでございますが、定額化されております例と申しますのは、多くは地方公共団体に属する職員等の補助金部分でございます。したがって、足らず前は言うなら地方公共団体が持つということになるわけでございますが、農業共済はそういうものがあるわけではございませんで、結局農家負担に期待をかけるわけではございませんで、御案内のような状況でございますから、農家負担を上げていくというわけにはまいりません。どうしてもまず先に、自前で働かしながら対応するわけでございますが、先ほど来村上参考人の方からお話ございましたように、ペア財源や何かにつきましても不安というものを

強く持つておるわけでございます。したがって、ペアなり、あるいは物価の動向なりに対応いたしまして、できるだけ機械に引き上げ等の措置をとつていただかなきゃならぬと、かように考えております。

以上でございます。

○村沢牧君 続いて伺ひたいのですが、国庫負担が削減をされれば必然的に農家の負担率が高くなります。国庫負担削減は過去三十八年と四十六年の二回にわたつて行われたわけですが、参考人も御承知のとおり、二回とも激変緩和のための経過措置を設けて、掛金は上がるけれども、しかし政府が別途補助金を出して農家の負担割合を軽減したわけなんです。つまり、その中身を見ますと、昭和三十八年には四・七％掛金率が上がったが、政府は掛金補助金として七年間わたつて十三億四千六百六十六万五千円支出をいたしました。四十六年には一・一％掛金率が上がった、これに對して政府は三年間わたつて二億二千九百九十九万円の補助金を支出している。今回の改正は一・三％も上がるのに何らの調整補助金対策がない。これについて共済団体としては農水省あるいは政府に何らの要請もされなかったのかどうか。このことについてどういふふうにお考えになっていらっしゃるか、お聞きしたいんです。

○参考人(須藤隆平君) 国庫負担の改定問題にかかりましての御質問でございます。昭和三十八年の改正の際でございますが、これは実は掛金の国庫負担方式を全く別な観点に変えたものでございまして、と申しますのは、当時は県単位で、超異常災害に對対応いたします分は全額国庫負担、通常と異常の分につきましては二分の一ずつと、こういうことでございまして、そういうことで出てまいります県平均の国と農家との負担割合を、どこの市町村の掛金にもその割合でもって対応したということがあったわけでございます。

したがって、非常に極端な例を申し上げますと、割合低被害と言われているところの県の中の被害の高いところと、それから高い県の中

の市町村と、掛金率が同じでございまして、農家負担に差があったわけでございます。農家負担に差があるといふのは、高い県にある方が負担が少なく済んで、少ない県のある方の高いところが、同じ率でありながら農家負担が高いというところがあつたわけでございます。これを三十八年改正では、組合単位の掛金率に物差しを当てて国庫負担を出していくということにいたしましたわけではございまして、この場合の分は、先ほど先生お話しのようなことで金額もかなりなものになつておりました、実はこれもそういう立場から、そういうことから団体からも強い意見が出ました。たしか三十七年か六年に法律案が一応出まして流れているわけでございまして、その際に国会の方でいろいろ議論されました中で、今お話がございましたような何らかの調整措置が必要じゃないかということになって、それで政府提案の段階から今お話し調整措置が入つておつたわけでございまして。

したがって、そのときの分と、四十六年の改正のときでございまして、これはいわゆる超過累進で、七〇％を超えてまで、七五、八〇、八五、九〇、九五、一〇〇と、そういうランクがあつたわけでございますが、それをなくするということにいたしました内容でございまして、三十八年と四十六年はちよつと内容が違つております。そういうことで、その際は、まさしく今回の改正で政府側が申しておりますような、言うならば常襲的なものといふところ、非常に高被害、頻度の高い災害を受けるところ、そういうところの分につきましては、国庫負担を減らすということで、関係する組合等が少なかつたわけではございますが、それでもこれは衆議院で修正が出まして、それで国会で修正されたという経緯を持つておるわけでございます。

今回の分でございますが、私どもも部内で、先ほど申しましたような経過をとりながらいろいろ検討をしております中で、もしそういうふうにするのであるならばいわゆる激変緩和措置といふのが必要じゃないかと、こういうことでござい

して、農水省とも何度もやり合ひをいたしたわけでございます。その結果、受け入れることになりました。今度の法律案になつておるわけでございまして、そういう経過がございまして、お話しございましたように、そういうことがしてもらえらるならば大変ありがたい。特に、影響する組合の数が三十八年のとき、それから四十六年のときが一番少ないわけでございまして、今度は組合数といたしましては非常に多いし、額としても非常に多いという状況でございまして。

以上でございます。

○村沢牧君 なお引き続き伺ひたいと思いますが、共済団体は黒字であり多額の積立金を持つています。したがって、保険設計の見直しをして国庫負担の一部肩がわりをしらうか。あるいは今お話がありましたような激変緩和措置が必要なら共済団体がやればよい、こんなような意見も財政当局は持つています。私どもそれを耳にするわけですね、参考人も御承知のとおり。

そこで参考人にお伺ひいたしますが、共済団体の積立金は私共は将来の支払い財源で必要なものだというふうに思つていますが、言われるような多額の、皆さんお考えになつて、たくさん持つてい

るというふうにお考えになりますか。

もう一つ、私は個々の組合に入つてみますると、その運営は決して容易でない。なるほど全国的に見れば大蔵省の言うような積立金を持つてい

るけれども、それと個々の組合の充実のために使ふべきではないかというふうに思ひますが、言われるような、本間に積立金と個々の組合の運営はどうなんでしょうか。

○参考人(須藤隆平君) ただいま積立金に對しては御質問でございますが、これも県連の中でも非常に多く積み立てているところと、それからそれからわすれかたないところとございまして、それからまた、組合段階になつてまいりますと、持つていられると言ひましても、集めては大

といったようなものもあるとは言えないわけでございます。そういう面からしますと、これから後の災害の出方というのに対応いたしまして、それぞれの準備している金というふうに理解して、慎重にこれをやったり取り扱っていかなきやならぬじゃないかというふうに考えておるわけでございます。たくさんあるならば組合等の、何といひますか農家への還元等を含めまして、いろいろ考えたかどうかというふうなお話のようでもございしましたが、現在、先ほど村上参考人からもお話しございましたように、積立金に對します運用益というふうなものを農家負担の軽減等に充てているというふうな状況でございます。

そういうことでございまして、積立金は確かに多いと思われるような県もあるかもしれませんけれども、今度利率が変わりまして、異常災害のときの不足の分が非常に大きくなるという事態がございしますので、多くて多過ぎるんだというふうなことは絶対ならないと、かように思っております。

○村沢牧君 そうであるというふうに思いますが、時間も余りありませんから、次は村上参考人にお伺いしたいんですが、村上参考人には同僚の菅野委員が北海道出身でおりますので、主として菅野委員の方からお伺いしたいと思っております。

私は一点だけお聞きをしたいんですが、危険段階別の共済掛金の設定方式を今回導入したんですが、これは被害率に応じて農家をグループごとに分析し、その危険段階別に共済掛金率を設定する。これは現在も地域別にやっておるというふうなふうに思ふんですが、こういう方式を導入して果たして現実的にうまくできるものかどうか、畑作物についてお伺いしたいと思います。

○参考人(村上正晴君) 危険段階別共済掛金率の導入につきましては、私もいたしましては、考へ方としては極めて合理的なものであると、このように受けとめておりますけれども、この考へ方につきましては組合役職員の方に説明した

段階では、その受けとめ方は賛否相半ばというよりはむしろ消極的、受け入れにばかりでございまして、そういう考へ方の方がやや多いわけでございまして、当然加入であります農作物共済につきましても、危険段階別考へ方の導入につきましては、既に地域ごとに利率を分けて設定しておるわけでございまして、それを農家ごとに分けるということになりまして、これまでの相互扶助的な考へ方で運用されております部落の結びつきを壊すのではないかと、こういう懸念を持っておる向きがむしろ多い。ただ、家畜共済等につきましては、現在組合ごとに一本で、どの酪農家も、どの肉用牛農家につきましても同一の掛金率を適用しておりますので、しかも農作物共済と違ひまして無事戻しが実質的に行われていない。

したがしまして、私も団体が家畜共済を運用する場合に、事故が起きた場合の支払いは当然でございまして、損害防止事業につきましても、事故多発農家を目を向けざるを得ない。こういうふうなことから、無事故対策が今後必要であるという声が多かったわけでございまして、そういう声に對しましては、今回の危険段階別の掛金率の導入は非常に歓迎すべきことではございまして、けれども、それを受け入れる段階になりますと、まだ十分理解が徹底されていないせいか、非常に積極的に支持する層と、むしろ無事故割引のようにならざるに下げてもらおうという考へ方の方が理解しやすいと、こんなふうに分かれておるようでございます。

以上でございます。

○村沢牧君 ありがとうございます。次に、内藤参考人にお伺いいたしますが、家畜共済の加入率を見ると、乳用牛に比べて肉用牛の方が低いわけですね。しかも横ばいである。今回の改正によつてこの加入率は向上する、もっとよくなる、そういうふうにお考へになりますのか、肉用牛については加入率はこの程度のものであるというふうにお考へになりますか。どうでしょうか。

○参考人(内藤進君) 乳牛に比べて肉用牛の加入率が現実的に低い。これが今回の改正で上回るかどうかという御質問と承りましたが、子牛の問題につきましましては、この法律制度ができたときに制度の目的家畜としてあつたわけでございますが、四十一年の改正のときにそれが一応廃止されたという経過がございます。その後の情勢を見てみますと、肉用牛の経営におきまします位置づけ、あるいは子牛の生産の経済的な役割、あるいはその価格等々が当時の情勢と比べますとかなり変わってきておりますし、今後の掛金等の情勢にもよりまして、少くとも私の感じております限りでは、かつての制度よりは掛金率も安く設定していただけるんじゃないだろうかというふうに考へておるところでございますが、そういう情勢を総合的に見ますと、この制度を契機としてかなり多くなるのではないかとこのように感じております。

ただ、農家に対してこういう制度のいわば内容について関係機関がかなりPRをいたしまして、十分承知をしていただくという努力もあわせて必要じゃないかというふうに考へておるところでございます。

○村沢牧君 もう一点お聞きをしたいんですが、それは家畜共済の保険需要ですね。家畜共済は責任分担として御承知のような保険とP保険がありまして、どちらの方が現実有利というふうに思われるんですか。特に、共済組合で獣医師を抱えている組合と、あるいは獣医師がいなくて開業医に全部委嘱をしている組合もあるし、あるいは獣医師を抱えているけれども開業医に嘱託なり、あるいは指定獣医師を設けているところがあるわけですね。これは家畜の保険診療ということも大事なことでございまして、共済組合の、あるいはまた肉牛協会として、家畜の保健衛生、獣医師開業医との関係、共済組合の獣医師との関係、これはどういふふうな持っていたらいいというふうな思われるでしょうか。

○参考人(内藤進君) 開業獣医師によります診療の問題と、共済組合によります診療業務あるいは保険業務との関係の御質問というふうに承りますが、この問題につきましては現実的にその置かれた地域の立地条件、あるいは組合の設立されておる状況等によつてかなり事情が変わってくると思ひますけれども、総合的に見まして、私は共済によります事業というものはかなりいろんな面で開業獣医師による業務よりはいろいろ強化されているように思ひますが、ただ現実的に診療所がないために開業獣医師によつて行われているというところもかなりあるわけでございまして、地域によつて、そういったところにつきましましては開業獣医師と共済による診療業務とのいわゆる話し合い等を十分していただいて、農家が少なくともこういう制度によつてプラスを受けるような立場で話を進めていただけたらというふうに願っております。

○村沢牧君 ありがとうございます。次に、遠藤参考人にお伺いいたしますが、お話がありましたように、家畜共済の加入率が極めて悪い。私も五十五年改正の際この委員会でも論議したんですが、その当時、農林水産省は、この改正によつてせめて加入率五〇%にしたい、という大きな目標を持っておったわけでございまして、残念ながら今お話があつたような加入率の実態なんです。

そこで、参考人から、なぜ加入率が悪いのかというところについていろいろ御指摘があつたところでありまして、私も非常に参考になったわけでありますけれども、そういうことを加味することによつて今回の改正で加入率は促進をするというふうな思われるでしょうか、促進をしてみたいというわけなんですけれども、それには家畜共済をもっと魅力のあるものにして、それから制度の内容をもっと充実すべきだというふうな思われますか。その点について、もう一度御意見を聞きたいと思ひます。

○参考人(遠藤肇君) 今回の改正のそういう意味での効果を判断いたしますときに、先ほど申し

上げましたように、五十五年改正がなせ末端に加入促進という形ではなかったかというような過去の経緯をどうしてもやはり問題にせざるを得ないわけでございますけれども、私はやはり今回の改正の基本的な考えとしては、まさに果樹農家の要望であり、また保険需要に即した方向として、先ほど申し上げましたように賛成でございますけれども、やはり組合の体制がそれに対応できるかどうかということが私は非常に大きな問題点の一つとしてあるというふうに思います。したがって、結論的に申し上げますと、現状よりは私は確かにプラスになると思えますけれども、現在の二割が一、二年の間に三割にいくというふうには楽観的には見ておりません。

いづれにいたしましても、危険方式というものを今後は落葉果樹の場合に主体に持っていくというところ、最後に申し上げました収入方式へのやはり挑戦ということが、将来の方向としてぜひこれは取り組まざるを得ない。それを抜きにして、果樹共済の例えは四、五割の加入を期待するということは無理なんじゃないか、こういうふうに判断しております。

○村沢牧君 果樹共済の制度運営そのものにも問題があるというふうに私は絶えず指摘をしておるんですけれども、参考人も先ほど申しましたようにいろいろな御意見を持っていらっしゃるわけですから、私も、私たちが現地を歩いて果樹農家に接する場合、掛金が非常に高い、それから被害率に対する共済金の支払い割合が悪いんだ、例えば三割被害を受けたんというふうになりますと、その農家にとっては大変な被害だというふうに思えますけれども、その辺のお話がありましたように、基準収穫量、標準収穫量との関係があつてさらに低く見られるということで、したがって掛金はこれだけ掛けたけれども、被害はこれだけ受けたけれども共済金はこれだけという不満が非常に強いわけですね。ですから、掛金率とこの共済金の支払い割合、これらについて日園連加盟の組合の方からもいろいろ御意見もあらうというふう

に思えますけれども、どういうふうにお考えになるでしょうか。

○参考人(遠藤肇君) 保険に加入している者といふたしますれば、掛金は本来できるだけ安くしてたくさんもらえたいというところがあるわけですが、さうも、やはり基本的には共済制度の仕組みと申し上げますか、またそれから伴いますところの損害補償あたりの考えますと、農家の損害感と制度の仕組みとの間のやはりずれと申し上げますか、農家の理解の仕方の不足、保険設計を抜きにした非常に感覚的な不満もあるとは思いますが、私はやはり制度のPR自体も、まだ後発事業でございますので、農協自体がもう少し間に入つて共済組合あたりと協力していきますれば、私はもう少し制度そのものも現在の仕組みでも理解を深める余地はあり得るんじゃないか、こういうふうな考えです。

○菅野久光君 きょう参考人の皆さん、お忙しい中、貴重な御意見をいただきましたありがとうございます。

村上参考人にちょっと伺いをしたいと思つていますが、今回の改正に関連して伺うわけですが、危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入、あるいは果樹共済の共済責任期間の特例の新設が組合の選択によっては可能になることとされているわけでありまして、特に、危険段階別料率の設定についての北海道におきます評価と選択の可能性について伺いたいんですが、よろしくお願ひいたします。

○参考人(村上正晴君) 先ほど危険段階別導入につきまして申し上げたわけでございますが、私もといたしましてはやはり共済が保険かということが絶えず論議がつきまとうわけでございますけれども、少なくとももう一つの保険の純化という立場からしますと合理的な考え方であるということで、前向きに受けとめておるわけでございますが、これが受け入れる側の立場で考えた場合に、農作物共済の場合には既に地域ごとに過去の発生した実績に基づきまして掛金率に差を設けて

実施運用をいたしておりますので、今回農家ごとに高い順に並べてグループ化しておくという思想につきましては、今までは部落、集落は一つの掛金率ということで相互扶助的な考え方での理解をされておりましたので、この辺のところはなかなか理解が得られないのではないかと、したがって、農作物共済にかかわりましては、大方の地域では当面直ちに選択はしていかないのではないか、こんなふうな受けとめております。

また、家畜共済にかかわりましては、これは農作物共済と違ひまして組合の中は事故が多い農家も少ない農家も同一の掛金に相なっております。また無事農家等も現実には行われていない、こういう現状でございます。したがって昨今非常に死産事故が多発してございまして、死産にかかわる掛金率が北海道の場合七、八年前は二割台であつたわけでございますが、昨今三年ごとの改定のために引き上げられて今では四割ちょっとに相なっております。

したがって、事故を起こしておる農家と起こさない農家とのバランスが相当きつくなつてきておりました。そういう意味で、私どもの方には今後は事故多発農家はかりでなしに無事故対策についても考えるようにと、こういう要望が年々とも強まっております。そういう意味からいいますと、この危険段階別掛金率の導入は大変結構でございますが、これをもちまして地帯ごとに説明会を持ったわけでございますが、やはり酪農でありませんと集落の中を分断することには組合運営を預かる者として多少のたらいを付けておきまして、したがってこういう掛金率に差をつけるよりは、今までは果樹共済で行われておりました無事故が続いた場合には自動車保険のように引き下げますという方が受け入れやすいという反応がむしろ強かった。

さらに、非常に合理的な考えを持つような地帯の役員さんにつきましては、むしろこれは積極的に賛成をするので連合会も少しPRするようにという激励を受ける地帯もありますが、賛否相半

ばしておる現状でございます。さらにデータの整理ということもありますので、今直ちに家畜共済自体におきましてもこれを採用していくというのはむしろ少ないのではないかと、こんなふうに考えております。

○菅野久光君 なかなかこれは難しい問題ですね。

次に、農作物共済の共済掛金の国庫負担方式の合理化についてでございますが、本年の料率改定によりまして上昇とこの国庫負担率の引き下げによる農家負担の上昇が重なるわけですね。いづれ農家に混乱が生じるような気がしてならないんですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○参考人(村上正晴君) お説のとおりでございます。特に北海道の場合には過去四年連続災害を受けておりました。そういうことでちょうど掛金率の改定期とぶつかりまして、水稲では、組合によりまして若干違ひわけでございますが、従来の農家負担に比べて平均一七％アップでございます。それに国庫負担の改定によりましてこの分につきましては二〇％ほど引き上げになります。これを両方を合わせますと四割従来の負担より上がる。麦は、これはまた穂発芽等で相当の被害を受けておりますものから、水稲ほどじゃないかもしれませんが、それでも七割ほど上がるわけでございます。それから国庫負担の改定に伴ひまして二二％ほど、両者合わせますと三三％ということになるわけでございます。

非常に頭の痛い問題であるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、各組合は一月以降集落座談会をしまして新年度の事業計画等を中心にした説明会を行うわけでございますが、その時点ではこういった全貌がはば明らかになっておりましたので、率直に訴えたわけでございます。その結果は、ある程度新聞報道等で予期しておつたかとも思いますが、私どもが非常に心配しておりましたほどの強い突き上げもなかったのは、何といたしておるわけですが、

四割、さらに麦は三割ということでございますので、これは定額方式で賦課金もさらに上がるといふことになっては追いつきかけざる結果でございますので、運営面で努めて合理化を図りながら少しでも緩和をしていきたい。幸い水稲につきましては三年ごとに掛金率が改定になるわけでございまして、三年後、実はこの二十年間の一番最初の年が二八%という高被害の年次に当たっております。しかも昨年はゼロに近い災害でございまして、この入り違いだけで二・四%違うわけで、約二割以上引き下がることになることもあわせ訴えまして、三年間だけひとつ辛抱していただきたいということで御理解をいただいております。

○菅野久光君 余り強い突き上げがなかったというところなんですが、あらかじめPRが行き届いていたのか、それとも余りのことに声もなかったというところなのか、そのどちらかちょっとわからないわけですが、いずれにしても、これは大変なことには私はないかというふうに思います。

時間もございませんが、今回の改正で肉用牛の生産共済が復活することになっておりますが、酪農大國北海道としては乳用牛についての要望は特になかったのでしょうか。また昨年、北海道の一部において干ばつによる牧草被害が問題になったわけでありまして、この牧草を畑作物共済の共済目的にしてほしいというような要請もあつたとかというふう聞いておりますが、その点で何か御意見があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○参考人(村上正晴君) 今回の肉用子牛の共済目的の追加にかかわりまして、北海道におきましてはいわゆるホルスタイン系統のホルズ牝が二十万頭台の七割近くを持っておりまして、目下乳牛の引き受けにかかわりましてはほぼ一〇〇%の引き受けをいたしておりますけれども、肉用牛はその域に達していない。その根拠をいたしましては、ただいま御指摘のような比較的事故の多い子牛に

ついての共済がないということ等もございましたので、今回の制度化にかかわりまして協会を中心とした検討会であわせて実現方を要望した経過があるわけでございますが、残念ながら、これまでこの肉用牛の制度化にかかわって国として調査を進めてきておったわけでございますが、乳用子牛につきましましては調査の対象になっていない。新たに調査をするとして、五年はかかるわけでございまして、そのためにせつかく肉用子牛が足を引張られては困るという府県の意見等もございまして、早急にこの調査を続けていただくということで今後に期待をいたしておるということでございます。

ただ、生産共済の考え方は親牛とセツトという考え方でございまして、この点につきまして本道のホルズ牝につきましましては生後すぐ離すという、むしろそちらの方が多いものですから、それと今の制度とはちょっとなじみがたいので、そういう面ではなむような新たな検討ということもあわせてお願いしてまいりたい、このように存じております。

それから、二点目の牧草にかかわる共済でございますけれども、実はこれも農水省の委託に基づきまして予備的な調査を担当したことがあるわけでございますが、単に牧草の被害ということになりますと、量もさることながら質の問題があるわけでございます。しかも、酪農家のこの種の保険に対する要望を承りますと、仮に草が取れなかったという場合に共済金をもらっても何の役にも立たない、かわるべき草の提供が必要である、こういう意向の方が非常に強かったということでございまして、今後ともさらにその制度化に向けて困難な技術的な問題について究明してまいりたい、このように存じております。

○藤原雄雄君 時間もございませんので、私は須藤参考人に一問だけお伺いするわけでございまして、いろいろお話しございましたが、私はこのたび

の制度の仕組みそのものについての問題点については過日いろいろ質疑を通して訴えたところがございますが、金銭的なことである程度のカバーできる面、これも許されない、我々の立場から言いますと問題点という点は何点か指摘をいたしたところでございますが、さつき参考人のお話の中にございまして小規模なところ、山間部とか都市近郊、それから未加入の方が散在する、こういうことのために防除等いろいろ問題が起きます。さらにまた農村の今日まで培われてまいりました相互扶助精神、こういうものにひびが入るといふことは農村にとりまして非常に重大な意味を持つものであつて、何にもかえがたいものであらうかと私は思うんであります。

このたびの改正で、こういう崩壊といひますか、混住化の兆しといひますものも今日まだ論じられておるところでございますが、農村のこういう相互扶助といふような気持がだんだん薄らぐやうなことがあつては絶対相ならぬという気持が強いんでありますけれども、このたびの制度改正等に伴ひまして、こういう問題については当事者であられます参考人の立場から今後どういふうに対処していくお考えか。制度そのものというよりも、農村にまつわります諸問題として非常に重大な問題であり、しかし制度はもう進みつつある、こういう中でのことであります。その点のことについてお考えをお聞きをしておきたいと思つてあります。

二点目は村上参考人に、このたびの制度改正という点については私もいろいろ言いたいことがあるんですが、このたびの制度改正ということとそれから今農業を取り巻く諸制度、諸問題、財政再建、財政逼迫といふことである問題点が国会でも議論になっておりますし、それがまたやむを得ないといふ方向に進みつつある。過日も金融三法の審議がございましたが、補助制度、補助金から融資へ、こういう方向に変わりつつある。その一つとして、過日その問題も随分議論になり

ました。先ほど北海道の大規模な地域では平均一千万からの借財を背負つてということでありまして、また、負債整理のために新しい負債はしないぞ、こういうことで取り組みなさいかぬという御指導をなさつていらっしゃるやうであります。掛金率は今お話しございました水稲では四〇%ですか、さらに麦でも三〇%からの掛金が上がるやうな状況のところも出てくるということでもあります。

この制度だけ見ますとけしからぬということかもしれませんが、農業政策全体を見ますと、今日までの制度の改正等によりまして、災害がございまして、今まで共済で四〇%からの補てん率といふことでカバーされておった。これがやはり補助から融資といふことになりまして、これは返さなきゃならぬといふことであります。農家負担といふものの打開策を何とか講じなければならぬといふやさきにこのたびの改正、またそのほかの諸制度を絡めまして、農家にとりましては非常に大変な問題ではないかというふうに認識をしておるんですが、この間のことについては村上参考人はどのように御認識をしてお考えになっていらっしゃるのか。

また、今、農家負債整理といふことで御努力なさつていらっしゃる立場から、お考えをお聞きしておきたいと思つてあります。

○参考人(須藤隆平君) ただいま御質問ございましたが、当然加入基準の引き上げにかかわりまして、共済の母体でございまして集落の崩壊が心配されるんじゃないか、どういふやうな対応を考えているのかといふやうなお話でございます。まさしく同感でございます。何とかそろっていくやうに努力しなければならぬだろう。そのためには、一は、今までやっております損害の防止事業を通じて一緒にやっていくやうな体制をつくるのが重要であらうかと存じます。また、集落のいゝんな行事その他に因連いたしまして、農業共済も集落とあつてのいゝんな対応をしていくやうに今までの以上に心配をしていかなければ

ので、事業の拡大、特に新種共済となりましますと歴史も新しいので、なかなか加入意欲を刺激するといふ点では苦勞がつきまとうわけでございまして、烟作物共済を実施しまして七年の経過を持つておりますけれども、やはりこういう新しい共済には安定した農家にも加入してもらふということが制度の安定上どうしても必要でございまして、そういうことから元請の組合では加入を勧めるに当たりまして事故がなければ無事戻しをいたしますと、こういうような話をいたすわけでござい

す。しかしながら、新しい共済というのはとく事故が多発いたしております、それらに向けるべき積立金がないという場合が問々あるわけでございまして、組合長といたしましては市町村の助成を受けながら、万一特別積立金がない場合には業務勘定でも約束をせざるを得ないといふことで苦勞をいたしておるわけでございまして、しかしながら現在の規定では特別積立金がない場合には無事戻しができない、そこで業務で何とか支払うといった場合には、無事戻し類似行為といふことで禁ぜられておると、こういう現況でございまして、その辺のところもこれから新種共済を勧める場合には、そういう余りかたくなな形をとらない方が現場では非常に勧めやすいといふ声を聞いておりますし、また積立金の運用等にかかわりまして、元本が保証されるものを前提にした運用といふことで制限を受けておるわけですが、最近、金融の自由化とともに新しい商品が随分開発されておまして、元本保証でなくとも安全性についてはかなりだれしもが認められておるといふもの等につきましても農水省内部でも検討されておるといふことでございまして、今後そういう方向でひとつお考えをいただきたいといふことを申し上げたわけでござい

ます。それから、制度金融の前提として加入の義務づけといふことでございますが、これは日ごろ私どもが中央に向かって要請を申し上げておること

にはぜひこういった点についてお考えをいた

だきたいものと、このように存じております。
○塩田啓典君 内藤参考人にお尋ねをいたしますが、今回、危険段階別共済掛金率というのが導入されたわけですが、これは賛否あるようでありまして、家畜共済の場合はこういう制度が必要なのかどうか。これはそういう要望があるんですけれども、この点どうなんでしょうか。

○参考人(内藤進君) 危険段階別の負担方式につきましては、家畜の方に関連いたしましたので、要望があると理解しております。やはり先ほどこちらのお二万の参考人からもお話がございましたように、一つの組織として平等にやるべきじゃないかという論と、それからお金を使わない農家に対してはそれなりのやっばりメリットを与えるべきじゃないかという論が確かに二つあると伺っておりますが、総合的に見ますと、そういう基本線から見て、要するにお金を使わない農家には何らかのメリットを与えろという論から見て、家畜についてもこの危険段階別の掛金率制度については賛成の意見が多いように承知しております。

○塩田啓典君 家畜の場合はいわゆる無事戻しといふのですか、結局、事故がなければそれを払い戻しする、そういう制度があればこれで十分じゃないかなという感じもするんですが、その点はどうなんですかね。

○参考人(内藤進君) 御説明をちょっと落としましたが、無事戻しがあればいいという意見もござい

ます。その辺のところにつきましては、要するに今申し上げましたように、使つてない農家は何かのメリットを与えろといふことでござい

ます。無事戻しで完結できればそれでいいという意見もあるように承知しておりますが、一つの形として、この危険段階別の負担方式もやるべきじゃないかという意見があることは事実でござい

ます。
○塩田啓典君 それから、最後に遠藤参考人にお尋ねいたしますが、お話では果樹共済は非常に低いわけだけども、和歌山県と静岡県は片や六割、片や一割、こういう差がどうして起きるのか

ですね。
それともう一つは、掛金が多くてもらうのが少ない、こういう意見があるという、これは魅力が余りないということも原因だと思ふんですが、本

当にやっばり魅力がないものか、今の現状ではどうですか。その点どうお考えかということ。

それともう一つ、昨年は農作貧乏じゃなくて逆で、災害があつたけれども非常に高くなつて農家は収入がよかつたわけで、確かに今のお話のよう

に、共済制度というものは実態に合わないわけですね、農家が必要なのは収入が必要ないわけ

ですから、そういう意味では災害収入共済方式ですか、これは私、内容はよく知らないんですが、ともかくそれを近い考えのようですけれども、こういうものを今後伸ばしていけばいいの

かどうか。今おっしゃつたような問題についての矛盾を解決するにはどういうお考えがあるのか、これを具体的に伺ひたいと思ひます。

○参考人(遠藤肇君) 三点御質問をいただきました。まず第一点の、和歌山と静岡を例にした問題で

ござい

ます。御案内のように、両県とも日本のかんきつ産地として一番古い、また生産量においても肩を並べる産地でござい

ます。このように差が大きいといひますのは、私も農業共済協会あたりの御専門の方とかいふ方にもいろいろ御意見を承

つたわけでござい

ますけれども、和歌山県と静岡県ではそれぞれの農業におけるかんきつウエ

イトが、やはり和歌山というのはかんきつが非常に大きなウエイトを占めております。静岡になり

ますとほかの商品作物なりもござい

ますし、そこから辺から共済事業全体の中における果樹共済のウエイトといひますか、取り組みというやうなことも関係して

ですが、そういう点はイエスカノーか、どうでしょうか。

○参考人(遠藤肇君) 加入率が低い原因で、私ちよつと落としたことを言わしていただくんですけども、損害評価の基礎になります基準収獲量、この基準収獲量といふのは果樹の場合には品種によつても、また同じ農家でも園地によつて、同じ園地の中でも樹齢によつて違うわけがございます。それを基準収獲量という平年作の概念を使つて損害評価の基礎に置くことは、やはり現実には無理があるんじゃないか。そこがやはり精農家たちのこの災害制度にかかわるいろいろな不信をもつておるのではないかと、こういうことを言わしていただきたいと思います。

○壇出啓典君 どうもありがとうございます。○下田京子君 参考人の皆さん、御苦勞までございます。

最初に、須藤参考人に二点お尋ねいたします。最初は、当然加入の引き上げとの関係なんです。が、先ほどお話しございましたが、大蔵省の当初要求は三十から五十アルであつたんですけれども、二十アルから四十アルということと団体の意向も幾らか取り入れられたというふうなありました。この当然加入制というのとは一体どういう意味を持つのか。お話しありましたように逆選択が生じないように、あるいはまた危険分散を図るとか、あるいは共同防除などの損害防止事業を一体となつて進めるといふことで、とにかくにも農作物共済制度の根幹だといふふうに私も思っています。それが二十アルに引き上げられたことによりまして、当然加入対象農家が過半数を割る組合というものも相当出てくるんじゃないか。その際に、現在どういふ影響が出てくるんだらうか。特に、任意の建物共済との関係で影響はどうなのかといふことなんです。御承知のように農協との関係もございまして、いわゆる組合員以外の方にこの任意建物共済という点では御援助されていると思うんですが、これが一つ。

それから、二つ目が事務費の問題なんですけれども、物価上昇等に機械にやっぱり対応してはいるというお話がございまして、政府の方はこの事務費の助成方式が定額化されたことによつて、これから言つてみれば削減対象にされないメリットがあると、こういう説明はされているんですけども、事務費の推移等を見ますと、定員削減がせいぜいこの間二割弱だ。ところが、ペーパーの方は五割前後になってますね。ということを見ますと、いろいろ共済の合併であるとか機械の導入であるとかやつたにいたしても限度があつて、職員のベースアップというものは対応しなきゃならないという点が私は必要だと思つて、その辺もうちょっと詳しく聞かしてほしいと思います。

○参考人(須藤肇平君) 一つは、当然加入ラインの引き上げ問題に関連いたしまして、当然加入そのものの意味合いというふうなことの話をあつたかと思つて、それらの点につきましては先生お話しのようなこと、必要な災害対策をきちとやつていくには当然加入制をとつていかなきゃならぬ、こういうふうなことであるわけでございます。そういうことでやつておるわけでございますが、御質問の中身といたしまして、例えばそういう中で任意共済の加入なんかも大きな影響が出るだらうといふことでございまして、これはまさしく出るわけでございます。私どもその点を大変心配しております。

ただ、今の建前といたしましては、当然加入資格がなければ建物共済に入れないという話じやなくて、組合員資格というものは従前どおりの線を決まつておりますから、そういう意味で組合員になつていただく、任意共済に加入していただく組合員になつていただくことはできるわけでございます。

それから、二番目に事務費の問題でございまして、定額化されて、今、先生御指摘のように、今まででも実はペーパーは十分毎年毎年反映されていたわけじゃないんです。ここ何年かは、前年度補正よりも次の年の当初が少ない、確かに対前

年当初で見ますと二割か三割の増といふふうになっておりますけれども、ペーパーを含めまして補正後と比べますとやはり五億から十億減つていたという経過をたどつてまいつたわけでございます。したがういふ中で、農業共済団体といたしましては、そういう中で先ほど来お話しございましたように、新規事業の加入推進等に努めまして努力を図ると同時に、特に事業の面で安定をいたしておるという点で、それで足らず前を補つてきているといふことでございまして。

今後どうしていくか、機械に对应していただくなければならぬわけでございますが、やはり事業を一生懸命進めていくといふことを基本にして、何とかしのいでいかなければならぬだらうといふことでおるわけでございます。

以上でございます。

○下田京子君 次に村上参考人にお尋ねいたしますが、やはり二点お尋ねいたします。

一点は、今回の国庫負担引き下げ、当初大蔵が一割二分の一という主張をされてきたこの改悪は避けられたわけなんです。超過累進が頭打ち一割引き下げられたといふことになりました。その結果、北海道のように掛金率の高い地域は、よりの農家負担が大きくなる、こういうことで高被害地の農家負担を軽減するといふ趣旨の超過累進制が大きく後退したんじゃないかという点の評価です。

それから二つ目に、さっきもいろいろお話がございましたが、北海道は五十五年冷害等で大変料率改定によつても掛金が上がるわけですね。まさに国庫負担引き下げと二重の打撃を受けることになると思つて、確かにお話しにもございまして、この間、共済制度が大変動を遂げたように、この間、共済制度が安定といふ点でも一定の役割を果たしてきたのは事実でありますけれども、連続する冷害の後遺症といふものは、大きな負債といふその一つの原因をつくつておるんじゃないか、こう思つたわけなんです。

が、この二点についてお聞かせください。

○参考人(村上正晴君) 国庫負担別表の改定が行われたわけでございますが、先生御指摘のとおり、大蔵省の当初の要求にかかわらずしては一律五〇%ということでございます。大変頭痛を痛めたわけでございますが、先生方のお力添え、農水省の御尽力によりまして大分緩和された形になつたわけでございます。私先ほど組合員の方から強い突き上げが避けられたと申し上げましたけれども、困ることについては実際問題としておるわけでございます。ただ大蔵の要求から見るとよく頑張つてくれたという理解があつたといふことでございまして、特に北海道につきましては八〇年代農政の描く優等生でなかつたかと、こう自負しておるわけでございます。それが大変困る事態に追い込まれておるわけでございます。

したがういふことで、今後とも運営面での合理化を図つて、少なくとも賦課金面についての増高を避けて、さらに農水省も一度行政改革の洗礼を受けたわけでございます。それから胸を張つて給付面での改善を進めていただけて、それによつて農家に魅力ある共済に仕立てていきたい。

さらに加えて、せっかく必要あつて超過累進制が残つたわけでございます。後退といひながらこれ以上の後退をなさらないように先生方のお力添えをいただきたいものだ、このように存じております。

なお、四年連続の災害で掛金率が上昇をしたわけでございますが、幸い北海道におきましては過去にも四年に一度災害がやつてくると言われておりました。この率の改定は過去の実績に基づくものでございまして、この点につきましては比較的理解が得やすい、これまでも理解をいただけておるわけでございます。しかしながら実際問題としておるわけでございます。これらににつきましてまたただただ理解をいただけて、先ほど申し上げたような給付面での改善で御理解をいただきたい、このように存じておるところでございます。

それで、負債整理対策にかかりましても、先ほども申し上げたように、やはり私も共済も農協と一緒にしまして、これ以上新たな負債をつくらないということが負債整理対策の目玉である、こういうことで取り組んでおるわけでございまして、そういう意味におきましても、この農業共済制度は北海道にとつて必要欠くべからざる制度だと自信を持っておるわけでございます。この点につきましてもこれ以上の改悪にならないように頑張つてまいりたい、また先生方の御支援をいただきたいと思つてゐるわけでございます。○田淵哲也君　まず、須藤参考人にお伺いをします。

今回のこの法案には賛成できないけれども積極的反対運動はしない、つまりこの法案の中には賛成できない反対の部分もあるけれども評価できる部分もある、つまりあめとむちとまざり合つておるということではないかと思ひますが、ただ、評価できる部分として危険段階別の共済掛金率の設定方式ということも挙げられておりますけれども、私は一つの大きな流れとしてやっぱり共通したものがあるのではないかという気がするわけです。

というのは、今回の法律案というのは、一つは財政上の理由というのがあると思ひます。それで、財政上の理由というのは、赤字国債をたくさん抱えて財政が苦しいからとか我慢してくれというだけのものではないかと思ひます。やはり国民的負担をすべきものと受益者負担をすべきものとの割合についての見直し、あるいはそれが妥当であるのか妥当でないのか、そういうことについて一つの国民のコンセンサスというものが背景にある問題だと思ひます。

それからもう一つは、それとも若干関係はありますけれども、やはり自由化とかデレギュレーションという最近の考え方というものが背景にあるのではないかと気がするわけです。例えば危険段階別の共済掛金率の設定方式にしても、やっぱり被害の少ないような技術水準の高い農家

とそうでない農家、つまり被害率というものが固定化して、いつも掛金ばかり掛けて見返りのない人と共済金ばかりたくさんもらふ人の不公平の是正、そういう問題が背景にあるわけでありまして、しかし、そういう発想は、そもそもやっぱり健康なというか、健全な者が被害を受けた人を助けるという共済制度とは若干相入れない面がある、それでこの考え方と超過累進的な国庫負担方式の改正ということと私はやっぱり共通点があると思ひます。これはやっぱり地域的に被害が常に多い地域と多くない地域では、それで超過累進的な国庫負担をすると、国の財政が一定の地域の人に偏るのではないかと、こういう意見もあるわけでありまして、だから、決して別々なものじゃないか、その背景としてあるのは共通したもので、やっぱり受益者負担的な考え方が非常に強くなつておると見ていいのではないかと思ひます。

それから、当然加入基準の引き上げにつきましても決してそういうものと無関係ではないのではないかと、やはりデレギュレーションで、余り小規模で必要のない人まで強制加入させなくてもいい、だから背景にある流れというのは、須藤参考人がこれはいい、これは悪いと言われたものも、そんな区別はなく、一貫したそういう思想というものが背景にあるような気がするわけです。こういう大きな流れについてどうとらえられておるか、お伺いをしたいと思います。

○参考人(須藤隆平君)　大変難しい御質問でございます。大変答えにくいわけでございます。実は、超過累進的な天井を下げたということと、それからまた、零細農家の任意加入の枠を広げていくという共通のものがあるのではないかと、いうことでの御質問と思ひます。実は、掛金の国庫負担の方につきましても、基本的にはどう一体国が持つとすれば持たないのかという問題があるのだと思ひます。これはやはり何と申しましても、そういう農業災害といつたものの特性というところからいろいろ考え

られるんじゃないかと、かように思ひます。したがひまして、先ほども過去の経過の中で申し上げましたが、三十八年改正までの間の国庫負担の持ち方というのは、ある意味では災害対策というふうな考え方がはつきりしておつたんじゃないかと、かように思ひます。超異常的な災害につきましてもこれは全部国が持つんだ、またそれ以下の被害の分につきましてもこれは国と農家と半々だと、こういうことでございまして、非常にはっきりした考え方があつたんじゃないかと、かように思ひます。

ところが、三十八年改正によりまして、今やつておりますような超過累進の方式に変えたわけでございまして、こうなつてまいりますと、私ども見ておりますのは、どうも国庫負担というよりも国の負担軽減のための補助ということに性質が變つてきたんじゃないかと、かように見ざるを得ないんじゃないかと、かように思ひます。補助でございまして、今日のような状況になりましてそれを圧縮していくということでもございまして、そういう意味合いから、先々財政事情等も絡んで圧縮、圧縮という心配を共済団体といひましては持つておるわけでございまして。

一方の当然加入の基準の方でございまして、これも考え方はいろいろあると思ひますが、やっぱり制度発足時の考え方と農村事情が變つておられますから、さうじゃないかと言へるかもしれないけれども、やはりこういう農業災害に對しまして、災害対策として農業共済保険制度が必要なんだということでございますと、その必要な制度は国からも支えはいたしますけれども、とにかく間違ひなく健全に運営されていかなければならぬんじゃないか、こういうことだろうと思ひます。

そういう間に、農家の方々の公平というものを考えていかなければならぬんじゃないかということから、当初は、当時一歩以上耕作しておれば、たとえごくわずかな水稲しか持つてなくても共済関係は当然成立だということがあつたわけでござい

ます。だんだん物別に十アールとかどうこうというふうに変つてくるわけでございまして、これはあくまでも農業災害に對します、農業災害の危険の出方の特性等と兼ね合つて、当然加入ラインというものはやはり一つ考えておかなければならぬ面があるんじゃないかと、かように思ひます。何となくかといふ面等もあるかと思ひますけれども、農業共済保険という立場からいたしますと、そういうことで、小さい農家にありましても参加していただく必要があるんだというふうになると思ひます。

ちなみに、実は今、水稲共済にありましては一筆単位共済の方式が大部分でございまして、一筆単位方式で経営規模別の危険を見てみますと、そうすると、例えば小さい危険のところは皆危険率が高いのかといふと、さうじゃないと、高くないと、高くないと、それからまた少ない農家と両方に分かれていく傾向を持っています。非常に安定した農家とそうでない農家とに分かれていく傾向を持っています。

したがひまして、そういう中で任意加入というふうなことにしてしまえば、これは逆選択加入が起つてくるわけでございまして、逆選択加入が起つてまいりまして、水稲の事業経営を危うくしてくるというところが、特に任意加入になります。農家の割合が多ければ多いほど強くなつてまいるわけでございまして。例えば現に七〇%以上任意加入になるところにありましては、これはまたもちろん自然環境、耕作条件等もいろいろございまして、非常に今申しましたような逆選択加入になつてくるおそれが出てくるということでございます。

そういう立場から考えますと、やはりそのところで必要な共済事業につきましても皆で持つていくんだということから皆参加する、こういう制度が必要になつてくるわけでございまして、自由化といったようなこととの兼ね合いでだけ考えられるべきものじゃないんじゃないかと、

かように思うわけでございます。

以上でございます。

○臺屋武眞榮君 時間も限られておりますし、また今まで多くの皆さんから大事な御尋ねがありましたので、私も立派な御意見を聞かせ願ひましたので、そのお礼の気持ちを含めて、一問ずつあらかじめお尋ねしましてお答えいただければ大変ありがたいと思っております。

まず須藤参考人に、今さっき田淵委員もおっしゃられた、私もいみじくも一緒のメモを見てありますが、全面的には賛成できないが積極的な反対はしないという非常に抽象的なところへの発言をされたわけでありまして、この中には賛否両論あるということでありましょう。そこで、この法が改正された実施された場合に、これもまた細部にわたる限りがないでしようが、特にどういう面に明るい面が浮かび出てくるであろうか、そのことを簡単に尋ねたい。

それから村上参考人には、お話の中で生産協定というお言葉が出ておりました。私は法というものは生産農家を守って生産向上をさせるためのものである、またそうでなければいけない、こう思うわけなんです。ところが、日本の農業あるいは北海道の三つの柱を挙げておられましたが、稲作、畑作、酪農と、特に生産協定をしななければいけないという何かしら矛盾を感じるわけでありまして、それは一体どこに原因があるんだろうかというところをお尋ねしたいんです。

次に内藤参考人に、肉用牛の経営が特に厳しい、こういうお言葉がございました。申し上げるまでもなく、牛肉の安定的供給ということとは、これはいつも言われておることであるし、また聞くことであるわけですが、そのことと今の肉用牛の経営が特に厳しいという面と安定的供給という面とを結びつけて、輸入枠の問題をどのようにお考えであるか、このこと。

それから遠藤参考人に対しては、果樹共済の加入率が特に低いということから幾つかの理由を述べておられたわけですが、私、奇異に感じしました

ことは、病虫害に対する国の介入ですか、これはいけないようなことを述べておられたわけでありまして。そのことも関連いたしますが、果樹の量と質の面から、特にミカンに例をとりますと、減反とか豊作貧乏というお話もなさいましたが、特に質をよくするということが日本の果樹栽培に対して非常に大事な課題じゃないだろうか、こう思うんです。現実にはアメリカの人たちに会いますと、最近の日本のミカンはアメリカのミカンよりおいしい、とてもおいしいとよく褒めてくれる米人がおられるわけでありまして、そういうこともにらみ合わせてやっぱり品質の改良、量というよりも質を高めていくということが非常に大事であっていか、こういうことですね。

以上の点から、ひとつ時間の許す範囲内でお願ひしたいと思ひます。

○委員長(北修二君) 参考人の方々にお願いをいたします。時間の関係がありますので、ただいまの質問については簡潔にひとつお願いをいたします。

○参考人(須藤隆平君) 改正によりまして明るくなるような見通しがあるのかというお話でございますが、先ほど申し上げました、出ております掛金国庫負担当然加入ライン以外のことは、これはすべて組合等がやりたければやると、こういうこととでございます。やりたいと思つているところには若干明らなみが増すかもしれないが、それより以上に、村上参考人からお話ございましたように、総体的に見ますれば厳しいものになつてきているという理解でございます。

以上でございます。

○参考人(村上正晴君) ただいま大変難しい御質問があったわけでございますけれども、この農業災害補償法の第一条の「目的」にありますように、最終的には生産性の向上に資する施策だと、このように存じておられるわけでございます。北海道の場合には幸い三本柱である稲作、畑作、酪農、それぞれ農業共済でカバーをいたしておられるわけに

ございまして、今回、財政再建という一つの流れの中で若干の後退を余儀なくされたわけでございますが、さらにその洗礼を受けたわけでございます。このようにした給付面での改善につきまして先の方のお力添えをいただきながら農家の期待にこたえてまいりたいと、このように存じております。

○参考人(内藤進君) 肉用牛の生産状況、及び経営が厳しい状態と、牛肉の安定供給との絡みで輸入枠の問題についてどう考えるかという御質問だと理解いたしました。この輸入枠の問題につきましては、需要と供給とのバランスの関係で設定をされておると理解をしておりますが、その限りにおいて必要なのは入れていただくざるを得ないと思ひますけれども、対外的な圧力が強いからと言って、そのバランス以上に輸入枠を拡大していただくことは、生産の立場から見れば避けたい。だいたいという考えは持っております。その背景として、私も肉用牛生産の立場からは生産を絶対確保するという覚悟で対処をしてみたい。そのために生産性を向上する、あるいはコストを下げるという努力は今後も引き続き行うこととして努力をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○参考人(遠藤隆君) これからの果樹の国際競争を考えましても、まさに日本の果樹が生きたためには品質で勝負をするという以外にはないと思ひます。品質で勝負するためには、防除作業が決定的に重要でございます。

ただ、私が申し上げましたのは、防除作業というものは、みずからの経営の責任においてしっかりとやらなければこれは回避できるものでございまして、やはり手入を怠ける者が病虫害を発生するという事態に共済金を支払われるというのはいかかなものだろうかという不満があるということを申し上げます。

○委員長(北修二君) 以上をもちまして参考人の方々に対する質疑を終わります。

参考人の方々に一言お礼を申し上げます。

本日は、皆様には御多忙中にもかかわらず、当委員会に御出席をいただきまして、大変貴重な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。当委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げます。

午前の審査はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十一分休憩

午後二時二分開会

○委員長(北修二君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○菅野久光君 本来の農災法に入る前にちょっとお尋ねしたいんです。

例の日照における漁業の問題でありますけれども、この交渉状況がどうなっているのか。私、北海道で、地元としても大変心配しておりますので、今の段階で私どもに報告できることがあれば、ぜひひとつ報告をしていただきたい、このように思ひます。

○政府委員(斎藤嘉夫君) 新しい日ソ漁業協力協定に基づきます日ソ漁業合同委員会におきましてサケ・マス漁業実態交渉は去る五月十三日から開始されたわけでございますが、我が方の代表は中島海洋漁業部長、先方はジラーノフという漁業省の渉外局長でございます。それから既に二週間余りを経過しているわけでございます。

これまでのところ、日本側といたしましては総クォータは一昨年並みの四万二千五百トン、それからもう一つ重大な事項といたしまして、特に中型流し網漁業につきましては、四十四度から四十八度の間の漁区を開放してほしい、それから漁獲量を四万二千五百トンにするという条件のもとに、協力金は従来どおり四十二億五千万を支払う用意ありということをおっしゃっておられるわけに

すが、先方は漁獲量につきましては三万五千トンが限度であるということ、それからまた、いわゆる漁場転換についてはこれは認められない、せいぜい専門家の会議を開くのが、ことしできることの最大限である、それからまた、漁業協力費につきましては、ソ連の国内でこれだけ金がかかっておるといふようなことを言ひまして、そのうちの、日本にはもっと持たせてしかるべきなんであるけれども、日本がびつくりするといけないから五十億ないし五十五億というのを言ひておりました、今のところこの状態で交渉はいわば膠着状態という形でございます。

私もどなたといたしましては、既に漁期が迫っておりますこともございまして、一日も早く安定的な操業条件のもとで出漁が確保されるように、現地の代表団ともども最大限の努力をしておるところでございます。

○菅野久光君 交渉のおくれに伴って北洋のサケ・マス漁やカニ、ツブ、エビ漁の関係業界への影響が非常に大きいわけで、北海道庁の水産部で調べた結果が二十四日も発表されました。それによりますと、サケ・マス漁船七百七十四隻の今年度内に返済しなければならぬ金額は、長期資金、短期資金合わせて百九十一億円。カニ、ツブ、エビ漁船七十三隻のそれは二十三億円、それから釧路や根室の水産加工業者で操短や休業しているところが増加している。カニ、ツブ、エビを主として扱っている網走、宗谷、後志の業者は原料不足で雇用不安が高まっている。船舶製造、修理業は受注が前年より四、五割ダウンしている。漁網販売店二、三割、トラック運送業者は一ないし三割五分ぐらいがダウンして、代金回収が期待できないと見る業者も多い。このような状況のために、大量倒産のおそれも出ているという結果になっております。

そこで、当面の対策として、まず緊急融資措置をとるべきではないか、さらに道も国に対して要求することになっているようでありますが、償還延滞金については国が長期特別融資措置をとるべき

ではないかというようなことなどいろいろ要望の中にあるわけでありますが、今の段階でもしもお考えがあれば、ひとつ承っておきたいと思ひます。

○政府委員(青藤達夫君) サケ・マス関係の問題につきましては、ただいま交渉中のことでもございしますし、その段階で救済措置というふうな派の声があることも承知してはおりますけれども、そういうことについて今政府としての態度を示すことは、交渉の前進にはむしろつながらないのではないかと判断がございしますので、差し控えていたしたいと思います。

それからカニ、ツブ、エビ関連でございますが、これは御承知のように五月の五日から民間の代表団が訪ソいたしましたいろいろな協議をしたわけでございますけれども、カニ、ツブ、エビいろいろな魚種がございしますが、そのうち一部のズワイガニ、東樺太のズワイガニ以外につきましては、あるいは先方が資源がないとか、あるいはソ連側でとるから日本は来てくれなくてよろしいとか、あるいは非常に高い協力金を要求するとか、あるいは小さな船に監視員を二人も乗せるというふうなことを要求してくるというふうなことがありまして、東樺太のズワイガニを除いては、一応業界としては交渉を断念した形で先週末から今週にかけて三々五々帰ってきております。これらの業者が帰りました段階で、これらの業者及び道庁からいろいろ話を聞いた上で可能な対策を検討させていただきますと思ひております。

○菅野久光君 外交交渉の途中という事情は私もよくわかります。交渉の中で今そういうふうな状態にある。だから、それを救うために、やはり日本側が要求しているそういうことでこれは今回の交渉については妥結をしてもらわれないと、ひいてはこのことが今までの日ソの協力事業の中でやってくるにさえないいろいろな問題が生じるのではないかと、ひいては私を私心配をしておりますので、ひとつぜひこういふような事情なども今度の交渉の中

中でやはり強力にひとつ相手を説得する、ソ連を説得するというところでやっていたきたいというふうに思ひます。

次に、ソ連は太平洋の中型流し網の漁場転換を拒否しているということが伝えられておりますが、このことは前にも私も言ひましたけれども、まさに漁期がおくれたという中で、これは業界にとつては死活問題でありますから、このソ連の拒否する理由は一体何なのかということについてひとつお知らせいたしたいと思ひますし、日本側がなぜこのことを説得できないのか、何か歯がゆい思いがするわけでありまして、その辺についても今の段階でお答えできることがあれば、ひとつぜひお願いいたしたいと思ひます。

○政府委員(青藤達夫君) 日本側が主張しております漁区転換の主張の根拠をいたしましては、一つにはやはり資源の問題、サケ・マスは御承知のように南から北に上るに従ひまして魚体が大きくなるわけでございますから、同じ一トンが何尾で済むかというその魚の数にしますと、北へ上るとするほど魚の数は少なくて済む、そういう意味で資源保存に役に立つということが一つ。

それから、さらにサケ・マスの値段を見ますと、同じ種類でありまして魚体の大きいものの方が脂が乗って単価が高い、そのことが同じ一トンをとるにしても経営上非常に役に立つというところがございますが、これに對しましてソ連側が言っておりますのは、一九七八年に二月月間いろいろ議論した結果、この現在の漁区が決まっております。そのときの経緯等を今急にここでひっくり返すわけにはいかぬということ、並びにその当時のソ連側の主張の一つでもあったわけでございますが、北に上がりますと特定の魚群、特にベニザケ等に集中的に漁獲圧力を加えるのではないかと、このことを言っております。

この点につきましては科学者間で早急に検討すべきである、今回の会期中にも検討すべきであるという日本側は主張をしております、あるいは必要があれば試験的にこの海域を開放して操業してみ

た上でさらに検討したかどうかという申し入れもしておりますけれども、先方は科学者の会議というのを例えれば年の後半にじつくりやった上でその上で検討をしたらどうかという態度を崩しておらないわけでございます。

○菅野久光君 我が国でも、急にいろいろな制度が変わったりなんかするときは激変緩和というのがあるんですね。今度の農漁法にはそれがないので大変問題なわけでありまして、漁業の関係についてもこれほど大きく変わるの、一遍に來ることがどんなに大きな衝撃を与えるか、またそのことが言えば漁民の死活問題ということにかかわること、このことは何としてもひとつソ連側にかつてもう努力をお願いいたしたいと思ひます。

最後にこの関係で、カニ、ツブ、エビの問題であります。この交渉が東樺太のズワイガニについては合意を見たということでありまして、他はもう事実上決裂したというふうな伝えられておりますが、このことは事実でしようか。もしそれが事実だということになれば、その結果やっぱ影響を受ける漁船の隻数、乗組員数、こういったふうなものなども一応明らかにした上で救済対策をどうするの、こういふようなことがこれは出てまいります。その辺の状況についてはどのようになっておりますのか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(青藤達夫君) 先ほど一部お答えいたしましたけれども、東樺太のズワイガニを除いてはうまくいかないという関係漁業者の判断で協議を打ち切つて帰ってきておりますが、帰ってきてから後、私もまだ十分話し合いをしておりまして、交渉の模様をもっと聞いた上で、もしその交渉を再開してさらに条件を改善する可能性のあるものがあれば、これについてはやはり交渉の再開とそれから条件の改善、このための努力をさせていたいただきたいと思ひますし、それからそれ以外のことについては、やはり先ほど申し上げま

したように関係漁業者あるいは道庁等の意見も聞いた上で可能な対策を考えなくてはいかぬというふうな考へておるわけでございます。

○菅野久光君 いずれにしても交渉中でありますから、私もこれ以上のことはいいませんが、最悪の事態になったときにはまたこの委員会等で十分その対策などについてもやらなきゃならぬが、そういう対策をしないでいいような結果を生むようにひとつ全力を挙げて頑張っていたらいい、このことを初めに申し上げておきたいというふうに思います。

水産庁次長、ありがとうございます。

それでは、今回の農漁法の改正案の具体的な内容に入ります前に、農政の基本、そしてこの農業災害補償制度のあり方あるいは考え方について、まずお伺いをしたいというふうに思います。

大臣はさきの所信におきまして、明るい希望が持てるよう我が国の農林水産業の発展に全力を傾ける覚悟であるというふうな言われているわけでありました。しかし現在の我が国の農林漁業は、それぞれの部門で非常に大きな問題を抱えております。

そこで大臣にまず伺いますが、我が国の農林漁業の現状をどのように認識され、またどのような基本的な考え方であるか、抽象的な言葉ではなくて実現性のある方策といえますか、そういうものを具体的にひとつ示していただきたいというふうに思います。

○國務大臣(佐藤守良君) 菅野先生にお答えいたします。

我が国農政の現状を見ますと、先生も御存じのとおりでございますが、食糧消費の伸び悩み、農林水産物の価格の低迷あるいは経営規模の拡大の停滞、労働力の高齢化の進行などの非常に難しい諸問題に直面しております。また、行財政改革に一層の推進が求められるとともに、諸外国の市場開放要求が依然絶えないなど、極めて厳しい状況でございます。

こういう状況のもとで、農林水産業の役割を適正に果たしていくためには、もう先生御承知のとおりでございますが、食糧の安定供給を初め、健全なる一次産業の形成とか、国土自然環境の保全などを果たしていくためには、農林水産業の体質強化を図りますとともに、農山漁村の活性化を進めることが最も重要な課題であると考えております。

○菅野久光君 なかなか具体的にと言っても具体的に言えないのが今の農政の実情、苦しいところだというふうに理解せざるを得ないわけで、我々農林水産委員会に所属している皆さん方お一人お一人の思いが、これでいいのかなという、これは与野党問わずそういう思いではないかなというふうに私は思うのです。

最近、足腰の強い農林漁業の育成、こういうことがよく言われるわけですが、このことは新しいようでは実はそうではないというふうに思います。今日言われる足腰の強い農林漁業の育成というものは、国際競争力にたえる経営の育成であるというふうに私は思いますが、これまでの農政の歴史を見ても、国際環境を全く無視した政策をとってこれたわけではありませんし、そういう中で今日の農政を進めてこれたというふうに思います。

国際環境をにらみつつ国内の諸情勢に合った経営を育てる、それが基盤整備であり、規模拡大であり、そのようなことでコストを下げ、収益を上げ、そして農業あるいは工業間の格差是正を図る、そのための構造政策あるいは価格政策、あるいはさきに審議をいたしました金融、そしてこの保険がそれぞれの機能を備えて使命を担ってきたというふうに思うわけであります。しかしながら、今日の我が国の農林漁業の姿は、先ほど申し上げましたように非常に厳しい、規模はいまだ零細の域を出ない、収益性も上がっていない、このような中で輸入による過剰、過剰を前提にした政策価格の抑制、さらには財政の効率化というところで予算は削減、そして小規模農家や兼業農家な

どを軽視した政策への移行も見られるわけであります。

このような農政の歴史あるいは現状の中で、今日言われる足腰の強い経営とは一体何なのか、そしてその実現がそう簡単に可能なのか、またそのために中小経営や二種兼業の経営を差別あるいは軽視するような政策の展開は容認できないわけでありますが、この足腰の強い経営、これは一体何なのか、そのところをもっとわかりやすく言いいますか、具体的に――先ほど具体的にと言いましたけれども、具体的に言えないのが今の農業だ、農政だと私も言いましたけれども、もうちょっとそのところを何か具体的に示していただけませんか。

また、それを実現することが容易なのか、あるいは実現することが困難であるとすればどういふところが困難なのか、その辺を含めてひとつお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(佐藤守良君) 先生の御質問にお答えします。

先生の御質問につきまして明快なお答えはなかなか難しいかと思いますが、先生御指摘のとおり、我が国農業を取り巻く環境は非常に厳しい情勢にございますが、そういう中で特に生産性を高め、足腰の強い農業を実現していくこと。これは、特に土地利用型農業の生産性の向上を図ることが大切で、このように考えておるわけです。そういうことで、今後の農政の展開に当たりましては、大変抽象的ですが恐縮でございますが、三つの施策を中心にその努力をしてみたいと、このように考えております。

その一つは、農地の流動化や生産の組織化による中核的な担い手の育成と経営規模の拡大、二つ目は、生産基盤の計画的な整備、次には、バイオテクノロジーを初めとする技術の開発普及、こういった三つの点、施策を中心に総合的に実施して努力してまいりたい、こう考えております。

○菅野久光君 農地の流動化とか規模拡大というものがかなりずっとやられてきているわけですが

れども、非常に日本の農地が高くなっているとかいろいろな状況があって、それは農林水産省が考えているような形で本当に進められるのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(田中宏尚君) 規模拡大のために農地の流動化を図るということは、長い間の我が国農林水産行政の柱でございまして努めてきたわけでございまして、ただいま先生からも御指摘がございましたように、高地価でございますとか、あるいは農家が資産的土地保有といえますか、老後のためになかなか土地を放さないで兼業化に走るというようなことがございまして、所有権を移動するという形の規模拡大というものにつきましては、残念ながら限界があるんじゃないかという認識に立ちまして、先般来いろんな法律制度というものも整備いたしました。利用権の集積でございますとか、あるいは土地そのものには手を触れないで、生産の組織化でございまして、そういうより現実的な規模の拡大というものにつきまして、法制度もせっかく整備されて、利用増進法でございまして、ああいうものがようやく地につき始めておりますので、そういう努力を今後とも積み重ねてまいりたいと思っておりますけれども、御指摘のとおりなかなか効果が出ないという点につきましては、我々としても非常に悩みを抱えていることは事実でございます。

○菅野久光君 正直に言っていたのでいいんですが、どうも足腰の強い農業という観念的なことだけではなかなか解決できない。そして、今、官房長が言われたような実態というものは、みんながわかっていて思うんですね。そういう中でどうやって、じゃ言われるような足腰の強い農業というものをひとつつくり上げていくのかというところで、みんながはたと困ると思いますか、行き詰まるというふうなことになっていくんじゃないかというふうに思うんです。ですから、この政策の基本、あるいは方向というものは、単なるきれいごとやお題目では済まされないというふうに思うんです。

は世界に冠たる制度と自負していたはずであります。これは午前中の参考人の方からも、そんなような意見開陳がありました。この点についてまず農業災害補償制度そのものをどのように認識しておられるのか、制度の趣旨あるいはその基本的な考え方に変更があるのかないのか、そのところをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員（後藤康夫君） ただいま大臣からもお

話し申し上げましたように、我が国の農業が置かれております地理的な条件あるいはまた気象上の条件、そしてまた、そういったものの影響を受ける農業経営の側面、社会的な側面、いろいろな要因から経営規模の零細性その他の制約も負っているというところの中で、やはり農業災害補償制度というものは非常に重要な役割を果たしておるというふうに考えております。

そのことは、近年、異常な災害が多発をいたしましたわけでございますけれども、もしこの制度がなかったら、相当大きなやがはり混乱なり地域経済の落ち込みというふうなものが発生をしたんではないか、本制度は被災農家の救済にそういう意味で多大の寄与をいたしましたというふうに思っております。災害関連でいろいろな施策がございますけれども、農業関係の災害対策の基幹としての地位というのは、今後とも変わることのない重要な制度であるというふうに考えております。

○菅野久光君 従来と変わらない重要な制度だというふうに認識しているということでありまして、それから、それではそのように重要な政策手段に対して国はどのような責任を果たせばよいのか、果たすべきなのかという点についてであります。

今回の改正案の中で、政府におきましてもまた農家におきましても極めて重要な問題と思われまして、農作物共済の共済掛金国庫負担割合の引き下げであるというふうに思っております。この改正部分に関しては特に大蔵当局の意向も強く、当初は国庫負担一律五〇％を主張したと聞いておりますが、その背景と大蔵当局の農業制度に対する認識、それは実際に予算折衝の中でどういうものであったのか、その辺をお伺いしたいと思っております。

○政府委員(後藤康夫君) 今回の制度の見直し、改正に当たりましては、一方で農業事情なり農家の保険需要の動向というものが即応しました改善充実をどうやって図ってまいるかということとあわせて、現下の非常に厳しい財政事情のもとで農業共済制度のより一層効率的な運営が求め

られていて、このことから、掛金の国庫負担方式の合理化を行うことにいたしましたわけでございます。大きく申しまして、このような結論に至りました背景なり、それがまた財政当局とのやりとりの論点にもなったわけでございますが、一つは、年々共済金額が増大をいたしますにつれて、農業共済の特に掛金国庫負担の金額も当然増大を年々増加をしております。農林水産省あるいは農業全体の財政規模の中で占める比率が年々大きくなつて、農政の全体で、私も毎年予算の獲得には汗を流して努力をいたしておりますけれども、おのずから現下の財政事情のもとでは一定の限度というものが、特にまたシーリング制度などが行われております中ではあるわけでございます。そういう中でどういうふうな施策別に財源を配分していくかというふうな問題が一つござい

ました。それに加えまして、適地適産の推進ということで、特にかつて米の供給をどうしても確保しなければいけないということで、限界地なり被害率の非常に高い地域においても米の生産をぜひ確保しなければいけないという状況に比べますと、近年では五十数万ヘクタールの生産調整を行い、そして適地適産を推進するという方針のもとに水田利用の再編を進めている。そういう場合に、もちろん適地、不適地というものは被害率だけでは判定できるものではございませんけれども、その一つの要素としてやはり被害率というものが当然カウントされてくるべき要因だと思われるわけでございますが、被害率の高いところに特段に厚い国庫負担をするというふうなことが現下の適地適産の推進という政策方向から見ても整合性があるのかどうか、むしろその率はどうか、そしてまた、財政当局としては当然それは低い率であることを望むのであらうと思っております。一律の助成で掛金の国庫負担という点で適地適産に対してもっと中立的な国庫負担のやり方であるべきではないか。一言で申せば、超過累進制というもののその

ものを見直すべきであるというふうな議論があったわけでございます。それからまた、当然そういう事柄の背後におきましては、他の公的な保険制度におきまして国庫負担の比率というものをみますと、例えば漁業災害補償制度でございまして約四五％、漁船損害等補償制度で約二六％、国民健康保険というふうなもので給付費の五〇％あるいは医療費の三九％というふうなことで、五〇％を超えている国庫負担を行っている公的な保険制度というものがこの農業制度以外に見当たらない。特に高率の国庫負担であるというふうな問題等々が出されたわけでございますが、私もそれらの問題につきまして、農業災害補償制度の基本を守り、そしてまた、この制度を将来にわたって安定的な基礎の上にのせるという観点から種々折衝いたしまして、超過累進制は残す、ただし、国庫負担の率につきましては、一定の超過累進方式のいわば圧縮と申しますか、という形で対応するということが最終的な決着を見た、こういう経過になっております。

○菅野久光君 この農業災害補償制度、農業関係についても、何かほかの制度と全く同じように考えているのではないかと、今のお話を聞きますが、国庫負担の根幹、農業政策のいわば根幹をなすものであって、この農業法が発動されない、これが使われないことが一番いいわけですが、けれども、万が一という場合にやがはりこのことが再生産を含めて大事な役割を果たした。だから私は、ほかの方のものと性格はまた違ふんじやないかというふうに思ふんです。それが何か大蔵省のところへ行くと、率が高いからほかのものと全く一律に考えているのではないかと、いうふうに思ふんです。そういうところを目標につけて、それで農林水産省当局に対しては、いらないわ、攻撃をかけてくるというふうなことになる。きいてるんだらうというふうに思いますが、そういう大蔵当局の認識に対して大臣はどのような見解をお持ちでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 私ども、我が国の農業災害補償制度が持つております重要性というものを財政当局にも何度となく十分な説明をいたしまして、この農業共済の掛金国庫負担につきましては、前にも一度御答弁申し上げましたけれども、単なる指導奨励的な予算補助とは性格が違ふ非常に堅牢に組み立てられた我が国の、先ほども世界に冠たるという言葉をございまして、それと、そういう制度の中に組み込まれた、そしてまた、法律の中にも「別表」という形で国庫の負担の仕方が規定をされている非常に重要な制度であり、財政的な措置であるということにつきまして、長い時間をかけまして財政当局にも十分な説明をいたしたつもりでございます。

○菅野久光君 説明はしたけれどもわかつてもらえなかったと、端的に言えばそういうことになってしまふのでしょいか。どうですか。

○政府委員(後藤康夫君) その結果、私もいたしましては、超過累進制を残すことができた、あるいはまた、当然加入と任意加入の農家の間で国庫負担に差をつけるというふうな措置もとらないというふうな結論に達したというふうに私も考えておるところでございます。

○菅野久光君 大分頑張ったことは私も承知しております。しかし、先ほど官房長の答弁にもありましたが、適地適産といいますが、あるいは耕地の規模だとか、そういうことによつて作目などについてもある程度やっぱりそういうところに合ったようなものをというところで指導をしながらやっている。そういう中で災害に遭った。そのために、そこで営農している者にとっては大変な打撃を受けるわけですね。そのときに、この農業制度というものが非常に大きな役割を果たしてきていた。それが私は、今回の改正によつて、果たしてそういうふうな考え方というものがきちっと通っていくことになるのかどうかということが極めてやっぱり問題ではないかというふうに思ふんです。一昨年、臭素の問題が出て米不足になったとき

に、北海道の米はうまくないと言われ
ますけれども、このごろは大分うまくな
ったわけでありまして、あれは北海道
の米が、昨年のように豊作になると、
今度は、あまい冷害を連続して受ける
ようなところ何で米をつくらせない
んだ、むだな金だと、こういうこと
に話がすぐ飛躍し短絡していき
わけてですね。

しかし、幾ら国である程度財政的な補償を農災
制度の中で持っていたとしても、とにかく損害を
受けた額から見ればその何十%でしかない。そう
いうわけでありまして、国民の食糧というものを
つくってもらうというそういう大事な農業とい
うものをしっかりと守っていくために、国の負担
というものはほかの負担とはまた違った大きな意
味があるのではないかと、私には思っている
わけなんです。

それで、今回の国庫負担の縮減が、これは共済
制度の安定を図ることにあるというふうには言わ
れるわけでありまして、それではこの制度の
安定を阻害するものは一体何なのか。先ほどもち
よっとお話がありました、公的年金制度等と同
じ考え方で、長期的に国の負担部分を引き下げて
いくことなしに制度の維持はできませんよとお
っしゃりたいのではないかと。具体的に制度の安定を
阻害するものを、ひとつ教えていただきたいとい
うふうに思います。

○政府委員(後藤康夫君) 制度を安定的に発展を
させてまいるというのを考えます場合に、一つ
は、やはり農作物についての保険でございます
で、常に農業の事情の変化、そしてまた、実際に
農業をやっておられる農家の方々の保険需要とい
うものにマッチをしていくという努力なり改善を
加えていく必要があるということが一つございま
す。今回もそういう意味で果樹共済なり、あるいは
また家畜共済について一定の改正、改善を御提
案申し上げておるわけでございます。

もう一つは、やはり掛金の国庫負担の問題でござ
います。先ほども申し上げましたように、農
林水産政策あるいは農業政策全体の予算、財政の
中でやはりそれぞれの施策というものがどの程度
の分担なりシェアを持っているべきかという点
が、農林水産省の予算全体の中の割り振りとい
う点での問題がやはりあるかと思っております。

先ほど申し上げましたように、近年の厳しい財
政事情のもとで共済金額の増加に伴いまして農業
災害補償関係の予算は年々増加を遂げてまいり
ておりました。農林水産省の予算なり、あるいは
特に一般事業費の予算の中に占める比率というの
も年々シェアが高くなってまいりてきておりま
す。それで、やはり他の農業関係の諸制度との全
体的なバランスの中でこの農業制度というもの
に負担をしていただくかということを経合的に判
断をし、その結論に基づきましてこの制度を今後
とも安定的に運用し、また発展させていきたい
というふうに考えておるわけでございます。

○菅野久光君 それでは、農業災害対策の基本あ
るいは基幹として位置づけられておりますこの制
度に対する財政支出の性格というものは一体何な
かということについて伺いたいと思いま
す。

制度に対する国の財政支出は、単なる誘導的、
奨励的なものと異なるはずなわけですね。その
あたりの政府の認識、あるいは本制度に対する国
庫負担の意味づけについて政府の見解をお伺い
したいというふうに思います。

また、今後さらにこの国庫負担を縮減していく
つもりなのかどうか、これは財政当局に聞かなく
は、わからないうことになるのかもしれないと
思いますが、これはやと五〇%というのを何とか食
いとめた、そういったような努力は私どももわか
りますが、このこととを、ひとつ決意を含めて話
をしていただければというふうに思います。

○政府委員(後藤康夫君) 農業共済関係の予算、
特に掛金の国庫負担というものは指導奨励
的な予算補助ではなくて、法律に基づく国の負担

であり、また制度の中にいわばビルトインされた
措置であるという点は私先ほどお答えを申し上げ
たところでございますが、しかし、であるからと
いって、その負担のあり方というものが将来永劫
変えられないというふうには私どもも考えており
ません。これはやはり農業の状況あるいはまた農
災制度が国の財政の全体に占める役割、そしてま
た財源の配分、さらにはまたもつと幅の広い国の
財政事情全般、あるいは農家経済の動向、そうい
ったものによりまして負担のあり方について検討
するということをお勧めするものではないという
ふうに私どもも考えておるわけでございます。

それから、今後改めてまた国庫負担の割合とい
うようなものを見直すことがあるのではないかと
いう点につきましては、半年近く非常に包括的
な、そしてまた厳しい各種の議論をいろいろな場
で積み重ねながら得た結論でございます。よほど
大きな事情の変更ということが将来何か起きると
いうふうなことがあった場合には別でありましょ
うけれども、今私どもが予見し得る条件のもとで
は、この昨年来の検討の結果というものを今後堅
持をいたしまして制度の安定的な運営、発展に努
めていきたいというのが私どもの気持ちでござい
ます。

○菅野久光君 きょうも午前中、参考人の方の御
意見の中でも、もうこれ以上の改悪というものは
絶対やらないでほしいということ、強くそういう
要望があったわけでありまして、この点につ
いては絶対譲れない線といえますか、そういうこと
で、今後ともひとつ省を挙げて頑張ってもらいた
いものだというふうに思います。

それで、水稲共済に対する国庫負担率ですが、
これは五十八年産ベースの加重平均で五九%で
す。本制度が持つ国民食糧の安定確保のための再
生産確保機能などを考えた場合、農業災害対策と
いうよりは、国民の命を預かる食糧を確保するとい
ういわば国家維持のための基本的施策といっ
ても過言ではないというふうに思うわけでありま
す。

したがって、五九%についても当然国が公経済
の主体として果たすべき負担部分に含まれて
いるはずでありまして、どの程度が国民的負担部分
と考えておられるか、その辺非常に難しいことか
もしれませんが、ただ単なる農業関係の補助とい
うことであれば、すべて何か農民に対する直接補助
というふうな一律的な考え方がどうも大蔵省の方
にあるのではないかと。これは補助金等の特別委員
会でも、例えば生活保護費の問題なんかも、国が
負担する部分、あるいは地方が負担する部分、そ
ういったようなものがあるというふうなわけであ
りますけれども、何かこういったようなことにつ
いて議論なされたことがありでしようか。

○政府委員(後藤康夫君) 農業災害補償制度は、
法律なり制度の目的にもございまして、直接
的にはやはり農業者が不慮の事故によって受ける
ことのある損失を保険の手法を使って補てんを
することによりまして、農業経営の安定を図り農
業生産力の発展に資するということとございま
して、それがひいては我が国の食糧の安定供給とい
うようなものにもつながっていくというところで
はないかというふうに思っております。したが
って、こういう保険の手法をとり、そしてその掛
金に對しまして国庫負担をしていくという仕組
みからいたしますと、直接に何といえますか、公
的な事業に對して一定の国庫負担をするという
仕組みではないわけでございます。

ただ、先ほど来出ておりますように、我が国の
農業の置かれておりますいろいろな条件からしま
すと、災害に對する対策というのは非常にほかの
国の農業に比べて大きな重要性を持ってい
る。そういうことで、今日までも水稲につきま
して農家の掛金の五九%を国が負担をするとい
うことをやってまいったわけでございます。今度の
国庫負担方式の合理化の後におきましては、五九%
という、これはこの水準自体がまだほかの公的
な保険なり何なりの中でもずば抜けて高い水準で
ございます。また、国際的に見ても、このような形
での農業保険をやっている国はほかにはござい

せん。そういう意味で、やはり我が国におきまして、この農業災害補償制度の持っている役割は特に高く、そのための高い負担を国内の他の制度と比べても、諸外国と比べてもしているというふうにも理解をいたしております。

○菅野久光君 このところが非常にやっばり難しい問題だというふうには思いますけれども、気象などの自然的条件あるいは地理的な条件、そういう中で農業をやっていく、そして不幸にしてその土地の気候などによって災害を受ける。そうすると日本は、言えは農業によって成り立っているといえますが、それが主幹産業である市町村が非常に多いわけですね。一たんそういう災害を受けて補償がきちつとなつていかないと、その市町村の経済的な関係というのは、もうそこを壊滅的な打撃を受けていくことになる。ただ単なる農業だけではない、そういう面でも非常に大きな影響を持っています。先ほども申し上げましたように、国民の命を預かる食糧を確保するという大事な任務を持っている。そういう意味では私はほかの方と、いわゆる保険の手法はとっておりましかつても、条件としては私は、条件といいますが、考え方の基本というものを考えていかないと、これはやはり大蔵のようにはつきり、とにかく切つて、そして数字だけ合わせるといいますか、そういうことになつてしまふのではないかと、そういうふうに私は思ふんですよ。

ですから、その辺の理論武装というのはいかなりなさっているようでありましかつても、私はそういう面が非常に大蔵当局には欠けているのではないかと。金がなくなるとみんな鬼になつてしまふわけでありましかつても、しかし人間が生きていくためには何といつても食糧が大事でありますし、食糧自給率の向上ということも国会でも決議されている。そういう中でそれぞれの地域で国民の食糧をつくるために頑張っている農業者の方々が安心して営農ができるという状況をつくり出して、そのためにこの共済制度というものはあるの

ですが、それが後退するということは、やっばり許されないことだというふうに私は思うわけでありましかつても。

今回の改正内容を見ますと、共済掛金の国庫負担方式の見直しによって水稲が五十八年産ペースで国庫負担の割合が加重平均で五九%から五四%に引き下げられるようでありましかつても、そこで具体的に五十八年産ペースで見て、農家負担が大幅に増加する県、あるいは組合はどのようになるのか、そこをどうにかしようとお伺いしたいというふうな思いです。

また、六十年は料率の改定時期であります、その結果がどうなつていくか、具体的に教えていただきたいというふうに思ひます。

○政府委員(後藤康夫君) 共済掛金の国庫負担方式の変更に伴います農家負担への影響を水稲について試算をいたしてみますと、全国平均では十アール当たり二百円、一戸当たり平均引受面積が約六十一アールでございまして、一戸当たりでは千二百五十円程度の増加になります。

地域別への影響ということになりますと、超過累進の率を圧縮したという形で改正でございまして、端的に申せば共済掛金の高低によって影響は違つてまいります。農家負担の増加額の最も高い北海道でございまして、十アール当たりの農家負担の増加額は八百七十円というところで、一戸当たりで見ますと、一戸当たりの平均引受面積が北海道の場合には大きくございまして、三百三十五アールというふうな規模が大きいことから二万九千四百十円の増加と見ております。他方、低い県は被害が軽微で掛金率も低い福井県で十アール当たり二十円、石川県では二十三円の増というところでございまして、一戸当たりでは、石川県の百五十円の増が最も低い増加額になるわけでございます。

なお、この国庫負担の方式の変更は六十一年度から実施をいたしますが、六十年産の水稲から三年に一度の料率改定がございまして、水稲で申しま

す、旧料率が全国平均で十アール当たり千六百二十円、これが新料率でことし千五百三十円に一度下がりまして、そして国庫負担の制度改正がございまして、これが千七百三十円に上がる、こういう形になるわけでございます。ただ、北海道のように今度新しく料率を算定いたしますときに、最近の三カ年が新しい基礎に入つてまいります。過去二十年間の一番初めのところからあります。近年被害が高かつたものでございまして、北海道の場合について申し上げますと、十アール当たりで農家負担額が三千三百五十円、それから料率改定で三千八百六十円に上昇いたしました、それが国庫負担方式の改正で四千七百三十円に上昇するという形に相なるわけでございます。

○菅野久光君 ただいまの御答弁を伺いますと、やはり今回の国庫負担方式の変更は過去の負担方式の変更の際の負担増加以上の負担を農家に強いることになるのは明白であります。到底私は容認できるような内容ではないというふうに思ひます。また、さきの冷害などの影響で、北海道、青森、岩手などでは今回の料率改定で料率が二割程度上昇しているわけでありましかつても、この結果がいずれ農家の実感となつてあらわれた場合必ず農家に混乱が起るのではないかと、そう心配するわけでありましかつても。掛金の国庫負担を引き下げて農家負担が上がり、農産物価格も低迷している、しかも北海道の大規模農家では多額な負債を抱えていて、そういうところでは今度の改正によって何か問題が起きるのではないかと、そういふふうに私は思ひますけれども、その辺の心配はないのかどうか。いかがでございましょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 率直に申しまして、近年被害が多発しております道、県の農家の方々に、料率の改定と国庫負担の方式の変更という両方が重なつて出てくるということで御負担をおかけすることになるわけでございますけれども、近年被害が多発をいたしました多額の共済金が支払われましかつても、被害実績を反映

して掛金が上昇をいたしますこと、つまり三年に一度の料率の改定によりまして部分につきましては、これはやはり保険という仕組みをとつております以上は制度の仕組み上やむを得ないものと考えておるわけでございます。

農家の方々に制度の仕組みというものを十分御理解をいただくように私も説明の努力をいたしたいと思ひますし、また、例えば北海道について見ますと、確かに水稲の料率は上がりますが、五十六年から五十八年の平均で見ますと、農家負担の共済掛金が三カ年平均で約八万九千八百七十円ぐらゐでございまして、水稲引受農家の平均でこの三年間に受け取りました共済金の平均が三十七万一千円、被災農家で共済金を受けた農家の一戸当たりということになりましかつても、六十九万五千円ほどの共済金の支払いがなされております。こういう方々には農業災害補償制度の意味と申しますか、メリットというものはおわかりをいただけたところではないかと思つておりますので、そういうことも含めて御理解を得るようには私も努力をいたしたいというふうに思つておるわけでございます。

○菅野久光君 確かに掛金に対して支払われたものが多いことは、これは共済でありますから当然のことではあります、火災保険のように、例えば八百萬のものに、それと同じか、あるいはちよつと高く掛けて、火災になつてもらつたやつでちよつと家がもとへ戻るといふようなものとは違ひますね。そういう災害を受けてもらつたお金はあつても、それは災害を受けなかつたときに得る収入から見ても、それじやどのくらいの率になつておるのでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 極端な場合を申し上げますと、全相殺の場合で全滅ということになりました場合には、一割足切りでございまして、理論的に申せば、災害のなかつた場合の収入の九割が補償されると申しますか、支払われるということになるわけでございます。もちろん共済金額の選択

の仕方とか、あるいは半相殺か全相殺かということとで足切りの水準が違ってくるというようなことで、その組み合わせでいろいろ違ってくるわけですが、極端な場合を申せばそういうことになるわけでございます。

○菅野久光君 全く収穫がないといったような場合は、特例的なことで幾らかずつあるわけですね。ですから、これは災害があったときと補償をもらったときとは相当農家の収入自体が違ってくるわけですから、これだけ掛けたから、何倍のものをもらっているんだからということだけでは、私はこの問題について農家の方々が理解をするということにはなっていない。いずれにしろ災害を受けないことが一番いいわけなんです。それから、そのところをひとつ間違わないようにしていただきたいし、また、そういうことで掛金に対して何倍ももらんだからということでは、私は説明というにはなっていないんじゃないかと、いうふうに思います。

これは前も何人かの方が質問され、さらに何理事會預かりになっているようでありますが、過去の国庫負担方式の変更の際に必ずとられていた農家負担の激変緩和のための経過措置が考えられていないのはどう考えてもよくわからないわけでありまして。私もこれらの措置が今まで議員修正で行われてきた経過は承知しているつもりであります。今回のように大きな負担増を農家にかけるような改正では激変緩和措置は不可欠だというふうに思うわけでありまして。せめてこの点は、そういう負担を農家に強いるということでの政府のせめてもの良心でもあるのではないかと、いうふうに思いますが、まあ繰り返しのなるようでありまして。過去の経過からすれば当然のことのように私は思うのでありますが、そのような内容になっていないのはどのような理由によるものか。納得できるような説明を伺いたいというふうに思います。

○政府委員(後藤康夫君) 激変緩和の問題でございますが、私どもも三十八年、四十六年、二回の

改正當時に激変緩和措置がとられたということについては承知をいたしておるわけでございますけれども、今回の制度の見直し、改正に当たりまして、先ほど来お話のございましたような超過累進制そのものを撤廃すべきであるというような財政当局の主張に対して、私どもも国庫負担を超過累進方式というところであくまでもやっていきたいという要求をいたし、また家畜共済なり果樹共済等についての拡充という改善策というようなものともあわせて、私ども、それから緩和措置も既に過去二回行われていたというようにも頭を置きまして、そういうものの全体を一体として財政当局、その他関係方面とたび重なる折衝を繰り返して、その結果得た結論が、今御提案を申し上げているような改正の内容であるということでございます。して、いわば全体のパッケージでこの内容が決定をされているということが一つでございます。

それから、三十八年、四十六年当時と申しますと、国の財政規模、また農林水産省の予算も毎年二割ずつぐらいいふえていた時代でございます。年々、税の自然増収というようにございまして、補正も大きな額が組まれた、そういう財政事情のもとにございまして、それからまた、三十年代あるいは四十年代と現時点では、国の財政事情、農業災害補償そのものについて見まして、五十年代、特に五十四、五五年ぐらいいから後、急速に悪化を遂げてまいりまして、今累積の損失が、マイナスが国の段階で千九百四十九億でございます。

それに対して、農業共済団体は理論上の収支のプラスが二千四百三十五億、その中で、いろいろ損害防止でございますとか、あるいは無事戻しに使っておりますが、農業共済団体の積立金にしても千二百八十八億ぐらいいが五十八年度末に残っているという状況にあるわけでございまして、このような状況の中で激変緩和措置を講ずるといふようなことになりまして、農業共済団体の自主的な措置として実施するのであれば地域によつては可能であろうと思っておりますけれども、この

点につきましても、共済団体の地域によりまして財務の内容がかなり違いますので、一律に、これを画一的に国が指導するということについてもなかなか問題があるということで、私どもとしてはそのような希望がもしある共済団体につきましては、ケース・バイ・ケースで御相談に乗っていきたいというふうに考えておるわけでございまして。いずれにいたしましても、三十八年、四十六年当時といふ意味で条件が異なっているということと、今回の制度改正につきましても、いろいろ要素、側面を全部合わせました財政当局初め関係方面との折衝の結果得た結論であるということから、国の措置として激変緩和措置を過去二回の改正のときのような形でとるということは困難であるというふうに私どもも考えておるところでございます。

○菅野久光君 この問題は、いずれにしろ理事会預かりになっているようでありまして、これ以上私も申し上げません。それではまた本筋に戻りますが、何と云っても今回の改正の出発点は、どうも国庫負担率が五〇%というところから話が始まって、それから国防戦の中で今回のような提案ということになったわけでありまして。農林水産省も、本制度の役割、あるいは重要性、そしてまた農家負担を引き上げることの本制度あるいはその運営に与える影響などについて説明や反論をされた、その結果が超過累進制を残しつつ国庫負担率の上限を一〇%圧縮するというところになった、そういう経過ですね。しかし、本制度の持つ意味やその重要性を大蔵当局が知らないわけは私はないと思うんですね。十分その点については御説明もしたというふうに思ふんです。それを承知で財政削減のため国庫負担率の引き下げ、一律五〇%を主張したというふうに思ひます。

したがって、今回、超過累進制を残しつつ国庫負担率を一〇%程度引き下げるということとが話がついたとしまして、料率改定や当然加入基準の引き下げなどで何か実質五〇%になるのではない

か。あるいは金額ベースで見ますと相当削減される。あるいはまた今回、そして次回に一律五〇%にすることを前提に実質五〇%に近づけておる。そういう意味での改正とも思われまうけれども、その辺の事実関係はどうなんでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 私ども、今回の超過累進方式の圧縮というものが、五〇%一律あるいはそれ以下の何か一律の国庫負担というものの中間的な措置であるというふうな考え方は全くしておりません。そのことは、私、この関係の各方面の折衝なり調整をやりました者として申し上げておきたいと思ひます。

それから、当然加入基準につきましては、これは財政負担とは私どもも直接関係がないというふうな考え方をしております。もちろん財政当局の立場からすれば、強制加入の農家の方々に比べて、任意加入に入つておられる方々については、国庫負担率に差をつけてもいいではないかというふうな議論もあつたことは事実でございますが、私どももそのような考え方には同調はできないということと、やうまいこととでございまして、これは国庫負担の問題とは私どもも関係がないというふうに理解をいたしております。

○菅野久光君 どうも今までの政府のやり方を見ていると、何か既成事実的なものをつくつていて、それで現実がこうなんだからということとやられることがよくあるものだから、私ども疑いの目をもつて見ているわけでありまして。よもや次回に、今言ったように、実態がそうなっているからというところで国庫負担率を一律に五〇%、こんなことを提案してくるようなことはない、またそれを前提にしているというところを、もう一度明確にひとつ言つていただきたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 先ほど申し上げましたように、私どもも今回の国庫負担方式というものの提案申し上げております内容というものが、その先の経過地点である、前ふれ措置であるというふうな理解は全く持つておりません。

○菅野久光君 全く持っていないということを、しっかり確認をしておきたいというふうに思います。

次に、農作物共済は当然加入制を採用しておりますが、これは我が国における農業災害の発生態様が極めて多種多様でありその深度も大きい、したがって、同様な危険にさらされている農業者のすべてを包括的に結合し、十分な危険分散を図ることなしにはこの制度の運営が困難であること。また、零細な我が国農業経営の現状から、災害による損失に対しても有効な保険事業が少なくないこと。さらに、加入を任意とすれば、危険の程度の高い農家のみが加入するという逆選択も生じかねない、こういったようなことの理由からだといふふうに思います。したがって、農家は掛金負担などに對して不平や不満がないわけではないと思ひます。

このようなことから、今回の改正に伴う農家の負担増などによってその不満が一層高まって、制度の運営に支障が生じることは考えられないのか。すなわち、かつて組合の解散運動も、こういったようなことではなかったようでありましたけれども、あったわけでありましたから、厳しい国の財政事情とはいえ、この辺の問題については相当慎重な対応が必要というふうに思われますけれども、その点についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 今回、当然加入基準を定める政令の改正を行いたいと思ひているわけですが、これは兼業化への進展等、近年におきます農業事情の変化の中で、農業収入に依存するところが少なく、また自家消費米の生産が主体であると見られます。二十アール未満程度の規模の農家については、生産性の高い農業経営を育成するという農政の基本方向にもかんがみまして、こうした農家についてまで当然加入の対象とする政策上の意義は乏しくなっているものと考えられることから、当然加入基準の緩和を図ることになりましたのでございます。

当然のことながら、当然加入で加入を強制しないということではございまして、任意加入という道は開かれておるわけではございます。共済団体としては、当然新規の共済も含めて加入の維持促進を図られるということになるというふうに私も考えておるところでございます。

農業災害補償制度は、発足当時は組合員資格を持っていた者は全員強制加入というふうなことからスタートをいたしまして、世の中がだんだん自由化をされてくる、あるいはまた戦後の食糧事情が緩和をしてくるという中で、過去何回か少しずつ強制的な度合いを緩和してきたわけではございまして、今回の措置もその延長線上にあるものといふふうにお考えをいただきたいと思ひわけでございます。

なお、解散運動というふうなお話がちょっと出ましたが、これはある県でございまして、かつて農業共済につきまして掛金が高い、そしてどうも共済金も少いというふうなことで掛金不払い運動というふうなものが非常に起きましたときに、特に規模の小さい農家の方々が中心になってそういう不払い運動が起きた。そのときに理事者側が英断をもち、当然加入基準を一挙に、たしか三十アールぐらいですか、まで引き上げましたところ、その反対運動の理由は当然加入基準で、当然加入なんだから掛金がこんなに高いのは払えない、こういうことであつたそうではございまして、任意加入になりましたとたんに、皆さんやはり六割近い国庫補助があつてこの制度に入つておつた方が得だということ、組合に対する理解が深まって掛金不払い運動が消滅をしたというふうな事例も聞いております。

組合なり農業共済の意義なりメリットというものをこの機会に農家の方々に十分理解をしていただく努力というものをしたいので、任意加入の農家が十分組合で捕捉をされるという状態になれば、それはほかの当然加入制を持たない共済事業の伸長にも、またかえってプラスに働くといふふうなこともあり得ないことではないといふふう

に私も考えておるところでございます。

○菅野久光君 いずれにしても、今回は大幅な引き上げということになるわけでありまして、それだけにこの制度の運営に支障が生じないように、そのところは私も大変心配をしておりますので、ひとつ慎重な対応をお願いしたいといふふうに思ひます。

次は、当然加入基準の引き上げについて伺いたいと思ひますが、今回政令の改正が予定されているのであります。それによりまして、都府県について現行の十アールから三十アール、これが二十アールから四十アールに引き上げられる、この範囲内で都道府県知事が地域の実情に応じて決めることとなるわけでありまして。しかし、農作物共済に当然加入制がとられている理由を考えますと、この方向に私は疑問を感じるのであります。

そこでまず伺ひますが、今回この当然加入基準を引き上げることにされた理由は何かということでありまして。もう少し具体的に申し上げますと、財政当局はこの問題に關して当然加入基準を引き上げ、小規模農家、自家飯米農家に対する国庫負担については廃止または縮減すべきではないかと主張されたというふうな聞いております。したがって、今回予定されるこの政令改正は、こうしたことを前提にしたものなのかどうか。今回、任意加入との間の国庫負担率に差が設けられなかったことは承知しておりますが、意識、考え方としてどうか、明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(後藤康夫君) 先ほど申し上げたように、財政当局のお考えの中には、今おっしゃいましたように当然加入で加入を強制されてはいない農家につきましては掛金の国庫負担をもう少し低くしてもいいではないか、あるいは極端に言えば、任意加入の方々は国庫負担をしないでもいいではないかというふうなお考え方があつたといふことは事実であらうと思ひておりまして、お米の食糧管理の運営につきましても逆さやの是正というふうなことが言われているときに、飯米農家の米びつの中の自家飯米まで財政負担を

しなくてもいいじゃないか、俗に申せばそういう議論もあるわけではございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、今回の政令改正は、戦後の非常に厳しい当然加入の規制からそれを緩和してきたその延長線で私も考えておるわけではございまして、これを今回の制度改正の中でのいろいろな議論がございましてはけれども、私も当然加入、任意加入で掛金には差をつけたいといふことで最後までこの問題については対処をしまつたわけではございまして、この当然加入基準の引き上げが、国庫負担についての将来の制度改正のこれまた一つの布石ないし中間的な措置であるという理解は私もいたしましては持つておりません。

○菅野久光君 農作物共済は当然加入を前提に成り立っている制度です。したがって、この引き上げによって制度の運営に支障が出るようでは困るわけでありまして。この基準設定の現状を見ますと、行政指導もあつたようですが、これは十アールから三十アールまでということになっておりますが、実際には十五アールが最低の基準になっていくようなので、そこで、改正されれば今度は二十アール以下に設定することはできないわけでありまして、仮に二十アールで設定された場合どのような影響が出ますか。すなわち、県とか地域あるいは組合によって任意加入層がどのようになるのか、その比率の高いところからわかれば具体的に明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(後藤康夫君) 今お話のございましたように、政令上、下限を十アールから二十アールにしようといふことでございまして、実際上、現在の最下限は全国的に見まして十五アールになっております。十五アールを下限としております組合等が約三百ほどございまして、この十五アールの基準の組合等につきましては、五十九年度二十アールを目標に実は私も引き上げ指導をいたしまして、いわばそれを今度制度化しようといふようなことでございまして、経過的に今十五アールとしたものでございまして、現在十五アールを下限

としております共済組合につきましても指導上、二十アールというようにこれをこれまでも言っておったところでございます。

なお、全国的に見ますと、水稻の引受戸数が昭和五十九年度の水稲で申しますと全体で三百三十三万六千戸ありますが、十五ないし二十アールの引受面積の戸数というのが割合にして八・七％でございます。これのうち任意加入になっておりますのが六・八％、当然加入になっておりますのが一・九％でございますから、全国的に見ますと引受農家の一・九％程度が当然加入から任意加入に変わる、面積で申しますと〇・五ないし〇・六％ぐらい引受面積が当然から任意に移るということでございます。もちろんこれは地域によりまして、お話のようになり大きな差がございます。

例えば山梨県とか鹿児島県というところについて見ますと、影響が非常に大きく出ますところを拾って見ますと、当然加入基準が山梨県におきましては十五アールになっております九組合等が二十アールに引き上げますと、全引受戸数に対する当然加入農家の割合が、現在でも五八・三％ということで四割以上は任意加入であるわけでございますが、これが四二・六％に下がり、当然加入面積の割合は一・九％から面積としては六九・九％に下がるというように見込まれております。この辺が率としては一番大きく出る県でございます。

○菅野久光君 今のようなお話で、それぞれの都府県で大分状況が違うわけでありまして。決して大都市を中心しているとは言えないというふうに思ふんです。

それではもう一つ、群馬県はどうでしょうか。また、今までお述べいただいた県あるいは組合について現在の引受率を加味した場合、全稲作農家のうちの程度が当然加入基準以上の農家になるのか、おわかりでしたら教えてくださいたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 群馬県について申し上げますと、水稻の引き受けをやっております組合

等の数が全部で六十六ございまして、そのうち現在十五アールを当然加入の基準にしております組合が三十九ございまして、この組合の水稲引受農家戸数の中の十五ないし二十アールの作付面積の戸数の比率というのを見ますと七・六％でございます。面積にいたしますと三・八％、戸数で七・六％、面積で三・八％が当然加入から任意加入に移行する、こういう数字になろうかと思ひます。

○菅野久光君 県だとか、あるいは地域における当然加入基準引き上げの影響をどう見ておられるのか。知事が地域の実情に応じて決めようにも二十アール以下には決められないわけでありまして、その辺をどうごらんになるのか。

また、任意加入の規模のウェイトが高くなる地域は大都市あるいは山間部だと言われますけれども、地域あるいは組合の基盤にとって決して影響がないわけではございません。すなわち、事業運営上支障がないのか。

さらに、それらの地域では稲を主体にした複合経営が考えられますが、もしそうであれば、その点で農家の経営努力などへの影響をどうごらんになるか、その辺をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(後藤康夫君) 当然加入基準を引き上げます場合に、当然加入から任意加入へ戸数なり面積が移る割合の比較的高いところと申しますのは、今お話のございましたように、都市近郊と、どちらかという山村のところであらうかというふうに思っております。

過去に当然加入基準を引き上げましたときの事例などを見ましても、ほとんど減らないところ、それから一〇％なり十数％減少しているところというところがある。ところが正直に申しますと、これまでも、当然加入基準未達になりまして農家でございまして、これまでと同様に任意加入の道が開かれておりますし、掛金の国庫負担も当然加入の農家と同じように行われるわけでございますし、組合等が十分な加入促進のための努力なり、あるいはPRも含めましてそういうことが行われ

れば、本制度による経営の安定を欲します農家は引き続き加入するものと予想されますので、大半の組合では現状をそれほど下回らない規模の保険集団が確保できるんじゃないかというふうに考えております。

ただ、地域によりましては、当然加入基準の引き上げのあるしにかかわらず、都市化が非常に進行するとか兼業化、零細化が進むという中で、組合の組織基盤が既になかなか今のままでは十分維持できないという状況になっておるような組合もなしというわけでございます。そういうところは組織整備と申しますか広域合併というような形で、より広い区域を対象にしまして保険集団なり、あるいはまた加入農家の数という点で基盤のしっかりしたより広域の組合をつくっていただいて、事業の推進にさらに力をつけていただくというようにすることが必要な場合もあらうかというふうに考えております。

○菅野久光君 農業事情の変化などから、小規模農家に加入を強制しておく必要もないという考え方もあるでしょうし、また農家自身加入を強制されていることに對する不満もあるというところなど一部にはあるんじゃないかというところだと思ひます。しかし、組合基盤などへの影響を、これは過去には加入率が下がらなかったからそれほど心配しなくてもいいんだというふうに言われる向きもあります。この点は、加入したくないから加入を強制されることに不満があるのではないかと申すようなことであれば、基準から外れれば加入しないという考えがある面では素直な考え方じゃないでしょうか。当然加入から加入する、しかしその基準から外れれば加入しない、そういうのが素直な私は考え方ではないかというふうに思ふわけでありまして、その辺はどのようなようにお考えでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) いろいろ農家の方々もさまざまでございますので、そういう方も全くないというふうには申し上げられないと思ひます。

○菅野久光君 それぞれの何というんですか組合の中といいますが、それぞれの地域によってかなり今度の加入基準の引き上げということである状況が違ってくるんじゃないかというふうに思ふわけですね。そういう意味で、私は先ほどから、何かこのことの改正によって混乱が起きるのではないかとこのことを心配しているわけであり

政令では十アールから三十アールとしておきながら、実際には指導の面では十五アールということにしておいて、今度は途中で、その後ですか、二十アールぐらいにしようということを言っていたから、今度は二十アールに上げた。ある程度既成事実的なものをつくってやらせていたからそれでいいのだというふうになんか言われているように私は思ふわけでありまして、どうも私は二十アール以上にはしなければならぬ理由がはっきりしない、そして意味もないというふうに思ふわけ

す。現状が行政指導などもあつて十五アールを下限として行われておりますから、せめて今回の場合もやっぱり十五アールを下限として決めるべきだというふうに思ふわけでありまして、制度運営の基盤にかかわる問題でありますから、そのようなことでは、我々の問題でありますから、政令にゆだねておくこと自体を考えねばならなくなる、そういうふうには思ふんですけれども、ひとつこの辺を明確に御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(後藤康夫君) 先ほども申し上げましたように、実際上は今最下限が十五アールになっておりますのでこれを二十アールにするということになるわけでございますが、この十アールの基準の組合等につきましては、五十九年度に二十アールを目標に引き上げを指導いたしました際に一挙に二十アールにされたところもございまして、経過的に十五アールとしたところが多いわけでございます。したがって今回の当然加入基準の政令改正は、法改正が行われます機会に従来の指導上の措置を制度化しようということでございます。

す。

今ちょっと指導が先行して後で制度をそれに追いつかせていく、これが政令改正が行われると、また次の指導をして引き上げるのじゃないかというお話がございましたが、私も四人家族というようなことで考えますと、十アールぐらいまでのところはほとんど自分のところでつくったお米を自分のところで食べるという、十アール余りぐらいのところまではそういう農家だと思います。二十アールといいますが、米の生産の中でも少なくとも主体は自家飯米農家ということで、そういうつかまえて方をしていくわけでございます。これまでの指導を制度化したしすけれども、その後追っかけて、この当然加入基準についてまた新たに何か指導をするというように私どもも考えているということも全くございませんので、そのことも申し上げておきたいと思ひます。

○菅野久光君 前は本間に十アールから三十アールのときに十五アールということで指導して、今回は二十アールから四十アールで、今度は二十五か三十ぐらいに指導して、だんだん下の方を切っていくというようにしてはいいかというふうに私はこれから言おうかなと思ひましたら、局長がみずから自分そのような考えはないというのでありますから、そのことはひとつ確認をしておきたいというふうに思ひます。

と同時に、加入基準の引き上げということが、これはいづれ任意加入との間に国庫負担で差を設けることを前提にしたのではないということだけははっきり言っていたきたいというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 先ほど御答弁を申し上げる中でその種の事を申し上げたような気が私にはしておいたわけでございますが、この当然加入基準の引き上げというの、さらにその次の何か措置として、当然加入と任意加入とで国庫負担に差をつけるための前段階の措置であるというような理解は私も全く持っておりません。

○菅野久光君 二度も三度も確認をしておかない

とどうも信用できないと申しますか、今までのいろんな経過からいって、二度も三度も本当にしっかりとすべきけれども確認をさせていただいていくわけですので、その点はひとつわかっていただきたいと言つてもだめかもしませんが、そういう意味合いで言つてゐるのであります。

次に果樹共済の問題であります。時間もございませんので一つだけ伺ひたいと思ひます。

今までも果樹共済については加入率が余りよくないということですが、今回の改正による特定危険方式の導入等によって果たして加入の促進が図れるのかどうか、その辺を伺ひたいことと、第二点は、前回の改正時に衆議院農林水産委員会がつけた附帯決議の中に、果樹共済制度に災害収入共済を導入することについて実験実施に万全を期するようにという内容があります。

そこで、この実験実施の経過と、さらに進めて所得共済方式の導入についてどのような検討が行われたか、お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(後藤康夫君) 果樹共済の加入の伸び悩みは、私も制度をつくりましてから実は正直に申しまして悩みの種の一つである問題でございます。時間もございませんので、なぜこの加入率が高まらないかということについていろいろな要因を申し上げることは省かせていただきますけれども、やはり加入率が低い、なかなか優良農家の方が入らない、そこでまた掛金も高くなるというようなことの悪循環という面もあるわけでございます。やはり果樹農家の保険需要に一番マッチをした果樹共済にするにはどうしたらいいかということを考えたわけでございます。

全体で停滯をしております中で、半相殺特定危険方式につきましては、この方式が農家の危険意識の高い特定の危険のみを共済事故として選択できるといふことで、また減収総合方式に比べますと掛金率も低いというので、この加入は近年かなり順調に著しく伸びております。今回これにつきまして補償水準の引き上げをやり、また新たに

に対象事故として凍霜害を追加いたしますとともに、セット方式を導入するという事で、専門的な果樹農家の保険需要にマッチをした特定危険方式をいけば加入促進の武器といたしまして加入の増大を図りたいというふうに考えておるわけでございます。

どのくらいのこれで加入促進が面積なり戸数で図れるのかということにつきましては、ちょっと数字を挙げてのお答えはなかなかしにくいわけでございますけれども、専門的な果樹農家を中心にしてこの方式で加入の促進をかなり図れるのではないかとこのように私どもも考え、また期待をしているところでございます。

それから災害収入方式の問題でございますが、災害によりまして収獲量が減少しました農家について、収入金額の減少に充てて共済金を支払うというものでございまして、五十五年の法改正によりまして五十七年度から実施をされております。現在五件で一万一千ヘクタールの引き受けが行われてまして、わずかず伸びておりますけれども、価格の低迷に加えて干ばつ等の被害もありまして、五十七、五十八年の両年、団体、政府とも若干の赤字を生じておりますが、いずれもまだ緒にいたばかりでございますので、今後の動向を十分見守つてまいりたいというふうに思っております。

さらに、価格変動を加味した収入共済方式が実施できないかという御議論がよくあるわけでございますが、確かに果樹栽培農家の経営安定という面から見れば望まれる一つの考え方であろうというふうには思つてございしますが、氣象によります損失の補てんを目的とする農業災害補償制度のもとで、災害によらない一般的な価格低落による損失をも補てんする方式というのはなかなか仕組みとしてとりにくいです。特に保険技術的に見ますと、農作の場合全国的に価格が下がるというようなことがあるわけでございますので、危険の地域分散あるいは危険の予測という点で保険制度になじまない難点を種々持つておるというふうに私どもも考えております。

も考えております。

そうしたことから、今の災害補償制度のもとで収入共済方式の趣旨を最大限に生かした手法という事になりますと、災害によって収獲量が減少した農家について収入の減少額に充てて共済金を支払うという災害収入共済方式というところがぎりぎりの限度ではなからうか。この試験的な実施の結果をもう少し経験を重ねて、私ども将来の問題について判断をしてみたいというふうに思つておる段階でございます。

○菅野久光君 時間がございますので簡単に御答弁いただきたいわけですが、四十六年の改正で共済組合の区域が原則一市町村から一または二以上の市町村に改められたことにより、組合の広域化というものが大分進んでいるわけでありまして、私はこの合併自体を問題にするわけではなく、この広域合併によって本制度の持つ相互扶助の精神が薄れたり、損害防止活動あるいは生産や被害の実態把握が的確さを欠くようでは困る、制度の運営自体にも支障が生じるようになるのではないかと、そういった心配をするわけですが、この点、共済事務の効率化とか合理化と相互扶助の精神の及ぶ区域との調和を政府はどのように考えておられるのか、簡単にひとつお答えいただきたい。

○政府委員(後藤康夫君) 私どもも、今おっしゃいました二つの要請の調和をどこで図っていくかという問題であらうというふうに思つております。広域合併を私どもも進めているわけでございますが、一郡一組合を目安にということをおっしゃいますけれども、これもやはり地域によつていろいろ実情が異なります。当初そういう基準を通過などに書いたこともございましたけれども、現在の通達では、そういった具体的なめどというものは特に書かないという形で今やっております。即ちした規模で適正かつ円滑に行われるように進めていきたいというのが私どもの考えでございます。

組合と農家とのつながりにつきましても、広域化して合併されず、事業体制が整備をされることによりまして職員の特任化とか研修による資質の向上というように図られますし、広報活動でありますとか、あるいは共済連絡員の活用等積極的な事業運営が期待されて、これによってサービスが高まるという面もあるわけでございます。こういった点と、一つの地域ないし地縁を一番基礎にした共済組合の性格というものの調和が図られるようにやっていく必要があるというふうに思っております。

○菅野久光君 時間もございませんので余りそのところを詰めるわけにいかないわけでありまして、次に事務費の国庫負担についてでありますけれども、本年度からこれが定額化される、この点については定員削減なんかの対象にならないというところでメリットがあるというところが一部には言われているわけでありまして、やはり今後の社会経済事情の変化に対応した引き上げがなければ、いずれ影響が出てくるように私は思うわけでありまして、この点について政府はどのような理解があるのか、お伺いしたいと思っております。

○政府委員(後藤康夫君) 今ちょっとお触れになりましたように、従来の個別経費の積み上げ方式でございますが、確かに職員の数とかペースアップというものが予算の積算上組み込まれるということがございますが、反面、財政事情が非常に厳しくなっておりますと、補助対象職員の定員削減でありますとか、あるいはまた、いろいろ組合が広域合併その他によりまして事務経費を削減いたしますと、積み上げでございます。そのいわば効率化した分の効果は団体に帰属するのではなくて財政当局の懐に吸収されるというふうなこともあるわけでございます。今回定額化という形で、これを安定的な予算の仕組みにするということに踏み切ったわけでございます。今後の見通しでございますけれども、定額化ということから、当然物価なり給与が

毎年変わるといふことに伴って毎年度当然に改定されるべき性質のものではないと思っております。大幅な経済事情の変動などが見られなかった場合等必要な場合には、事業運営に支障を来すことがないように適切に対処してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○菅野久光君 この部分の定額化の積算の問題に、大変私は問題があるというふうに思うんです。共済組合に働いている方々は公務員に準じた待遇といえますか、そういったようなことでずっと処理をされているというふうに思うわけでありまして、例えば五十六年から見ますと、職務手当とか住居手当、寒冷地手当、あるいは調整手当、管理職手当、宿直手当、超過勤務手当、休日給、こういったようなものは積算の中に入っていない。ですから、名目的には十分の八の補助率でありますけれども、こういったようなことを考えていくと、結果的には補助が七三割ぐらいいなっているというところが私は言えるのではないかと、いふふうに思うわけでありまして、ですから、定額化といふことで、このことが共済の運営自体に、結局その分は組合員が負担をしなきゃならぬというところになっていくわけですね。ペースアップがあればそれに伴ってこれらのものについても上がるものがある、そういったようなものは組合員が負担しなきゃならないということになっていくわけでありまして、いい人材を得ることができないのではないかと、いい人材確保の問題等もありますので、事業運営にも大きなかわりを持つてくるのではないかと、いふふうに思うわけ

です。したがって、この見直しの問題ということについては、その時点その時点といえますか、一度定額化するとなかなかその定額を引き上げるといふことが今の段階では困難ですね。それだけに、私は共済事業の運営に大きな支障が出るのではないかと、いふことを心配しておりますから、その点についての配慮というものを十分にさせていただきたいということ、時間があるまいと思っております。

をいたしたいのは、きょうの参考人の意見の中にもありました、どうも役所というところは、すぐ行政指導ということでは通達なんかいろいろ出して締めつけるといふことが縛りつける、そういうことがあつて大変困ると。いわば団体としてのその地域その地域の特性に合った創意とそれによる潤滑な活動ができるように、規制の多い現在の行政指導を再検討していただくことが重要になってまいります。参考人の意見でも申し上げた通りです。したがって、行政指導の大幅な見直しということが、私は実際に共済事業を運営しているそれぞれの組合の方々が望んでいることだといふふうに思うわけでありまして、これらのことについてはどうかということ、あと時間もございません。

もう一つ、牛の卵の分割で、借り腹になるんではないか、双子の牛を産むんというふうな場合の共済のそれに対する対応の仕方といふんです。そういったようなものについては何か明確になつていないように思われます。それらについての考え方もあわせてひとつ御答弁をいただきたいと思

います。○政府委員(後藤康夫君) 定額化したしました事務費の将来の扱いの問題でございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたように、大幅な経済事情の変動が見られなかった場合には、組合の事業運営に支障を生じないように予算折衝を通じまして適切に対処してまいりたいと考えております。定額化されておりますのは、農業改良普及事業を初めとして六十年度にも幾つかござい

ます。定額化の連れ子が大幅に増えるので、その辺とも相談をいたしまして適切に対処してまい

見も私としても改めて聞かしていただきまして、見直すべきものがあればそれは見直す努力をすることにはやぶさかではございません。

それから、牛の双子が産まれた場合の取り扱いについては例の受精卵の移植技術というふうなことがあるかと思ひますが、まだこれは非常に広範に実用化したという状態ではございません。現在肉用牛につきまして双子が産まれるというのは、確率的にかなり低い確率でございますので、技術的にそういうことが一般化をいたしました場合には、保険制度としてそれをどう考えるかという点については、その段階で必要に応じて考えていくべきことではなからうかというふうに今のところ考えております。

○菅野久光君 終わります。○塩田啓典君 それでは、農業災害補償法の一部を改正する法律案について質問をいたします。提案の趣旨とか背景につきましてはいろいろ議論がございましたので、できるだけそういうものは避けて質問をいたしたいと思ひますが、答弁も簡潔にお願いしたいと思います。

今まで過去四年間で農林水産省の予算は約一割減つておるわけでありまして、そういう中で、私がいちだきました資料では、農業共済関係の予算は年々ふえてきておる。ところが、今年はその減つたと、こういうことのようにありますが、どの程度六十年度の農業共済関係の予算は減少をしたのでしようか。

○政府委員(後藤康夫君) 農業保険費といたしましては、六十年度の予算が千五百七十五億でございます。五十九年度の予算が千六百九億といたしております。約三十三億の減でございますが、主たる事務費関係につきましては定額化に移行をいたしておりますが、金額につきましてはそれほど大きな減少には相なっておりません。主として再保険特別会計への繰り入れでございます。これにつきましては、国庫負担方式の改正は六十一年度からでございますので六十年度予算には響いて

おりませんが、六十年度から料率を改定するといふことになっておりますが、その関係で料率が下がりますと国庫負担の金額も下がってくる、あるいはまた、それぞれの共済の種目ごとに事業量の伸びでございまして、必要な積み上げの要素の変化を織り込みまして積算をいたしました結果、減少を三数十億いたしたということでございまして、事業運営上これで支障を来すというようなことは全くないものと考えております。

○塩田啓典君 今までは農林水産省の予算は減つても、共済関係は減つてなかったわけですね。今回は減るようになった。これはどういう意味があるのでしょうか。例えば農林水産省の予算の中でも一番共済関係は重要視されていて、ついそこまで削らざるを得ないように迫り込まれてきたという、そのように理解していいのでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 農業共済関係の予算は今までもずっとふえてまいりましたが、今回御提案申し上げております制度改正というのは六十一年度ないし六十一年度からでございますので、制度改正には関係ないわけでございますが、全体の財政状況が非常に厳しい中で、私もこの特別会計に対しまして繰り入れというふうなものにつきましても、事業運営に支障を来さないようにということで必要な額はきちんと確保したつもりでございますが、一つ一つの積算の過程におきましては、やはり非常に全体の枠が厳しくございまして、多少今までは膨らみを持って計上しておったようなところも本当に必要な額に合わせるというふうなことは多少やっております。

それを、いよいよ農業共済のところまで来たかというふうにごらんになるかどうかということについては、見方によって違ふと思ひますけれども、農林水産省全体の予算が非常に厳しい中で、それぞれやはり事業執行に必要なものは確保しなければいけないわけでございますが、節約のできることはできるだけ節約するということが、どのような事業であるかを問わず全般的に問われ、また行われているということとは間違ひのないところだと思ひます。

います。

○塩田啓典君 今回のこの改正で今後どうなるのか。例えば今回も補作共済のいわゆる任意加入の範囲が変つてきたわけですが、そういう任意加入の国庫負担、国庫補助金を減らすべきではないかという、こういうような意見もかなり財政当局からあつて、今回は減つてはいないわけですが、そういうようなものが、当然加入と任意加入に国庫負担の差をつけるようなそういうふうなことは将来ともにならないと、こういうふうに安心していいものなのか、その点はどうかでしようか。

○政府委員(後藤康夫君) 今回、当然加入基準の引き上げのための制度改正を予定しておりますが、これは何と申しますか、将来この当然加入と任意加入とで国の掛金国庫負担に差をつけることへの途中の一段階だというふうな理解は私ども持っております。

○塩田啓典君 やはりこの共済制度というのはかなり長期的な視野に立つて考えていかなくてはならないわけでありまして、今回国庫負担割合が変更された、こういうようなことがたびたびありますと、非常に農災制度に対する国民の信頼を傷つけるんじゃないかと思ひます。きょうの参考人の御意見も、今回は賛成はできないけれども余り反対運動はしないという、そういう我々から見ますと余りにも紳士的過ぎる御意見であつたわけでありまして、これ以上やはり後退をしておられない、そういう御意見じゃないかと思ひますけれども、そういう点、非常に環境は厳しい中にあるわけでありまして、農林水産大臣としてはどういう決意で臨まれるのか、これを承っております。

○国務大臣(佐藤守良君) 塩田先生にお答えいたします。

農作物共済の共済掛金の国庫負担は超過累進方式をとっているわけで、これは御存じのことでございますが、掛金率が高くなるほど国庫負担が高くなるということでございます。水稲で五〇か

ら七〇%、陸稲、麦で五〇から八〇%ということですが、今回の国庫負担の合理化につきましては、適地適産の推進等最近における農業事情等を考慮し、また財政負担の効率化を図りつつ制度の健全な運営を確保する見地から、国庫負担の上限をそれぞれ一〇%ずつ引き下げる等の措置を講ずることとしたわけでございます。

今回の改正によりまして、農家負担掛金がその分だけ上昇することは事実でありますけれども、掛金国庫負担についての超過累進制という考え方は維持しているところであり、関係者の御理解を得て、本制度の揺るぎない運営を確保できるものと考えております。

○塩田啓典君 そこで、次に今回導入されました危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入でございますが、これは任意で、それぞれの共済組合がどういふのとるかというところはそれぞれの判断に任されているようですが、きょうの午前中の参考人のお話を聞きました。例えば果樹共済関係においては農作物共済関係、それぞれの共済制度に感觸が違つて申しますか、果樹などは非常にいいという意見のようでしたし、むしろ農作物等の場合はいい意見と反対の意見があるというふうなお話だったんですが、農水省としては、こういう制度が導入された場合、どの程度この制度を選択するとお考えであるのか、これはどうでしょうか。全般的というよりも、各個々に感覚でもいと思ひますけれども、感じとして。

○政府委員(後藤康夫君) この危険段階別の掛金率設定方式の実施の問題でございますが、地域の農業事情とか、それからまた共済事業の種別にも組合の対応というのがあるの違つてまいるので、最終的には組合員農家の意思によつて決定される性格のものでございまして、数で現実的な見通しを行うことはちょっと現段階では難しいと思ひます。

しかし、農作物共済については、既に地域ない

し地域料率というのが特定の場合にやれる道が開かれております。これが既に水稲引受組合等の半分弱で今実施をされておりますし、今度この新しい危険段階別の掛金率設定方式の中に果樹共済の無事故割引制も吸収しようというところを考へておりますが、果樹引受組合等の七%で現在この無事故割引制が実施をされておられ、またこれがふえる見込みがあるというふうに見えております。

それから家畜共済につきましましては、現実には無事故引が実施をされていないこともございまして、無事故割引制の導入について最近農業団体から要望も出されております。全国農協中央会からの要望もございまして、家畜共済についても無事故引制度の改善なり、あるいは割引掛金制度の導入を図つてほしいという要望が出ております。現在は家畜共済では病傷給付がかなり普遍的に行われておりますこととの関係、あるいは無事故引の算定がなかなか煩雑だということがあるわけでございまして、損害防止事業の実施の方にむす力を入れているというふうなことがあるわけでございますが、これにつきましても無事故割引なり、あるいは無事故引というものを導入してはいいという要望がございまして、こういう面から申しますと、かなりの実施があるものと考えております。

なお、この制度の検討に当たりまして、アンケート調査等による事情調査を行つておりませんが、被害率とか共済金の支払い頻度につきまして相当格差のある地域も事例調査では出ておりますので、そういうことも必要かなりあるのではないかと、そういうふうに見えておるところでございまして。

○塩田啓典君 二点についてお尋ねをしますが、アンケート調査はやっていないということですが、私はこういうような制度を導入する場合には広くアンケート調査等をして農民の意識を聞くべきである。一つには、そういうようなやり方アンケート調査をすることによって、この制度に対する認識も深まってくると思ひます。き

よりの午前中の参考人の方で、なぜ共済制度への引受率が低いかにいうことで、これは果樹共済の關係の方でございましたが、非常に制度が難解である、わかりにくいと、こういう点をおっしゃっていただいたわけであります。何か上の方で勝手に考えてばつぱつと押しつけて、それから下の方に徹底していくというのでは非常に悪いわけでありまして、私は今後こういうような抜本的改正においては、農家の皆さんの協力を得るためにも、私はやはりアンケート調査をするべきである、こういう点についての御見解をお聞きしたい。

それからもう一点は、先ほどお話がありましたように、稲作共済の場合には地域料率というのが既に制度がございますし、あるいは全般的に無事戻し方式、特に果樹共済の場合は昭和五十五年から無事故割引方式、そういうものがあるわけでありまして、そういうものでないといけないのか。私は、そういうものを充実していけば、本来、この危険段階別の共済掛金率の設定方式を導入したその理由、それは十分満たされるのではないかと、このように思うわけでありまして、なぜ今までのやつではだめでこうしなければならぬのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 果樹共済の仕組みが非常に複雑だという点につきましては、永年性作物という特性から、制度の仕組みそのものがやっぱり農作物などに比べますとなかなか理解していただくにたいへん面があるというところは私も自覚をいたしております。今の制度を改正するような場合に、調査ということをやりながら、またどうこの制度の仕組みを考えているかというふうなところの理解にも役立てるようというふうな御指摘につきましては、私もこれから仕事を進めてまいります上で、一つの御意見として受けとめさせていただきますというふうに思っております。

それから、無事戻しなり無事故割引によって対応できないのかというお話でございますが、まず無事戻しにつきましては、これは保険設計上の事故発生見込みと実際に起きた事故発生との差

によりまして剰余金が組合に生まれる、その一部を無事故農家に還元するということによりまして、掛け捨てから生ずる無事故農家の不満の解消を図るということでございまして、組合等に特別積立金が積み立てられているというところが前記になるわけでございます。そういう剰余金が現にあり、それをどういう形で処分するかという場合の一つの方法として無事戻しというのがあるわけでございます。したがって、料率におきまして、事前に徴収をいたします掛金の中で割引をする、あるいはある程度の差をつけるということとは事柄の性格が違つてございまして。

果樹についての無事故割引でございますが、私もこれを否定をして今回危険段階別の共済掛金率の設定を新しく導入すると申しますよりは、むしろ今の果樹共済の無事故割引制というふうなものも含めて、より弾力的にいろいろな対応ができるような仕組みとして、果樹共済の無事故割引も含めた危険段階別の共済掛金率の設定方式ということを考えていただくわけにございまして、そういう意味では、これを否定したと申しますよりは、むしろ拡充をし、より弾力的な形で各共済の種目ごとに組合の選択によつてそういうことができるような道を開くようにしたい、そういう気持ちで考え、また御提案を申し上げているところでございまして。

○塩出啓典君 これは各組合が判断をするわけでありまして、何段階ぐらいに分けるのか、あるいはどういう分け方をするのか。地域別に分けるのであれば、私は今まではある地域料率と余り変わらなないんじゃないか。あるいは一つの組合の中から抜き取り的にAグループとBグループ、Cグループというものををつくるようになるのか、そのあたりは農水省としては全く各共済組合に任せるのか、あるいはある程度の一つの基準というのか、そういうものををつくるお考えなのか、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) これは組合の意思決定によりまして、組合の選択ということで危険段階

別の掛金率の設定ができるようにするということでございます。またこれまでの国会での御議論でも、これはやはり方によつては、何か農村社会とか集落に对立とか分断を持ち込むことになるんではないかというふうな御懸念を表明されておられる向きもございまして、私もそういった事態が生ずるようなことは望んでいないところでございまして、やはり地域の実態に合った設定の仕方をしていただくということで、余り画一的な指導というふうなことをやることは考えておりません。ただ、一定の基準はやはりお示しをする必要があるだろうと思っております。

掛金の細分化をいたします場合に、過去五、六年の農業者ごとの被害率というふうなものを一つの指標にする、あるいはまた地域ごと、集落ごとの被害率というものを指標にする、それから被害率でございまして、過去五、六年の間に例えば共済掛金の支払いを受けた頻度がどのくらいか、裏から申せば、無事故年数がどのくらいかというふうな指標で個人をグループ分けにするといったような三つとおりぐらいのやり方があるんではないかというふうなことを考えております。それから刻みにつぎまして、地域料率の場合には地域に即してということにございまして、個人のグループに依りて着目をして、今までの無事故割引的な考え方あるいは過去の被害率に応じて幾つかのグループに分けるといふ場合にも、少ない場合は二つ、多いところでも五つぐらいのグループ分けではなからうか。やはり公平感の充足というところが一つのねらいでございまして、余り細かく分けるということとはそもそもこういった保険とか共済という思想になじみにくいことになるとは心配もございまして、余り細かい細分化は私も指導上考えてはおりないところでございまして。

それから、当然のことでございますが、細分化をいたします場合に、その料率の加重平均値がやはりその組合の料率に一致するように定めなければいけない。実際の被害率なり、あるいは無事故年数によつて分けました常識的な格差以上に

余り大きな格差をつけるというふうなことはやはりやがていかに悪いんではないかと思っております。そういったミニマムの一つの枠組みというふうなものは、私も組合に対して通達その他で御指導申し上げるつもりにしておりますが、その枠内でどういう方式をとるかということにつきましては、できるだけ地域の実情に応じた組合の自主性にお任せをした方がいいんではないかというふうなことを考えているところでございまして。

○塩出啓典君 これは、ぜひ私は一つのルールというものをやっぱつくっていただいて、そのルールの中でどれを選択するかということでないかと、そういうことはございましてしょうけれど、一部のボスが自分の都合のいいように変えられても困るんじゃないかとも思いますけれども、その点ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もしやってみて余り評判が悪いと、すぐ明くる年もへ返すとか、そういうようなことはできるのかどうか。

それともう一つは、こういう制度によつて、例えば引受率がふえるとか、そういう結果を予想しているのかどうか、その点どうでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 細分化を導入してみたいことでも、またもとに戻りたいという場合には、またもとの一本の料率に戻り得るようにはしたいというふうに思っております。

それから、加入率との関係でございまして、これもなかなか一律には申し上げにくいと思っておりますけれども、特に、もし無事故年数なり、あるいはまた被害率というふうなものを基準にして料率に差をつける、あるいは割引をするというふうなことになるにすると、優良農家に対しては掛金負担が低くなるというふうなことになるにしますので、例えば仮に、自分のところは相当技術的のものでありして、あるいは任意加入の例えば果樹共済に今までは入らなかつたけれども、今回自分のようなところには低い料率が適用されるようだから入ってみよう

うというような農家も当然出てこようと思ひます。要するに、やはり公平感の充足ということとございまして、そういうことによりまして加入の促進が図ればそれにこしたことはない、むしろそうあってほしいというふうに思つておるわけでございます。

○塩田啓典君 ふえるように、ひとつよくこの改正の趣旨を徹底して、共済制度をさらに充実したものにしようという努力をしてもらいたい、このことを強く要求しておきます。

次に、当然加入基準の引き上げの問題でございますが、今回の変更によりまして二十アール以下で当然加入を任意加入に変更しなければならぬという対象の農家戸数、面積、これは全体のどの程度を占めるんでしょうか。

○政府委員(後藤藤夫君) 政令を二十ないし四十アールに改正をいたしますことにより、当然加入基準を引き上げることとなりますのは、現在、当然加入基準を十五アールとしたしております十八都府県の三百五十の組合等でございます。これらの組合等につきましては、立地条件等がさまざまございまして、一概にどのような地域とは申せませんけれども、概して申せば東日本よりは西日本に多く、また、どちらかと申しますと組織整備の進んでいない地域なり組合が多い、都市の近郊ないしは山村というところが比較的多くなっております。

それから、当然加入基準の変更によりまして引受戸数、引受面積が、全国のトータルの中でこれまで当然加入であった戸数なり面積がどの程度任意加入に移行するかということでございますが、戸数で申しますと一・九％、引受面積にいたしますと〇・六％が当然加入から任意加入に移行するということになると思つております。

○塩田啓典君 特に西日本では大中小規模の農家が多い。私が聞いている範囲では、例えば鹿児島県の場合は任意加入の農家が五割、あるいは静岡、和歌山では四割、こういうことで、共済制度の基盤が崩れるんじゃないか。そういうことに対

しては農水省の答弁は、そうならないように任意加入の人も大いに啓蒙をして共済から離れないように努力をしていくと。そういうことなら今までもおり当然加入にしておけばいいんじゃないか、任意加入にする意義が大変私ばかりにいいんではないけれども、これを任意加入にして任意加入の方の国庫負担の割合を減らすという財政当局の意図であれば我々は反対であります、それなりの意義はあると思ふんです。意義というのか、筋は通つておると思ふんです。そういう意味で、現段階においても今までの範囲内で各県が自由に決めてきておるわけですから、そのままにして、県の判断で、あるいは組合の判断でこの範囲を決めていくという従来のやり方をとればいいんじゃないか、当然加入の範囲を縮小する必要はどこにあるのか甚だ理解に苦しむわけですが、その点はどうかお考えですか。

○政府委員(後藤藤夫君) これは、保険とか共済は通常は任意の契約であるわけでございますけれども、農業共済の場合には、母集団の確保でありますとか、あるいはまた逆選択の防止というふうな考え方も含めまして、特に戦後共済制度が発足をいたしましたところは、組合員資格を持つている者につきましては全員強制加入というところからスタートいたしました。その後、社会全体が自由化をされ、また食糧需給も緩和をしていくというふうな時の流れの中で、これまでも何回かにわたりましてこの当然加入基準の制度上の強制を緩和してきたわけでございます。

今回の措置もその延長線上ということで、自家飯米を主体にしている農家、そしてまた農業への依存率の低い農家にまで当然加入というものを義務づけることの政策的な意味合いというものが薄れていくという判断のもとに、その強制といひますか、規制を緩和するという考え方で今回政令改正を行うことにいたしました。この関係で私どもこれを考えておるものではないわけでございます。

○塩田啓典君 だから農水省としては、そういう飯米農家とか面積の少ない農家は願わくは共済からは外れてもらいたい、表には言えないけれども、そうすれば結局財政負担も軽くなる、そういう気持ちから根拠にあると私は言わざるを得ないんです。これはもう御答弁は結構でございますが、そのように判断をいたします。

問題は、こういう任意加入になった場合に、いわゆる逆選択という、非常に被害の大きい農家だけが入って被害の少ない農家が入らなくなつてくるということになってまいりますと、共済制度の存立が非常に危うくなつてくるんじゃないか。こういう心配はないのかどうか。特に、この任意加入の戸数が半数にも及ぶ鹿児島県とか西日本の方面においては、こういう基盤が揺らぐおそれがあるんじゃないか、このように私は心配をしておりますが、どのようにお考えですか。

○政府委員(後藤藤夫君) 今、答弁は求めないというお話がございましたけれども、任意加入に移行するということは農業共済から離れていくというふうには私も理解してはおりないわけでございます。要するにそういう農家にまで加入を当然加入という形で強制をする制度的といひますか、政策的な意義は乏しくなつてきているということと、今度の政令改正を考えておるわけでございます。そういう農家の方々に共済から出ていってほしいというふうな考えを持っておるわけではさらさらございませんので、そこはちょっと申し上げさせていただきますと思ひます。

それから、逆選択が起きたり組合の基盤が揺るがれるというふうなことになるのではないかと、このお話でございますが、これも過去の当然加入基準を引き上げた組合等の実績から見まして、任意加入に移りました農家が少なからず引き続いて任意加入に入つておりますし、当然加入基準を引き上げることになります組合等におきまして、新種の共済も含めて加入の促進、継続の努力をなされば、多くの組合等では引き上げ後も現状をそう大きく下回らない加入農家数は維持できるものと

いうふうに私も考えております。また、小規模農家であるからといって即必ずしも被害率が高いというふうには言えないと思ひますので、当然加入基準の引き上げによって当然、逆選択加入が助長されるということには必ずしもならないのではないかと、このように考えているところでございます。

○塩田啓典君 次に、果樹共済の問題についてお尋ねいたしますが、農水省からいただきましたこの資料を見ましても、特に果樹共済は引受率が非常に低いわけでありまして、これは五十八年度の実績ですけれども、収穫共済が二六・三％、樹体共済の場合は五・五％ですね。大変低いわけでありまして、この問題につきまして、午前中参考人の方は、制度が非常に難解である、二番目には、非常に掛金の負担感が高い、年々高くなつてい、三番目には、災害に遭つてももらう金額が予想以上に少ない、こういうことを言つておつたわけでありまして、こういう引受率が低いという点について農水省はどのように考えておるのか。これが一点であります。

それで、私はこのような低い状態であれば、本当に必要なのかどうかという、そういう議論にも発展しかねないと思ふんです。やっぱり農民、農家の方のく一部しか参加をしていない、そういう制度であれば、本当に必要なのかどうかという客観性を問われることにもなりかねない。

○政府委員(後藤藤夫君) 果樹共済の加入率が低迷しておりますことを、今の各種の農業共済の中でこの加入率の問題というのは、今も痛烈なお話でございますけれども、制度の存在意義というふうなことも関係してくるんじゃないかという

ふうなお話がございましたけれども、私どもこの点、農業共済制度の中でも頭を痛めている問題でございませう。

加入率が低迷しております原因は、今もいろいろお話ございましたけれども、掛金が近年の被害状況を反映して上昇傾向にある。また、加入率が伸びないために、なかなか優良農家がどちらかというに入っていないというふうなこともよく聞くわけでございまして、またそれが掛金の水準にはね返ってくる。それからまた、永年作物でございまして、共済責任期間が長いというふうなことを初めとして、制度の内容が農家の御理解を農作物共済などに比べますと得にくい面がある。仕組みがなかなか複雑であるというふうなことがございまして、特に執行体制が整備されておきません組合等におきましては、積極的な加入推進が難しい状況にあるところもございませう。それからまた、果実の需給事情によりまして生産調整でありますとか、あるいは新品種への移行というふうなことで栽培面積が減少するとか、あるいはまた、一部では加入意欲の減退を来しているというふうなさまざまな要因が絡み合っているところと存じます。

ただ、これは地域ごと、樹種ごとに見ますと、かなりいろいろ差もございませう。例えば温州ミカンについて申しますと、和歌山県は六〇・一％の加入率でございまして、静岡県では九・五％にとどまっておりますとか、あるいはまた指定かんきつについて申しますと、愛媛県が五九・九％でございまして、徳島県が八・五％というふうなことで、地域差もかなりあるわけでございませう。

この辺も含めた分析ということになりますと、なかなかいろいろ複雑な問題も出てまいりますわけでございますが、何と申しまして、やはり果樹共済について、農家の需要にできるだけマッチした、しかも何と申しますか、共済組合の側から申せば、保険として売りやすい共済にしていこうということが一番大事じゃないかというふうに思うわけでございませう。

今回、特定危険方式につきまして補償水準の引き上げをやり、また特定危険方式に凍霜害を追加をいたしましてセット方式を導入する、そしてまた共済責任期間の短縮の道を開く、さらにはまた、農家ごとの被害状況に応じた掛金率の設定方式の導入も行うといったようなことを合わせまして、専門的な果樹農家の一層の加入促進を図ってまいりたいと思っております。これをやってにしました加入促進を図ります中で、この果樹共済をもっと加入をしてもらえるような共済にするためにはどうしていったらいいかということにつきましまして、引き続き私どもいろいろ研究も勉強もしていかなければいけないというふうに感じておるところでございませう。

○塩出啓典君 今お話がありましたように、きょうの午前中にも参考人の方からお話がありました。同じ制度でも県によって非常にいいところもあれば悪いところもある。これはやはり共済思想の徹底というほか、また共済の関係者の熱意の違いでもあるんじゃないかと思うんですけれども、そういう点は、いろいろ難しい問題はありますけれども、言うべきことははっきり言って、やっぱり日本の農業をよくするためには一人一人の意識もある程度変えていかなければ日本の農業の再建はできないわけでありまして、そういう点については農水省としても真剣に、ただ表面をなでるというところでなしに、もっとそういう点にはメスを入れて本当にやっていた方がいいと思っております。

〔理事谷川寛三君退席、委員長着席〕
それと、これも参考人の御意見ですが、病害虫の被害まで面倒を見るのは、これは肥培管理をよくやっていて農家にとっては情農奨励じゃないかという、こういう意見がございました。今回の改正においても、園芸の施設においてはそういう制度があったようですけれども、こういう点について今後どうするのか。

それともう一つは、例えば昨年のようにできが悪くても非常にミカンが甘くて値段がよくて逆に収入がふえる、そういうときにできが悪いからといって保険金をもらおうという、一方で過ぎたときには、豊作貧乏のときにはもらえないという、これでは本当の保険の目的にはなっていないわけでありませう。それに対しては、現在災害収入共済方式というものを導入されて、この農水省の資料では徐々にふえてはいるわけでありませうが、いずれにしても私は果樹共済が加入率が少ないというところは、そういう現在の制度というものが現実と合わないという、そういう点があるんじゃないかと思うんですけれども、そういう意味で私は根本的に引受率がなげ低いかということ調査をしてもっと技術的な改革をすべきではないか。たかんと、このように思うんですが、その点の考えはどうでしょうか。

○政府委員〔後藤藤夫君〕 果樹の病害虫を共済で救済するというところは情農奨励になるんではないかと御指摘でございませうが、病害虫の予防、防止につきましては、確かに技術というものが一定の働きをしております。これは事実でございませうが、しかし病害虫の中にはやっぱり長雨でございませうとか、日照不足でありますとか、あるいは凍霜害などでも、これはなかなか人為をもつて防ぎ得ないような自然災害がございまして、それに伴って併発して病害虫が起きるというふうな場合もかなりございませう。そうなりますと、栽培技術の優秀だけでは病害虫の発生頻度に差が生ずるというふうなことはちょっと言い切れないところもあるわけでございませう。そんなことで、病害虫防除等通常行われるべき肥培管理が不十分なことによって発生した被害につきましては、分割評価割合の基準を設定をしまして、これに基づいて適切な、適正な分割評価を行って、共済金の支払い対象から除外するよう今指導をいたしておるところでございませう。

しかし、近年におきます農業事情の変化に即応しまして病害虫をなくというやり方ではございませう。逆に技術的に優秀な農家の本当に怖い災害は何かという、むしろそちらの方からつかまえてまいりまして、先ほどちょっと申し上げました

特定危険方式に現行の暴風雨、ひょう害といったようなものに農家の危険意識の高い凍霜害を加えてこれをセット方式で実施をする、そしてこの特定危険方式につきまして補償水準を引き上げるといふようなことを、今回の改正で行いたいというふうに思っております。

それから、果樹共済は、宿命的にむしろ農家にとっては価格の水準というふうなものの方が収入に比べて大きな意味を持つので、そこに果樹共済の持っている何と申しますか、農家の保険需要を本当にかき立てにくい要素があるんじゃないかという御指摘だと思っておりますが、私どもも今の農業災害補償制度のもとで、できるだけ収入共済と言われるようなものの趣旨を最大限に生かしたやり方ということで、災害収入共済方式を五十七年産から試験的に実施をしております。これによりましても、何と申しまして、やはり災害によります損失の補償という今の制度のもとで、しかも保険という手法をとりますと、どうしても危険の地域分散とか危険の確率的な予測とかということが必要になってまいります。そういう点で申しますと、価格の低落というふうなことはなかなか制度にストレートにはなじみにくいということもございまして、これはやはり災害補償制度の一つのどうしても限界があるところではないかというふうに思っております。

いづれにしても、今、先生の御指摘の中で、果樹共済については今後も引き続き実態の分析も含めて検討を進めるようにという御指摘がございましたけれども、その点につきましては私どももこれから心がけてまいりたいというふうに考えております。

○塩出啓典君 この前の委員会でも私は、制度融資を受ける条件に共済制度への加入を条件とすべきじゃないかと。けさ参考人の人に御意見を聞きまして、これはもうぜひ、前々から我々もそう主張しておるんだ、こういうふうなお話でございませうが、やはり共済制度というのは、いろんな災害に対する、そのときもやってくる危険を担

保する制度ですから、当然融資を受ける条件にそれを入れるということは決して無理なことでは私はない、むしろ筋の通った話じゃないかと思うんですがね。制度融資も、言うなればちゃんと返してもらわないと困るわけですからね。そういう点は今後の方向としてはどうなんでしょうか。すぐにはできないかもしれませんが、そういう方向に進むのか、あるいは進むに当たっては何か問題点があるのかどうか、その点はどうでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) これはたしか塩田先生から金融三法の御質疑のときに御指摘があった問題であらうかと思いますが、農業共済の加入促進につきましては、今まで農業共済の世界では、やはり第一義的に制度それ自体をできるだけ農家に加入を確保するということが制度の普及の徹底なり、あるいは制度の充実と努めるということをやつてまいりました。共済加入を条件として融資の実施に当たりまして共済加入を条件として融資金もございまして、これをあらゆる融資あるいはまた補助というふうなものについて一律に義務づけまことにございまして果たして関係者の理解が得られるかどうか、結果的に共済未加入農家とか加入の低い地域で制度資金とか補助金が受けられないというふうなことが出てこないかといったようなこともございまして、そういった制度資金等の性格に応じて慎重に検討する必要があります。

○政府委員(後藤康夫君) これはたしか塩田先生から金融三法の御質疑のときに御指摘があった問題であらうかと思いますが、農業共済の加入促進につきましては、今まで農業共済の世界では、やはり第一義的に制度それ自体をできるだけ農家に加入を確保するということが制度の普及の徹底なり、あるいは制度の充実と努めるということをやつてまいりました。共済加入を条件として融資の実施に当たりまして共済加入を条件として融資金もございまして、これをあらゆる融資あるいはまた補助というふうなものについて一律に義務づけまことにございまして果たして関係者の理解が得られるかどうか、結果的に共済未加入農家とか加入の低い地域で制度資金とか補助金が受けられないというふうなことが出てこないかといったようなこともございまして、そういった制度資金等の性格に応じて慎重に検討する必要があります。

○政府委員(後藤康夫君) これはたしか塩田先生から金融三法の御質疑のときに御指摘があった問題であらうかと思いますが、農業共済の加入促進につきましては、今まで農業共済の世界では、やはり第一義的に制度それ自体をできるだけ農家に加入を確保するということが制度の普及の徹底なり、あるいは制度の充実と努めるということをやつてまいりました。共済加入を条件として融資の実施に当たりまして共済加入を条件として融資金もございまして、これをあらゆる融資あるいはまた補助というふうなものについて一律に義務づけまことにございまして果たして関係者の理解が得られるかどうか、結果的に共済未加入農家とか加入の低い地域で制度資金とか補助金が受けられないというふうなことが出てこないかといったようなこともございまして、そういった制度資金等の性格に応じて慎重に検討する必要があります。

○政府委員(後藤康夫君) これはたしか塩田先生から金融三法の御質疑のときに御指摘があった問題であらうかと思いますが、農業共済の加入促進につきましては、今まで農業共済の世界では、やはり第一義的に制度それ自体をできるだけ農家に加入を確保するということが制度の普及の徹底なり、あるいは制度の充実と努めるということをやつてまいりました。共済加入を条件として融資の実施に当たりまして共済加入を条件として融資金もございまして、これをあらゆる融資あるいはまた補助というふうなものについて一律に義務づけまことにございまして果たして関係者の理解が得られるかどうか、結果的に共済未加入農家とか加入の低い地域で制度資金とか補助金が受けられないというふうなことが出てこないかといったようなこともございまして、そういった制度資金等の性格に応じて慎重に検討する必要があります。

○政府委員(後藤康夫君) これはたしか塩田先生から金融三法の御質疑のときに御指摘があった問題であらうかと思いますが、農業共済の加入促進につきましては、今まで農業共済の世界では、やはり第一義的に制度それ自体をできるだけ農家に加入を確保するということが制度の普及の徹底なり、あるいは制度の充実と努めるということをやつてまいりました。共済加入を条件として融資の実施に当たりまして共済加入を条件として融資金もございまして、これをあらゆる融資あるいはまた補助というふうなものについて一律に義務づけまことにございまして果たして関係者の理解が得られるかどうか、結果的に共済未加入農家とか加入の低い地域で制度資金とか補助金が受けられないというふうなことが出てこないかといったようなこともございまして、そういった制度資金等の性格に応じて慎重に検討する必要があります。

に納得していただけるよい方法がどんなものがあるかというのを検討してまいりたいと思つております。

○塩田啓典君 それから次に、農業共済事業事務費の負担金の問題でございますが、これが今年度から定額になる、こういうお話でございますが、これは私は定額とは農水省全体の予算が一定である、そういうことで、ずっと未来にわたつてということなのか、何年ぐらい定額にするのか。

○政府委員(後藤康夫君) 事務費国庫負担金の予算額は定額として設定されたものでございまして、年々の物価でありましてとか給与の変動によりまして毎年度当然に改定されるべき性質のものでないわけでございます。そこに安定的に一定の予算を確保するという意味合いもあるわけでございますが、何年というふうなことに特になん年数が決まっておるといふようなものではございません。ただ、大幅な経済事情の変動などが見られました場合等、必要な場合には、共済事業の運営に支障を来すことのないように、財政当局とも話し合ひまして適切に対処をしてみたいと思つております。

○政府委員(後藤康夫君) 事務費国庫負担金の予算額は定額として設定されたものでございまして、年々の物価でありましてとか給与の変動によりまして毎年度当然に改定されるべき性質のものでないわけでございます。そこに安定的に一定の予算を確保するという意味合いもあるわけでございますが、何年というふうなことに特になん年数が決まっておるといふようなものではございません。ただ、大幅な経済事情の変動などが見られました場合等、必要な場合には、共済事業の運営に支障を来すことのないように、財政当局とも話し合ひまして適切に対処をしてみたいと思つております。

○政府委員(後藤康夫君) 事務費国庫負担金の予算額は定額として設定されたものでございまして、年々の物価でありましてとか給与の変動によりまして毎年度当然に改定されるべき性質のものでないわけでございます。そこに安定的に一定の予算を確保するという意味合いもあるわけでございますが、何年というふうなことに特になん年数が決まっておるといふようなものではございません。ただ、大幅な経済事情の変動などが見られました場合等、必要な場合には、共済事業の運営に支障を来すことのないように、財政当局とも話し合ひまして適切に対処をしてみたいと思つております。

○政府委員(後藤康夫君) 事務費国庫負担金の予算額は定額として設定されたものでございまして、年々の物価でありましてとか給与の変動によりまして毎年度当然に改定されるべき性質のものでないわけでございます。そこに安定的に一定の予算を確保するという意味合いもあるわけでございますが、何年というふうなことに特になん年数が決まっておるといふようなものではございません。ただ、大幅な経済事情の変動などが見られました場合等、必要な場合には、共済事業の運営に支障を来すことのないように、財政当局とも話し合ひまして適切に対処をしてみたいと思つております。

○政府委員(後藤康夫君) 事務費国庫負担金の予算額は定額として設定されたものでございまして、年々の物価でありましてとか給与の変動によりまして毎年度当然に改定されるべき性質のものでないわけでございます。そこに安定的に一定の予算を確保するという意味合いもあるわけでございますが、何年というふうなことに特になん年数が決まっておるといふようなものではございません。ただ、大幅な経済事情の変動などが見られました場合等、必要な場合には、共済事業の運営に支障を来すことのないように、財政当局とも話し合ひまして適切に対処をしてみたいと思つております。

ております。

○塩田啓典君 今までは事業規模とか固定費用割りととか両方考慮に入れていたようでありましたが、その考え方は今後変わるのか、その点はどうなんでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 事務費につきまして、これは組合等の事業規模について小さいものから大きいものまでいろいろございまして、今までも事業規模とそれから一種の固定的な経費部分に見合う部分というのを両方組み合わせてやつてまいつてございまして、基本的には今後ともその考え方、そのウェイトをどうするということにな点につきましては今後変わることがあるにいたしまして、基本的な考え方は、今までのような事業規模と固定費用割りの部分との組み合わせといたことでやつていく考えについては、今後もそれでいきたいというふうに思つております。

○塩田啓典君 それでは、きょうの参考人の御意見として、今後の人件費のアップとかそういうものに対して国の補助はふえない。そうなるにつれて、当然基金の活用とかいふことをして活性化をして、共済制度を維持するための財源を確保し人材も確保していかなければならない。私は、共済制度の運営において、この事務職員の体制といふものはこれは死命を制する非常に大事な問題じゃないかと思ふのですけれども、そういうような立場から規制の緩和を要望する。何か今までは業務内容を一々承認を受けてチェックしては、これは恐らく、私よくわかりませんが、業務内容がふえてしまつと結局固定費がふえて国の方から補助金を余計とらなきゃいかぬから、そういう意味でいろいろな業務内容をチェックして、こういうことはしていかぬ、してもいいとか、そういうことじゃないかと思ふのですけれども、これが全部いわゆる定額ということになれば、そういうような業務内容についての細かい承認等はもうやめて、全部共済組合の自主性に任せるべきじゃないか。

○政府委員(後藤康夫君) これはなかなか一概にお答えしにくい問題でございますけれども、共済団体の事務費については、事務費国庫負担金、それからまた共済団体の積立金によりまして利子収入その他の補助金を充たしてございまして、それで不足する場合に農家から賦課金を徴収するというようなことで全体として事業運営を賄うということになつておりますので、そういったようなことからある程度の監督は必要だといふふうに思つておりますけれども、世の中の流れ全体いろいろ許認可の整理というふうなお話もございまして、事務の簡素化という要請もございまして、そういった監督の必要性といふことはあるわけでございますけれども、その中でできるだけ団体の自主性を尊重するなり、あるいはまた、事務手続を簡素化していくという努力は私もやってまいらなければいけないというふうに思つております。

○政府委員(後藤康夫君) これはなかなか一概にお答えしにくい問題でございますけれども、共済団体の事務費については、事務費国庫負担金、それからまた共済団体の積立金によりまして利子収入その他の補助金を充たしてございまして、それで不足した場合に農家から賦課金を徴収するというようなことで全体として事業運営を賄うということになつておりますので、そういったようなことからある程度の監督は必要だといふふうに思つておりますけれども、世の中の流れ全体いろいろ許認可の整理というふうなお話もございまして、事務の簡素化という要請もございまして、そういった監督の必要性といふことはあるわけでございますけれども、その中でできるだけ団体の自主性を尊重するなり、あるいはまた、事務手続を簡素化していくという努力は私もやってまいらなければいけないというふうに思つております。

○政府委員(後藤康夫君) これはなかなか一概にお答えしにくい問題でございますけれども、共済団体の事務費については、事務費国庫負担金、それからまた共済団体の積立金によりまして利子収入その他の補助金を充たしてございまして、それで不足した場合に農家から賦課金を徴収するというようなことで全体として事業運営を賄うということになつておりますので、そういったようなことからある程度の監督は必要だといふふうに思つておりますけれども、世の中の流れ全体いろいろ許認可の整理というふうなお話もございまして、事務の簡素化という要請もございまして、そういった監督の必要性といふことはあるわけでございますけれども、その中でできるだけ団体の自主性を尊重するなり、あるいはまた、事務手続を簡素化していくという努力は私もやってまいらなければいけないというふうに思つております。

金融の自由化の流れなのですから、それはもちろん危険はあるかもしれませんが、それは時代の流れですから、これはやはり私は自由に緩和をすべきではないか、このように思つてわけでありまして、今後の規制緩和の点についてはどう対処するのか、これをお伺いいたします。

○政府委員(後藤康夫君) これはなかなか一概にお答えしにくい問題でございますけれども、共済団体の事務費については、事務費国庫負担金、それからまた共済団体の積立金によりまして利子収入その他の補助金を充たしてございまして、それで不足した場合に農家から賦課金を徴収するというようなことで全体として事業運営を賄うということになつておりますので、そういったようなことからある程度の監督は必要だといふふうに思つておりますけれども、世の中の流れ全体いろいろ許認可の整理というふうなお話もございまして、事務の簡素化という要請もございまして、そういった監督の必要性といふことはあるわけでございますけれども、その中でできるだけ団体の自主性を尊重するなり、あるいはまた、事務手続を簡素化していくという努力は私もやってまいらなければいけないというふうに思つております。

○政府委員(後藤康夫君) これはなかなか一概にお答えしにくい問題でございますけれども、共済団体の事務費については、事務費国庫負担金、それからまた共済団体の積立金によりまして利子収入その他の補助金を充たしてございまして、それで不足した場合に農家から賦課金を徴収するというようなことで全体として事業運営を賄うということになつておりますので、そういったようなことからある程度の監督は必要だといふふうに思つておりますけれども、世の中の流れ全体いろいろ許認可の整理というふうなお話もございまして、事務の簡素化という要請もございまして、そういった監督の必要性といふことはあるわけでございますけれども、その中でできるだけ団体の自主性を尊重するなり、あるいはまた、事務手続を簡素化していくという努力は私もやってまいらなければいけないというふうに思つております。

○政府委員(後藤康夫君) これはなかなか一概にお答えしにくい問題でございますけれども、共済団体の事務費については、事務費国庫負担金、それからまた共済団体の積立金によりまして利子収入その他の補助金を充たしてございまして、それで不足した場合に農家から賦課金を徴収するというようなことで全体として事業運営を賄うということになつておりますので、そういったようなことからある程度の監督は必要だといふふうに思つておりますけれども、世の中の流れ全体いろいろ許認可の整理というふうなお話もございまして、事務の簡素化という要請もございまして、そういった監督の必要性といふことはあるわけでございますけれども、その中でできるだけ団体の自主性を尊重するなり、あるいはまた、事務手続を簡素化していくという努力は私もやってまいらなければいけないというふうに思つております。

○政府委員(後藤康夫君) これはなかなか一概にお答えしにくい問題でございますけれども、共済団体の事務費については、事務費国庫負担金、それからまた共済団体の積立金によりまして利子収入その他の補助金を充たしてございまして、それで不足した場合に農家から賦課金を徴収するというようなことで全体として事業運営を賄うということになつておりますので、そういったようなことからある程度の監督は必要だといふふうに思つておりますけれども、世の中の流れ全体いろいろ許認可の整理というふうなお話もございまして、事務の簡素化という要請もございまして、そういった監督の必要性といふことはあるわけでございますけれども、その中でできるだけ団体の自主性を尊重するなり、あるいはまた、事務手続を簡素化していくという努力は私もやってまいらなければいけないというふうに思つております。

○政府委員(後藤康夫君) これはなかなか一概にお答えしにくい問題でございますけれども、共済団体の事務費については、事務費国庫負担金、それからまた共済団体の積立金によりまして利子収入その他の補助金を充たしてございまして、それで不足した場合に農家から賦課金を徴収するというようなことで全体として事業運営を賄うということになつておりますので、そういったようなことからある程度の監督は必要だといふふうに思つておりますけれども、世の中の流れ全体いろいろ許認可の整理というふうなお話もございまして、事務の簡素化という要請もございまして、そういった監督の必要性といふことはあるわけでございますけれども、その中でできるだけ団体の自主性を尊重するなり、あるいはまた、事務手続を簡素化していくという努力は私もやってまいらなければいけないというふうに思つております。

ましては、今後慎重に検討していきたいというふうに思っております。

○下田京子君 質問に先立ちましてお願いしておきたいのですが、私はただけるなら二時間ぐらい欲しいと思いますが、全体で一時間です。簡潔に御答弁をひとつよろしく願います。

最初に、今回の農災法改正の経緯についてなんですが、つまずきの農災法の改正というものは六十年年度予算案と同時決定したのか。これが大変異様です。また異例だというふうに思うわけです。何か異例なのかとい

いますと、昨年九月ごろからいろいろやりとりがあったというその経緯はわかりませんが、とにかく十二月二十四日、大蔵省で六十年年度予算とあわせて農災法の合理化措置の中身が内示されたという事です。その中身は今さら申し上げるまでもございせんけれども、一つは、農作物共済掛金の国庫負担割合を一律二分の一にせよ。それから二つ目は、水稲共済の当然加入基準政令の下限を三十分の一に引き上げよ。三つ目に、財政負担を伴う制度の拡充、改善を認めない。こう

いうふうな当年度の予算に関連してないものを、制度の中身にまで踏み込んで財政当局が予算で内示してきたというふうなことが、一体過去に例があるのでしょうか。

○政府委員(後藤康夫君) 農業共済制度の改正につきましては従来から政省令なり定款等の改正、さらにはまた改正内容の普及徹底ということが必要でございますので、施行の前年に改正法律を成立させていたいただいているというのが従来の例でございます。

確かに先生御指摘のとおり、過去の改正でございますと、もちろん秋あるいは年末、財政当局と

末に概略決めまして、さらに検討の上、法律事項につきましては二月の二十六日の閣議で正式決定の上、国会に提出をいたしたものでございまして、昨年十二月に概略を決めたことにつきましては、農林水産省としましては近年におけるいろいろな状況の変化の中で、かねてから見直しにございまして、六十年年度目途に検討してきたという事情がございまして、今国会に法律を提出いたしますためにこの時期に取りまとめを行う必要があったという事と、将来の財政負担に折衝を同時並行して制度改正の内容を財政当局と折衝をいたしたわけでございます。

それからさらに、これは申し上げていいことかどうかかわりませんが、財政当局の方は六十年年度からの制度改正ということ当初かなり強く主張しておった経過もございまして、それは最終的には六十年年度ないし六十年年度からの実施ということと決着を見たわけでございますが、そんなこともひとつ事情の中にはあったということ、申し上げておこうかと思っております。

○下田京子君 いろいろお話しになりましたが、はつきりしたことは、とにかく六十年年度予算案に直接関連のない法案を大蔵内示の段階でもって制度の内容にまで踏み込んで中身そのものを内示してきたというのは初めてだと。

さらに、これがどういふことかといふと、大臣にこれはお尋ねしたいんですけれども、私はこれがつまり大蔵省主導、そして財政主導の制度改正であつたのではないかと感ずるんです。なぜなら、さらに経過を述べますと、財政当局から掛金

国庫負担の引き下げと当然加入の引き上げが提示されましたよね。その後、今おっしゃったように法律は確かに二月の閣議云々でございまして、復活折衝を通じて今法律に出されているような改正内容が最終的には十二月の二十七日の早朝、六十年

度予算とあわせて追加内示という格好で決着を見たんでしょ。ですから、農水省がいろいろやっ

けれども、こういう経過そのものを見ましたときに、まさに財政主導、大蔵主導によって今回の農災法の改正というものが出てきたと私は指摘したいんです。

○政府委員(後藤康夫君) 時期につきましては、確かにこれまで二月に制度改正の内容を大蔵省と財政当局等を含めまして決着を見ていたわけがございまして、こちらが制度改正の内容を要求いたしまして内示を受けるというやり方につきましては、今回もこれまでの改正も異なるところがな

いわけでございます。ただ、時期的に確かに十二月の末に行つたという点は異なるということでございます。

○國務大臣(佐藤守良君) 下田先生にお答えいたします。先生の御質問は、今度は財政当局の経費削減のためではないかということですが、今回の農業災害補償制度の改正は、農業事情それから農家の保険需要が変化してきておる。これに即応した制度

の改善を求められるとともに、厳しい財政事情のもとで、より効率的な制度とすることが必要となつてくることによるものでありまして、先生の御指摘の財政負担の節減の見地のみから立案したということではございません。

○下田京子君 大臣、いろいろ言われているんですけれども、私は事実経過を言ったんです。その評価がどうかということとはまた議論に入っていくんですが、あれこれの今、大臣が言ったことは、後で農水省が理屈つけて出したことなんですよ。

共済実施費補助金約五億円や農作物共済事業などの各種各事業勘定を圧縮して二十五億円の減でまとめ、農水省の門を出られるようになったのは八月下旬であった。さらに大蔵省提出後の九月から十二月までの四か月間は、過去に例のない長い苦しい期間であつて、我が農業共済予算は災害対策として比較的安定した予算を確保し続けてこれ

たが、今回ほど厳しいあらはれ従来経験したことなかった、この冬の時代はまだまだ続くだろう、こうも述べているんです。ですから、これは否定できない事実であるわけですね。

こういう格好で財政問題が優先したんでないと言つても、具体的にちゃんと述べているんですよ。しかも、この予算の冒頭のところで、厳しい財政再建のあらしが来襲して、米の生産調整が始まった昭和四十五年以来実に十六年ぶりに対前年比を下回る事態に立ち至つたのです、こうなつて

いる。事実なんですね。そこでお尋ねしたいのですけれども、六十年年度実施の今回の農業災害補償法による財政的効果というものはどういふところにあらわれるでしょう。今回の制度改正の中身とあわせてその財政負担額はどうなつていくのか、プラス分、マイナス分あわせてお知らせください。

○政府委員(後藤康夫君) 制度改正は六十年年度から実施をされますので、具体的には六十年年度予算編成の問題になつてまいるわけでございますけれども、現時点におきまして私どもが推計試算をいたしておりますところを申し上げますと、掛金国庫負担の合理化によりまして約五十七億円の減、それからその他の制度改正事項によりまして約十億円の国庫負担の増を試算として見込んでおります。

○下田京子君 ですから私はちゃんと言つたんです、その約十億円増の中身は何なのかと。一回で答えてください。

億円の増、それから果樹共済につきまして特定危険方式の拡充等で約五億円、それから畑作物共済に高級インゲンの共済目的への追加等行いますので約一億円、合計約十億円というふうに見込んでおります。

○下田京子君 改正部分は約十億円で、中身が今のような状況と。しかし、プラス・マイナスどうかといえは四十七億円の減になる。ですから、財政削減という効果がまず明確になった、これは否定できない事実であります。

そこで次に移りますけれども、果樹共済加入率の低下の原因が一体どこにあるのかということになります。

福島県の果樹地帯であります伊達地方の共済組合に行っているお話を伺ってまいりました。果樹共済の加入の話をした途端に、参事さんが困った困ったと、こうおっしゃいまして、ここは引受率のピークが五十二年、五十三年三十一%だったんですが、その後どんどん低下してしまっていて、六十年で、これは現在では一七%まで落ち込んでいます。

そこでは、いろいろ苦しんでいるけれども、ここは実際には無事故割引なんかも実施して、和歌山県なんかからも調査に来たりしているところなんです。原因が何なのかということをお聞きしたら、いろいろ言われましたけれども、昔、掛金というのとは桃なら一箱、リンゴも一箱と、こういうことだった。いろいろあるけれども、とにかく掛金が高くなった、もうこれが最大の加入低下の原因なんだというふうに言われました。その辺の御認識はいかがですか。

○政府委員(後藤康夫君) これは私も、加入率の低下の原因の一つとして、近年の被害状況を反映しまして掛金が上昇傾向にあるということが要因になっているというふうに私も認識をいたしております。

○下田京子君 そうしますと、これは私お願いなんですけれども、今回もさっきのように部分的改善がなされました。しかし、今もお話しのようには、掛金が高くなってきているというのが加

入低下の大きな原因だとおっしゃいましたが、そのほか例えば引き受けの方法なんかにおいてもいろいろな問題があるんですね。きょうも参考人の方からお話伺いましたが、とにかく収穫というのには品種によって違う、同じ桃でもナシでも。それから、もちろん樹園地によっても違う、土地の条件によっても違ってくるわけなんです。だから、いろいろあるけれども、樹園地ごとの引受方式を何とか導入してもらいたい、この声が一番大きかったというのを私申し上げておきます。ですから、加入が低い根本的原因についてやはりきちっとした打開策をとらないで、とにかくもう一生懸命やりますと、これだけでは実際には加入促進につながらないわけで、私が申し上げたいのは、きちっとした展望と確信が持てるように、どういうところに問題があるのか実態調査をきちっとして本格的な検討をすべきだということなんです。どうですか。

○政府委員(後藤康夫君) 今回の御提案申し上げておきます特定危険方式の拡充、そしてまた、それをセック方式にして補償水準を引き上げるということによりまして、専門的な果樹農家の保険需要にこたえる形で加入の促進を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございます。加入低下の原因について、御指摘のとおり、全国的に組織立った調査は行っておりませんけれども、ブロックごとのいろいろな担当者の会議でございまして、直接現場で加入推進を担当しております職員の方々の御意見を吸い上げ、調査検討を行っておりますのでございます。そういう中から共済責任期間の短縮という御要望も伺いまして、今回それも措置をしたいと思っているわけでございます。

ただ、率直に申しまして、果樹共済の問題がこれで全部解決されるかというのを言い切れるかといえますと、そこところは正直申し上げて、まだ果樹共済にいろいろ検討すべき問題が残っているであろうという気持ちは私も持っております。

す。御指摘の実態調査というようにすることにつきましても、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○下田京子君 それはぜひお願いいたします。そのうでない、幾ら組合がその気になっても魅力ある共済にはならないんです。

次に、畑作物共済の中で特にてん菜の足切り改善のことでこれもお願いを申し上げたいんです。北海道の芽室農業共済組合の話なんですけれども、てん菜の足切り二割を一回に改善してほしい。冷災害が連続した中でもてん菜は安定作物で、芽室町組合の場合のてん菜の共済支払いが過去どうなっているかということなんです。五十四年はゼロ、五十五年は二千二百万、五十六年が一千八百万、五十七年はゼロ、五十八年一億三千八百万、五十九年二百万。ですから、五十八年以外ほとんどないということなんです。トータルで見ますと、この間、掛金合計が二億二千六百万円に対して支払いの方が一億八千万円で八〇%の水準だと、こういうことも言っております。

で、ぜひ検討いただきたい。

○政府委員(後藤康夫君) てん菜の足切りの改善の問題は、北海道からそういう御要望があることは私も承知をいたしておりますが、この足切り割合につきましては、畑作物共済の割合をセックいたしましたときに、畑作物の一つは被害率、一つはまた粗収益の中で生産費がどのくらい割合を占めているか、所得率と言ってもいいのかもしれないけれども、生産費率、こういうものを見ますと、バレイショとか大豆、てん菜、サトウキビというようなものは、生産費率が相対的に高く被害率が相対的に低いというグループを形成しております。小豆なりインゲンというようなものは、生産費率が相対的に低く被害率が相対的に高いというグループを形成しております。

割合が定められたわけでございます。

また、足切り水準を仮に引き下げます場合には、現行制度と比べまして共済金の支払いはもちろんふえるわけでございますが、他方、掛金も一定の算式で計算をし直さなければなりませんので、そうなりますと掛金が増大するということと、また共済組合の行います損害評価の労力も非常に大きくなるというような問題もあるわけでございます。てん菜につきましては、また同じ甘味資源でございますサトウキビなりとの均衡も勘案する必要があるというところから、現在のところ、この補償水準が妥当なものであるというふうに私も考えておるわけでございます。検討はいたしましたけれども、そういう結論になりました。今回改正を御提案申し上げなかったということでございます。

○下田京子君 まあ検討はした、しかし今回は改正に至らなかった。今後検討することは否定はしないのだと思うんですが、問題は、やらない方向で理由を述べればたくさんあるんです。じゃ、やれる方向でどうするかということになれば、今幾つ出しましたが、例えば損害評価といっても、てん菜は全量製糖工場に一元的行きましますから、これは労力だとか実務的に見ても可能なんです。それから掛金が高くなるとおっしゃっておりますけれども、現在は畑作物共済の共済掛金率で見ますと、例えばバレイショが七・二に對しまして大豆が一〇・六だとか、小豆は二三・一、大変高いんですが、てん菜は三・〇で一番低いんです。

ですから、そういうようなことも踏まえまして、いろいろ考えればできる、何よりも農家が要望していることをどう仕組んでいくかというのが大事だと思っております。そのことはまた、北海道畑作の振興という点からも大事なんだということには申し上げておきます。大臣に何もお答えいたさないといふあれですから、そういうこともひとつ願います。御検討ください。

○国務大臣(佐藤守良君) お答えします。

検討させていただきます。

○下田京子君 それでは、今回の改正の前身になつております掛金庫庫負担の引き下げの問題について何点が質問申し上げます。

掛金庫庫負担の改正が過去に何度かやられましたが、大きな改正は昭和三十八年と四十六年の二回であったかと思ひます。これらの内容について細かく私は申し上げるつもりはありませんけれども、他の委員からも御指摘いろいろありましたが、アップ率に対して激変緩和措置などもとりまして農家の負担を軽減してきたというののも一つ事実であります。同時に、いろいろ当時の質問のやりとり等も見ますと、財政負担減というものが理由になつてないんです。今回のように、財政の負担が大変だから減らすというのはいずれも理由になつてない。そういう意味では、国庫負担率の引き下げというのは制度発足以来戦後初めてだと私は申し上げたいんです。大臣、うなずいていますか、このことは逆に言いますと、農家負担を増加するということが大きな目的になるんだということなんです。結局、これは臨調路線の自立自助の受益者負担増という補助金カットの精神を受け継いだつまり農政版ということになると思う。どうですか。

○政府委員(後藤藤夫君) 四十六年の改正のときの国庫負担方式の改正につきましては、提案理由説明の中でたしか、必ずしも生産適地とは言いがたい高被害地域に対して他の地域と比較して著しく高率の国庫負担をする結果となつていたので、米の過剰基調なり新規開田の抑制等の農業事情も考慮してその是正を図ることにしたということが述べられておりますが、今回の改正におきましても、私、前にこの場合でも御答弁を申し上げましたけれども、この国庫負担をめぐります議論の中で、今大量の米の生産調整をやりながら適地適作ということで水田利用の再編を進めている中で、共済制度の国庫負担のやり方というものを、もっとそういう作目の選択という観点から見て中立的にすべきではないかという議論が一つございまして、それが理由の一つになつておるということでございます。もちろん、現下の厳しい財政事情と全く無縁に今回の措置が決定されたというふうには言えませんが、そういふことも、財政的な問題のほかに、そういった四十六年改正の考え方の延長線上での理由というのとも合わせて今回の見直しをやつたわけでございます。戦後初めて財政負担という観点からみこころいうことが行われたというふうには私も理解をいたしておらないところでございます。

○下田京子君 財政問題だけだと何とかが言っているんじゃないんです。局長、財政負担が大きくなる原因になつたなら、それは国庫負担の引き下げという点で今回初めてだった、つまりそれは農家負担増になつた、これが大きな目的だった、これを否定できないでしょうと、こう言っているわけなんです。さっきも聞きましたが、積極的な効果が何かということではいろいろお述べになりましたが、米麦合計でとにかく五十七億円の国の財政負担を削減した、これはもう現実にあつてきていてる効果じゃないですか。だから、それだけ財政負担を軽減したということでは、その分、農家負担に転嫁したということなんです。ここが大事なんです。

○政府委員(後藤藤夫君) 今お話をいたしましたように、水稲につきまして十アル当たり全国平均で申しますと、料率の改定で九十円低下になりましたけれども、制度改正で二百円の増加になるわけでございます。十アル当たりの所得、米作所得との関係でのお話がございましたけれども、全国平均で申しますと、米の十アル当たりの所得は五十四年から八年の平均で約六万八千円程度でございますが、二百円の増加額というのは〇・三％程度ぐらい、もちろん現在の厳しい農家経済の中でこれだけ負担をしていただくにつきましては、私もそれなりのいろいろな御理解をいただく努力をしなければいけないと思つておりますけれども、これによりまして著しく過重になるというふうには必ずしも考えてないわけでございます。

○下田京子君 農家の事情から見ても大変なことはわかるけれども著しく過重であるとは思えないというふうな話なんです。全国平均で農家負担割合が四〇・七％から四六・一％で一三・三％アップになりました。この農家負担割合の増加は果の頭打ち、七〇％から六〇％に引き下げられた結果、共済掛金率の高い組合ほど、つまり被害率の高い組合ほど農家負担が増加するということになるわけですね。例えば掛金率、これは局長お持ちだと思つたので、数表をお持ちならちよつと見ていただきたいと思います。掛金率四％の場合に現行の農家負担割合はどうかという四二・五％ですね。改正後は四七・五％になります。それが掛金率八％の場合はどうかといふと二〇・七％アップいたしますね。掛金率一五％の場合はどうかといふと二六・一％アップになります。いいですね。こうした被害を多く受けている農家は農家負担増ということが、今回の改正の理由の一つになつて適地適作とその推進ということになるんだらうか。そのことを御質問したいんですが。

○政府委員(後藤藤夫君) これが、これまで超過累進の国庫負担をやつておりました、かなり急な傾斜がついておりましたので、超過累進の刻みを圧縮いたしますと、どうしてもこれは被害率の高い、掛金率の高いところほど負担の増加率は高くなるを得ないわけでございます。大ざっぱに言ひまして、約六割ぐらいを国庫負担しておりますので、国の負担を一部一割ほどは減つておりますけれども、仮に大ざっぱに一割と、こゝろ見ますと、その分は六割の一割ということになりますと六％でございますが、これは四〇％をベースにして計算をいたしますと十数％ということになつてまいらうということになるわけでございます。

○下田京子君 適地適産。先ほども申し上げましたように、適地適産という場合に、じゃ何が適地かということにつきまして、私も被害率、被害をよく受ける、また非常に深い被害を受けるということが唯一の指標だといふふうには考えておりません。しかし、そのほかにも米の生産コストでありますとか、あるいは米の品質といったようなものも当然加味され考慮されなければいけない問題だと思ひますけれども、適地と申します場合に一つの要素は、やはりその作物が非常に被害を受けるか受けないかということも重要な要素であると思ひます。

四十六年産のときには、その点をむしろ非常に提案理由説明などでははっきり述べておつたわけでございますが、やはり適地適産ということを考えます場合に、被害率の高いところに非常に急傾斜で国庫負担を厚くするということは、適地適産

という考え方の整合性からすると問題があるというところは私どもも考えておるところでございます。超過累進の刻みを今度圧縮をいたしましたのもそういう考えに基づいたものでございます。

○下田京子君 高被害率のところは適地適産云々のところで一つの指標に入るところは適地適産云々のところではあるまいか。これは突き詰めていくと、米づくりはやめてほしいという考え方に結びつくのかなと思うんです。大変問題だと思ふのは、そうしますと、実際に掛金率三〇％の場合の農家がどのくらいあるのか、地域はどうか、農家負担はどうかということなんですが、実際に掛金率三〇％の場合、農家負担は二九・三％もアップされま

すね。

その該当地域は、北海道の場合を例にとつていいますと、豊頃町、生田原町、留辺蘂、それから網走市、そういうところが該当するんです。きょうは参考人の方からお話ありましたが、北海道はとにかく米と酪農と畑作が三本の柱になって、百年の歴史の中で築いてきたものだ、そして米がつくれないうところは畑作で、畑作もだめなところは酪農で、こういうことまでつぶしていくといふふうになると、地域経済あるいは産業に重大な影響を与え、また国土の保全という点からも大変問題だということはお話しておきます。

その次に質問したいのは、今回の料率改定と制度改正によりまして農家はダブルパンチを受ける。つまり、特に四年連続冷害で大きな打撃を受けている北海道とか東北などの農家にとりまして、ここの料率改定によって大幅に掛金が上がりますね。さらに、掛金率が上がったということ、今回の法改正でまた農家負担が強いられるわけなんです。農家負担増につなげていくわけなんです。水稲の十アール当たり農家負担で岩手県の場合どううかというところで見ますと、資料をごらんになつてください。旧料率では二十十円、これが新料率で二千四百五十円になり、制度改正で二千八百六十円、つまり五十九年比で言いますと実に四二・三％アップになります。アップ率では岩手県がト

ップなんです。それでアップ率第二位が北海道で、金額では北海道が第一位ですね。北海道の場合には三千三百五十円から四千七百三十円という格好になるわけなんです。こういうことでいきますと、災害から農業経営の安定を図るんだという農法目的に反することになるんじゃないかと私は申し上げたいんです。

○政府委員(後藤康夫君) 農作物共済の料率は組合等ごとの過去の二十年間の被害実績によって算定をされておりますので、最近のように被害の多発をいたしました地域、特に五十六年から五十八年産が今度算出基礎の中に入ってくるわけでございますが、この被害が甚大でありましたところにつきましては、改定料率かなり上昇をいたしましたわけでございます。これは保険の仕組みをとつております以上はやむを得ないことだといふふうにおもひます。また、そのようなくところにつきましては確かに掛金率は上がりますけれども、災害のときに多額の共済金も支払われておりますので、その辺のことも含めて、農家の方にも御理解をいただきたいと思つておるところでございます。

○下田京子君 確かに、今言うように、災害の多いところでは共済金をもらうその割合も多いわけ、一定の共済金が被災農家の救済に役立っている、そういう点は私も十分承知してあります。

ただ、問題は、被害額のすべては補償されてないわけですね。しかも、農業経済に大きな後遺症がこの災害によって残っているということ、をきちんとして認識すべきだということなんです。局長は、今回の改正が著しく過重な負担になると思わないか。みたいな話をされていきますから私は次々に言っているんですが、北海道の場合に五十五年冷害でもって損害額が幾らかという八百六十三億円、共済支払金が三百九十五億円、ですから、その差四百六十八億円、それから五十六年、損害が一千万九百二十一億円、共済金が三百九十四億円、その差九百二十一億円、五十八年に損害が一千万九百三十一億円、共済金が六百三十七億円、その

の差八百九十四億円です。きょう午前中の参考人は、負債がふえてきている原因の一つにこれらも挙げて説明もされておりました。

ですから、掛けた掛金に対して共済金をもらった農家が何か得をしたような考え方であつたらば、これはまずい。もうそういう発想は改めるべきだと思ふんです。もう災害を起こさないように、これが何よりも農家の経営につながるんだ、みんなこれから努力をしていこうと言っているわけですからね。そういう点で、今回の改正というのは、大変経営不振な地域に対してさらに追い打ちをかけて過重な負担を強いるものだと思います。

○政府委員(後藤康夫君) 私、先ほど申し上げましたのは、近年被害が甚大でありましたところについては多額の共済金が支払われたということ、を申し上げ、そして農家の方々にも、そういうことも含めて、保険の仕組みとルールということ、を率の改定について御理解をいただきたいということ、を申し上げたわけでございます。何か共済金の支払いによって利益を得たかもうかつたというふうなふうに私が認識をしているということではございませんので、そこはひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○下田京子君 過重な負担かどうかの問題なんです。

私は岩手県のと賀地方の共済組合に行ったときの例なんですけれども、ここでは冷害によって激甚な被害を受けてまして、農家の負担問題が大変深刻になってきているんです。問題は、料率の改定で旧料率が三・八％であつたものが六・四％、実に一倍にアップ率でいきますと六八・四％も上がっているんです。しかし現行の掛金、国庫負担のいわゆる超過累進制度のもとでは、国庫負担割合が五七・一％から六二・二％に増大することによりまして農家負担の増というものはそれだけ緩和されていく。事実ですね。

○政府委員(後藤康夫君) 岩手県のと賀地方組合につきましては、今回新たに料率算定の基礎に加

わりました五十六年産以降の被害のうち、五十六年産、五十七年産の二年間が非常に高い被害率になつておりますので、この改定料率が、これはたまたま下田先生がお調べになりましたところが全国でもトップクラスのところをちょうどお調べになりまして、これは確かにかなり大きな増加になつておるわけでございます。

○下田京子君 だから、トップクラスのところは何かまさに異例みたいな話なんです、私がずっと言ってきたことでよくわかるように、この和賀地方が現行の国庫負担率が頭打ちにされることによつて五四・七％にダウンしちゃうんです。そういう点で農家負担が今回の料率改定、それから制度改正と合わせて何と七七・八％、つまり八割も一挙に上がるんだということをちゃんと認識しなきゃならないし、そのことは超過累進制の根本的な考え方、つまり超異常災害部分は全額国庫負担でという、さっきも局長がお述べになりましたが、昭和三十八年以降の考え方からすると一応引き継いできたわけなんです。これが一応超過累進は残したけれども、今言ったようなことからいって逆逆被害の多いところは負担増になるということ、形はもうなくなつていくとまで指摘してもいいんではないかと思ふんです。

そこで、次に移りますけれども、危険段階別の掛金率改定方式の導入の持つ意味なんです。今回、保険という考え方から見れば危険の高い農家は高い保険料を負担すべきという、給付と反対給付を均衡にすべきというその公平の原則を出してきた、これはわかるわけでありまして、しかし、この危険段階別のグループ分けの際に、農家別の被害率はおおむね何年程度の期間をとらうとしているのか、実際に資料は整備されているのか、その点聞きます。

○政府委員(後藤康夫君) どのくらいの期間をその基礎にとるかということにつきましては、私ども過去三年ないし六年ぐらいというのが一つの考え方ではないかと思つております。こういう被害関

わりました五十六年産以降の被害のうち、五十六年産、五十七年産の二年間が非常に高い被害率になつておりますので、この改定料率が、これはたまたま下田先生がお調べになりましたところが全国でもトップクラスのところをちょうどお調べになりまして、これは確かにかなり大きな増加になつておるわけでございます。

○下田京子君 だから、トップクラスのところは何かまさに異例みたいな話なんです、私がずっと言ってきたことでよくわかるように、この和賀地方が現行の国庫負担率が頭打ちにされることによつて五四・七％にダウンしちゃうんです。そういう点で農家負担が今回の料率改定、それから制度改正と合わせて何と七七・八％、つまり八割も一挙に上がるんだということをちゃんと認識しなきゃならないし、そのことは超過累進制の根本的な考え方、つまり超異常災害部分は全額国庫負担でという、さっきも局長がお述べになりましたが、昭和三十八年以降の考え方からすると一応引き継いできたわけなんです。これが一応超過累進は残したけれども、今言ったようなことからいって逆逆被害の多いところは負担増になるということ、形はもうなくなつていくとまで指摘してもいいんではないかと思ふんです。

そこで、次に移りますけれども、危険段階別の掛金率改定方式の導入の持つ意味なんです。今回、保険という考え方から見れば危険の高い農家は高い保険料を負担すべきという、給付と反対給付を均衡にすべきというその公平の原則を出してきた、これはわかるわけでありまして、しかし、この危険段階別のグループ分けの際に、農家別の被害率はおおむね何年程度の期間をとらうとしているのか、実際に資料は整備されているのか、その点聞きます。

○政府委員(後藤康夫君) どのくらいの期間をその基礎にとるかということにつきましては、私ども過去三年ないし六年ぐらいというのが一つの考え方ではないかと思つております。こういう被害関

係の共済金の支払い関係の書類というのはたしか五年間保存ということでございますので、五、六年前までは組合で資料を保存しておかなければいけないということになっておりますし、農家の公平感というところから申しまして、過去五、六年というところから一つの目安ではなからうかと思っております。

○下田京子君 農家の公平感の話が出ましたけれども、通常、農作物共済の場合、二十年間という長期間の被害率をなぞとっているかということなす。これは、危険段階別掛金率設定は、今言ったように三年から六年間ということ、ごく直近時の被害状況に基づいてグループ分けするということですね。これが果たして公平だと言えるのかということですよ。第一な二十年間という長期間の被害率をとるかということなんですけれども、農作物被害が年次的に偏在して発生するたため、変動の計数が多いためでということと二十年間という長期間をとるということを言っているわけですね。この点から見ると、個々の農家の被害率設定をする場合にも当てはまるわけですね。だから、第一の問題というのは、グループ分けして、危険段階別導入というときの科学的な被害率という点で問題があるんじゃないか。

それから第二番目の問題は、直近五、六年に被害を大きく受けた農家ほど災害による打撃が大きいわけですね。そういう点で、危険段階別率というところで組合の平均以上の掛金を取られることになるわけでしょう。そうですね。

○政府委員(後藤康夫君) 危険段階別ということになりますと、それが加重平均をしたものが組合の共済掛金率に一致するということでございますから、それよりも安いところと高いところが出てくるということになるのは当然でございます。

○下田京子君 国庫負担割合は組合の基準共済掛金に基づく負担割合一律で適用される、しかし掛金の方はどうかというところ、危険段階別に高い危険率を設定される。これじゃ、国庫負担の方は超過累進されないで、より農家負担だけが高くなる、

こういうことになりますね。つまり、高い掛金率には高い国庫負担で高被害地の農家負担の軽減を図るという超過累進の国庫負担の趣旨が、この危険段階別の利率設定ということでもって及ばなくなっちゃうんです。そうですね。

○政府委員(後藤康夫君) こういう危険段階別の掛金率の設定をやりました場合に、国庫負担率をどうするかというところはあるわけでございますが、これは従来の地域利率等、部分的にやっております。これは当該組合に適用される負担率を適用するということをやっておりますし、いろいろ関係者の方から御意見を聞きますと、やはり組合員の間の何と申しますか、国庫負担率については、同じ組合の中は同じ方がむしろ組合員にすんなり受け入れられやすい、また事務的にも煩瑣にならないというところで、そういう御意見が強かったことを踏まえまして、当該組合に適用される国庫負担率を適用するという考えでおるわけでございます。

○下田京子君 とにかくはつきりしたことは、今回の危険段階別の利率設定、グループ分けを入れたのは公平の原則なんだと、こうおっしゃるわけですが、掛金の方だけ公平感を言うなら、そういうふうな格好でいって負担の方がどうなるかといえますと、本来、農作物共済の掛金は超過累進ということが及ぶようにということで設計されてきたわけですね。それをもう崩してしまつた。しかも、被害の高いところほど打撃が多いということ、農家経営の安定を図るという点からも逆行している。ですから、保険の理論だけが先行いたしまして、農災制度の本旨から外れてきているというところはもう事実なんですね。具体的に事例を申し上げたいところなんです、もう時間がなくなつたので、このことを指摘しておきます。

次に、当然加入の基準の問題なんですけれども、当然加入と任意加入の差は一体何なんですか。私は、国庫負担で今回の差をつけないというところになりますと、当然加入と任意加入のその

差というのは、当然加入の場合には本人が共済に入りたくないと思つても強制的に加入させられるし、脱退も自由にできないということ、ところが任意加入の方は、共済に入った方がメリットがあると考えれば入るし脱退も自由だ。この差が違ふ点だと思ふんです。どうですか。

○政府委員(後藤康夫君) 当然加入、任意加入というのには、言葉どおりそういうことでございませう。

○下田京子君 とすれば、農家の立場から見ますと、国庫負担が同じで加入も申し入れればできるといふことですから、任意の方がいいことになるんです。では、なぜ加入を強制するかという理由なんですか。これは法解説書にも四点にわたつて述べてありますが、その第一点は、我が国の作物災害の発生の様相が多様で、その深度も極めて大きく、そのため同様の危険にさらされている農業者のすべてを包括的に結合し、十分な危険分散を図らなければ制度が存立しないというふうなことから四つの理由をいろいろ述べておりますが、要するに当然加入をとるという意味は、つまり、逆選択はさせない、保険設計上の必要性が最大のものなんですね。そうですね。

○政府委員(後藤康夫君) この水稻につきまして当然加入制がとられておりますのは、やはり米が農業経営の基幹をなすものでございまして、国民の基本的食糧だということ等から農業経営の安定を図りますと同時に、安定した保険集団の確保を図るということのために当然加入制をとっているものというふうに考えております。ただ、余りに零細な規模の農家にまで加入を強制することは適当でないということから、制度発足のころは組合員資格のある者は全員強制加入ということでございましたが、昭和三十三年、三十八年の法改正におきまして順次規制を緩和する改正を行つてきております。今回もそのような観点から現時点に立って見直してみた、その結果、政令改正を予定しているということでございます。

○下田京子君 個々の経緯があつても、その当然加入をとる意味は保険設計上の必要性が最大なんだということには変わつてないですよ。としますと、この農作物共済の基盤となつて共済組合の実情を最大に私は尊重しなければならぬというところだと思ふんです。ですから、国が一律的に自家産米農家が主体であるとか兼業農家がふえて収入が安定しているなどという理由でもって当然加入基準を一方的に引き上げるということとは、多様な組合の実情を無視するやり方じゃないか。組合によっては、事業運営そのものが脅かされかねない内容ですよ。

そこで聞きたいんですけれども、五十九年度に十アールから十五アールの当然加入基準の組合員に対して二十アールへ引き上げを指導してきたと思ふんですが、その結果どうなのかということなんです。当然加入基準が十アールの組合はすべて十五アールから二十アールに引き上げられたと聞いておりますけれども、十五アールにとどまつた組合はなぜ二十アールに一挙に引き上げをしなかつたんでしょうか。その理由は何か。

○政府委員(後藤康夫君) いろいろ個別の事情もあると思ひますけれども、私も承知いたしておりますのは、一挙に十アールから二十アールということではなくて、その中間段階として一まず十五アールにいうところが多かつたように聞いております。

○下田京子君 今の答弁にもありましたように、一挙にできなかったというのは組合員の事情だ、それで段階的という話なんです、ということとは、当然加入農家のウェイトが減ると事業運営が不安定になるという理由があるんじゃないかと思ひます。ですから、段階的に状況に合せて当然加入基準の手直しをやっている組合員に対して、国が上から来年度六十一年度は一挙に二十アールにしない、こういうふうな言うことはまさに組合の実情無視そのものじゃないですか。経過措置をとるんですか。

○政府委員(後藤康夫君) この政令改正につきま

しては、先ほどもちよつと申し上げましたが、これまで指導でやってまいってきたものを、この際、法改正と合わせまして制度化をしようということと考えておるわけでございまして、対象になりますような組合につきましては、従来から指導の際に種々こちらからお話を申し上げ、また組合の方からもいろいろお話を伺つておるところでございます。そういう意味で全く突然な話ということではございませんので、今年度から実施をいたしたいというふうに考えているわけでござい

ます。
○下田京子君 指導で二十アールにせよということをやつてきたけれども、やれなかつたわけでしょう。それぞれに事情を聞いていますと今おっしゃいましたけれども、それぞれ事由があるにもかかわらず、今度は一挙に国がばんとやっちゃうというのが、まさに実情無視そのものではないのかと私は質問したんです。

それで聞きたいんですけれども、当然加入基準を二十アール以上にした場合、現在十五アールの基準の組合がどのくらいあるかというところ三百五組合あるというふうに聞いていたんですが、その中で当然加入農家が半分以下になる組合はどのくらいになるでしょう。

○政府委員(後藤康夫君) 当然加入戸数割合が五〇%未満になります組合等数につきまして、詳細な集計は今手元にございせんが、現在の当然加入基準のもとでもそのような組合はあるわけでございます。今でも約三百組合の二割程度はそういった状態にございます。当然加入基準を二十アールに引き上げました場合に、当然加入戸数割合が新たに五〇%未満になる組合等は四分の一程度であろうというふうに見込んでおります。

○下田京子君 数字は幾らですか。

○政府委員(後藤康夫君) 三百五組合のうち八十二でござい

ます。
○下田京子君 そうしますと、ここではっきりしたのは、今までもずっと皆さんの質問のやりとりを聞いていまして、任意加入になつても加入促進

でいろいろやつていくことをおっしゃつておるわけですが、一方では、ですけれども、それは全く組合の責任に属する問題で、国の方は何をやつたかという掛金の引き上げをやりまして、現に今言つたような実態が予測がされるにもかかわらず、それをまたさらに掛金の引き上げでやるということは、脱退を推進していくようなものじゃないかと思ふんです。

米の過剰を理由にいたしまして米作減反の押しつけをやつていまして、米価抑制で米づくりの意欲がますます後退しておりますし、日米諮問委員会報告などでは米価引き下げ、そして米麦からもう転換して野菜や草花や小動物、家畜、そういうものをやりなさいよなどということが迫られているわけですよ。こういう中で、さらに米そのものまで引き下げよということになりましたら、これはまさに米いじめ政策そのもの。当然加入制度のもとで確保されてきた共済制度というものが、もう運営ができなくなつていくことが当然出てくるんでないかと予想されるんです。ですから、結局、財政当局が主張してきたように、このことは事業縮小につながり財政合理化という効果だけが残る、こう申し上げたいんです。大臣どうですか。

○政府委員(後藤康夫君) この当然加入基準の引き上げを行つても、これによりまして任意加入と当然加入で国の掛金国庫負担に差をつけるというふうなことは考えておりませんので、これによつて財政にプラスが生ずるといいますか、財政効果だけがあらわれるというふうには私ども考えておらないところでござい

ます。
○下田京子君 考えているかどうかではなくて、今度の法律改正の持つ意味が何かということなんです。今までも行政指導でやってきた。それが今度二十アールから四十アールになるわけですからね。現在、例えば市街化区域は一応三十アールを目途にしています。これを行政指導という名において四十アールまでやつていくことになるかどうかということ。ですから、その法律改

正の持つ意味というのがまさにこれは共済事業縮小になつていって、農業破壊にもつながる大変危険な内容を持つていらっしゃるというところは繰り返して申し上げて、質問を終わります。

○委員長(北修二君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(北修二君) 御異議ないと認めます。よつて、本案に対する質疑は終局いたしました。なお、本案に対する討論、採決は次回に譲ります。

○委員長(北修二君) 次に、農業者年金基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

○国務大臣(佐藤中良君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業者年金制度は、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金の給付を行うことにより、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、国民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に資することを目的とするものであり、昭和四十六年一月に発足して以来、農業経営の若返り、農地保有の合理化等に寄与してまいりました。

しかしながら、農村における人口構造の高齢化、兼業化の進展等により、農業者年金をめぐる状況は厳しものとなつてきております。

政府といたしましては、このような状況に対処して、農業者年金制度について長期にわたる安定的な運営を確保するため、公的年金制度の改革の方向を踏まえ、本制度がその使命をよりよく達成できるよう、給付と負担の適正化を図るとともに、農業構造の改善を一層促進するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

ります。
次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一は、年金の給付水準の改定であります。まず、経営移譲年金の給付水準につきましては、従来と同様、厚生年金程度の水準とすることとし、厚生年金の給付水準の適正化に即して昭和六十一年度以降二十年かけて段階的に改定することとしております。

また、農業経営の近代化と農地保有の合理化を一層推進するため、経営移譲の相手方に応じて経営移譲年金の額について一定の差を設けることとしております。

次に、農業者老齢年金の給付水準につきましては、従来と同様、経営移譲年金の額の四分の一とすることとしております。

第二は、農業者年金の被保険者資格の改正であります。六十歳から六十五歳までの者についても、農業者年金の受給資格期間が不足する者については、受給資格期間を満たすまでの間任意加入できることとするほか、国民年金制度の改革等を踏まえて、被保険者資格について所要の規定の整備を行うこととしております。

第三は、農業者老齢年金の支給要件の緩和であります。経営移譲年金の受給権者以外の者に対する農業者老齢年金の支給につきましては、これまで六十歳に達した日の前日において農業者年金の被保険者であることを要件としておりましたが、これを改め、同日まで農業を継続して行つていた者に支給することとしております。

第四は、死亡一時金の支給対象の拡大等であります。経営移譲年金を受給した後に死亡した場合におきましても、支給を受けた経営移譲年金の総額が一定の金額に満たないときは、その差額を死亡一時金として遺族に支給することとしております。

また、脱退一時金及び死亡一時金の額について

四％の引き上げを行うこととしております。

第五は、国庫補助の改定であります。

国庫補助につきましては、経営移譲年金の給付に要する費用の額の三分の一に相当する額の国庫負担に加え、当分の間、当該費用の額の六分の一に相当する額を補助することとし、現行の拠出時補助は廃止することとしております。

第六は、保険料の改定であります。

保険料につきましては、財政再計算の結果等を踏まえて、昭和六十二年一月分から一月八千円とし、以後昭和六十六年まで毎年八百円ずつ段階的に引き上げることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(北修二君) 以上で趣旨説明は終わりました。

次に、補足説明を聴取いたします。井上構造改善局長。

○政府委員(井上喜一君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下その内容について若干補足させていただきます。

第一に、年金の給付水準の改定であります。

経営移譲年金の額につきましては、保険料納付済期間一月当たりの給付単価を昭和六十一年四月から、六十五歳までは三千七百十円、六十五歳以降は三百七十一円とすることとし、昭和六十六年度以降二十年をかけて、六十五歳までは二千二百三十三円、六十五歳以降は二百二十三円となるまで段階的に改定することとしております。

また、農業者年金の被保険者その他の一定の要件を満たす者以外の者に経営移譲した者に支給する経営移譲年金の額については、差を設けることとしておりますが、その格差につきましては段階

的に拡大することとし、五年で四分の一の差とするものとしております。

次に、農業者老齢年金の額につきましては、保険料納付済期間一月当たりの給付単価を昭和六十一年四月から九百二十八円とすることとし、昭和六十六年度以降二十年をかけて五百五十八円となるまで段階的に改定することとしております。

なお、施行日の前日において年金給付に係る受給権を有していた者について、改正後の法律により算定した年金給付の額が従前の額より少ないときは、従前の額を保障することとしております。

第二に、農業者年金の被保険者資格の改正であります。

これまで、六十歳以上の者は農業者年金の被保険者となり得なかつたところですが、六十歳から六十五歳までの者のうち農業者年金の受給資格期間が不足する者については、受給資格期間を満たすまでの間任意加入することができるとしてあります。

また、国民年金制度が基礎年金を支給する制度として位置づけられ、国民年金の適用対象が厚生年金の被保険者等にも拡大されることに伴い、農業者年金の被保険者資格の得喪に関する規定について所要の規定の整備を行うこととしてあります。

第三に、農業者老齢年金の支給要件の緩和であります。

農業者老齢年金は、これまで経営移譲年金に係る受給権者及び六十歳に達した日の前日において農業者年金の被保険者であった者に対して支給してまいりましたが、今回、経営移譲年金の受給権者以外の者についての支給要件を緩和し、六十歳に達した日の前日まで農業を継続して行っていた者には農業者老齢年金を支給することとしてあります。

第四に、死亡一時金の支給対象の拡大であります。

これまで既に経営移譲年金の支給を受けていた者が死亡した場合に死亡一時金は支給されない

こととされておりましたが、これを改め、支給を受けた経営移譲年金の総額が保険料納付済期間の区分に応じて定められる一定の金額に満たないときは、その差額を死亡一時金として支給することとしてあります。

第五に、国庫補助の改定であります。

農業者年金につきましては、経営移譲年金の給付に要する費用の額の三分の一に相当する額の国庫負担のほか、当分の間の措置として、保険料拠出時の補助を行ってまいりましたが、公的年金制度において拠出時と給付時の双方に国庫補助を行っている例はないこと等から拠出時補助は廃止することとし、これにかえて、当分の間、経営移譲年金の給付に要する費用の額の六分の一に相当する額を補助することとしてあります。

第六に、保険料の改定であります。

保険料の額は、財政再計算の結果によりますと相当大幅な引き上げを必要とするところでありますが、農家経済への影響をも考慮いたしまして、昭和六十二年一月分から一月につき八千円とし、以後昭和六十六年まで毎年八百円ずつ段階的に引き上げることとしてあります。

また、保険料の額は、昭和六十七年一月以後においては、法律で定めるところにより段階的に引き上げられることとしてあります。

さらに、農業後継者の育成確保に資する見地から、将来の農業生産の中核的担い手となること期待される後継者につきましては、引き続き、一般の加入者の場合と比べて保険料を三割程度軽減することとしてあります。

第七に、厚生年金の適用事業所の範囲の拡大に伴い、農業者年金の被保険者資格を喪失した者の取り扱いであります。

厚生年金の適用事業所が従業員五人未満の事務所等に拡大されることに伴い、農業者年金の被保険者資格を喪失し、農業者年金の受給資格期間を満たし得ない者が生ずることとなりますが、その被保険者資格を喪失した日以後の期間のうち農業を継続していること等の一定の要件に適合する期

間については、農業者年金の受給資格期間として通算する措置を講ずることとしてあります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上をもちまして、農業者年金基金法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(北修二君) 次に、地方自治法第五百十六

条第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に關し承認を求めるの件を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。佐藤農林水産大臣。

○國務大臣(佐藤守貞君) 地方自治法第五百十六

条第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に關し承認を求めるの件を議題といたします。

御説明申し上げます。

国有林野の管理経営等を行う機関として、現在、全国に十の営林局及び四の営林支局が設置されておりますが、本省等に置かれる地方支分部局の整理再編の一環として農林水産省設置法附則第八項において営林局の統合のために必要な措置を講ずるものとされております。

これを踏まえて、政府は、国有林野事業の改善を図るため、長野営林局と名古屋営林局とを統合し、営林局を長野市に、営林支局を名古屋市に置くこととしてあります。

この案件は、これに伴い、長野営林局の管轄区域を現在の名古屋営林局の管轄区域を含む区域に変更するとともに、名古屋市に名古屋営林支局を設置することについて、地方自治法第五百十六条第六項の規定に基づく国会の御承認を求めようとするものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(北修二君) 両案に対する質疑は後日に

譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時二十一分散会

五月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「及び理事」を削り、「監事」を「理事及び監事」に改める。

第二十二條第一項中「行なう」を「行ふ」に、「被保険者であつて」を「被保険者（同法第七條第一項第二号又は第三号に該当する者を除き、かつ、六十歳未満の者に限る。）であつて」に改め、同條第二項第三号中「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「同号」を「同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に改め、同項に次の一号を加える。

四 その者が農林漁業団体役員期間（農業者年金の被保険者が農業協同組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合その他の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第一條第一項各号に掲げる法律の規定に基づき設立された法人で政令で定めるものの役員に選挙され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなつたことにより国民年金法附則第三條第一項第一号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた後同号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に

服する役員であり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）におけるその農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその同号に該当しなくなつた日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間をいう。以下同じ。）を有する者である場合におけるその農林漁業団体役員期間を合算した期間（前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

第二十三條第一項中「国民年金の被保険者」を「六十歳未満の国民年金の被保険者（国民年金法第七條第一項第二号又は第三号に該当する者を除く。）」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「行なう」を「行ふ」に改め、同項に次の一号を加える。

四 農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者であつて、所有権又は使用収益権に基づいてその事業に供する農地等の面積の合計が前條第一項の政令で定める面積以上であるもの（同條第二項の規定により農業者年金の被保険者とされない者に限る。）

第二十三條第二項中前項の「前二項の」に、「同項を」同條第二項に、「第二十三條第一項の規定による申出をした」を「第二十三條第一項又は第二項の規定による申出をした」と、同項第一号中「六十歳とあるのは「二十五歳」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 六十歳以上六十五歳未満の前項各号に掲げる者であつて、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものは、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

一 国民年金の被保険者又は国民年金法第二十六條の規定により六十五歳に達したときに同法の老齢基礎年金の支給を受けることができる者であること。

二 国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項に該当しない者であること。

三 保険料納付済期間（納付された保険料（第七十三條の規定により徴収された保険料を含む。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）と前條第二項第三号及び第四号に掲げる期間とを合算した期間（以下「保険料納付済期間等」という。）が、経営移讓年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていない者であること。

第二十四條第二項中「前條第一項の下に」又は「第二項」を加える。

第二十五條各号列記以外の部分中「第一号」を「第二号から第四号まで及び第六号」に改め、同條第一号を次のように改める。

一 死亡したとき。

第二十五條第五号中「同項の下に」又は「同條第二項」を加え、同号を同條第十号とし、同條第四号中「同項の下に」又は「同條第二項」を加え、「行なう」を「行ふ」に改め、同号を同條第九号とし、同條第三号中「行なう」を「行ふ」に改め、同号を同條第八号とし、同條中第二号を第七号とし、第一号の次に次の五号を加える。

二 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。ただし、次のイ又はロに該当するときは除く。

イ 国民年金法第九條第一号若しくは第三号又は同法附則第三條第一項第一号若しくは第五條第五項第一号に該当するに至つたことにより国民年金の被保険者の資格を喪失したとき。

五 六十歳に達する日前に経営移讓年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていない者にあつては、六十五歳に達する日前に当該保険料納付済期間等を満たすに至つたとき。

六 六十五歳に達したとき。

第二十六條第一項中「保険料納付済期間（納付された保険料（第七十三條の規定により徴収された保険料を含む。）に係る被保険者期間を合算した期間をいう。以下同じ。）と第二十二條第二項第三号に掲げる期間とを合算した期間（以下「保険料納付済期間等」という。）を「保険料納付済期間等」に、「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第二十六條の二第一項中「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「六十歳」を「六十五歳」に、「同号」を「同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に改め、同條第二項中「前項を」を「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「同号」を「同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に改め、同項に次の一項を加える。

2 保険料納付済期間等が十五年以上である者であつて、第二十二條第二項第四号の政令で定める法人の役員に選挙され、又は選任され、かつ、その職務について常時勤務に服することとなつたことにより国民年金法附則第三條第一項第一号に該当するに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつたものが、六十五歳に達する日前に、第四十一條第一号又は第二号の経営移讓をし、かつ、その経営移讓をした後同法附則第三條第一項第一号に該当しなくなつた場合（その農業者年金の被保険者でなくなつた日からその同号に該当しなくなつた日の前日までの間引き続き当該法人の常時勤務に服する役員で

あり、かつ、同号に掲げる者であつたことその他の政令で定める要件に該当する場合に限る。）において、経営移譲年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしていないときは、その者は、基金に申し出て、農業者年金の被保険者となることができる。

第二十六條の第三項中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「六十歳」を「六十五歳」に、「第七條第二項第一号」を「第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「なくなつた後同号」を「なくなつた後同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」に、「その同号に該当しなくなつた日の属する月前一年間」におけるその者の被保険者期間が一定期間を下らないこと」を「前条第一項又は第二項の政令で定める要件」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二十七條第一項中「であるもの」の下に「（次条第一項第二号及び第三号に掲げる者を除く。）」を加え、「同条を「第二十二條」に改め、同項第二号中「行なう」を「行う」に改める。

第二十八條第一項を次のように改める。
次の各号のいずれかに該当する農業者年金の被保険者は、いつでも、基金に申し出て、農業者年金の被保険者の資格を喪失することができる。

一 所有権又は使用収益権に基づいてその耕作又は養畜の事業に供する農地等の面積の合計が、第二十二條第一項の政令で定める面積に満たない者

二 第二十三條第一項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者（当該申出をした日において、第二十二條第二号各号に掲げる期間を合算した期間が二十年に満たなかつた者に限る。）

三 六十歳以上の者

第三十一條第一項中「被保険者は」を「被保険者のうち国民年金法第八十七條の二第一項の規定による保険料を納付することができる者は」に、「そ

の」を「農業者年金の」に、「国民年金法第八十七條の二第一項」を「同項」に改める。

第三十四條の次に次の一条を加える。

（年金給付の額の自動的改定措置）

第三十四條の二 年金給付の額については、国民年金法第十六條の二の規定により同法による年金たる給付（付加年金を除く。）の額を改定する措置が講ぜられる場合には、当該措置が講ぜられる月分以後、当該措置に準じて政令で定めるところにより改定する。

第三十五條中「年金給付に係る」を削り、「年金給付の」を「給付の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、給付の額を計算する場合において生ずる一円未満の端数の処理については、政令で定める。

第四十一條第二号中「六十歳」を「六十五歳」に改める。

第四十二條第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第二号イ中「被保険者である」の下に「六十歳未満の」を加える。

第四十四條中「第一号に掲げる額」の下に「（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移譲が加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第二号に掲げる額を加算した額）」を加え、「第二号に掲げる額」を「第三号に掲げる額（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた同条第一号又は第二号の経営移譲が加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第四号に掲げる額を加算した額）」に改め、同条第一号中「三千五百七十五円」を「千六百七十五円」に改め、同条第二号中「三百五十八円」を「五百五十八円」に改め、同条に次の二号を加える。

三 百六十八円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

四 五十五円に保険料納付済期間の月数を乗じて得た額

第四十四條に次の一項を加える。

第四十四條の次に次の一項を加える。

第四十四條の次に次の一項を加える。

2 前項の加算の要件に該当する経営移譲とは、前二條に規定する経営移譲のうち、当該経営移譲に係る農地等（第四十二條第一項第三号の政令で定める面積以内の面積の農地等として所有権若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定が行われなかつた農地等を除く。）のすべてが第一号から第三号までに掲げる農地等のいずれかに該当すること及び当該経営移譲に係る農業生産法人に対して有する持分の全部の譲渡しがある場合におけるその譲渡しが第四号に掲げる譲渡しに該当することとする。

一 第四十二條第一項第二号イに掲げる者（同号イの政令で定める者のうち耕作又は養畜の事業を行う個人にあつては、当該事業に常時従事することその他の政令で定める要件に該当する者に限る。）又は同号ロに掲げる者（農業者年金の被保険者又は耕作若しくは養畜の事業に常時従事する政令で定める者に限る。）（以下「特定譲受者」と総称する。）に対し、所有権若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定した農地等

二 使用収益権を消滅させた小作地等である農地等

三 土地収用法その他の法律によつて収用された農地等又は第四十二條第五項の政令で定める農地等

四 農業生産法人に対して有する持分の全部の特定譲受者に対する譲渡し

第四十六條に次の一項を加える。

3 前二項の規定による場合のほか、経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移譲が第四十四條第一項の加算の要件に該当する経営移譲である受給権者が、当該経営移譲において特定譲受者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合において、当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の一部の返還を受けて、その返還に係る農地等につき特定譲受者以外の者に対して所有権若しくは使用収益権の移転を

し、又は使用収益権の設定をした場合その他の政令で定める要件に該当する者となつたときは、当該受給権者に支給する経営移譲年金の額のうち同条第一項第二号若しくは第四号又は第五十二條第一項第二号若しくは第四号若しくは第二項第二号若しくは第四号に掲げる額に相当する額は、その該当している期間、その支給を停止する。

第四十七條第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる者以外の者で、保険料納付済期間等が二十年以上であり、かつ、六十歳に達した日の前日において、農地等につき所有権若しくは使用収益権に基づいて耕作若しくは養畜の事業を行う者又は第二十三條第一項第二号若しくは第三号に掲げる者に該当して

いたもの

第四十八條中「八百九十五円」を「五百五十八円」に改める。

第五十一條中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改め、「含む」の下に「第二十八條第一項第二号」を加える。

第五十二條第一項中「第四十四條」を「第四十四條第一項」に、「同条第一号に掲げる額とを合算した額」を「同項第一号に掲げる額とを合算した額（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移譲が加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第二号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額を加算した額）」に、「第二号に掲げる額」と同条第二号に掲げる額とを合算した額とを「第三号に掲げる額」と同条第三号に掲げる額とを合算した額（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一條第一号又は第二号の経営移譲が加算の要件に該当する経営移譲が第四十四條第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第四号に掲げる額及び同項第四号に掲げる額を加算した額）」に改め、同項第一号中「三千五百七十五円」を「千六百七十五円」に改め、同項第二号中「三百五十八円」を「五百五十八円」に改め、同項に次の二号を加え

る。

三 百六十八円に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数に乗じて得た額の三分の一に相当する額

四 五十五円に、二百四十から被保険者期間の月数を控除した数に乗じて得た額の三分の一に相当する額

第五十二条第二項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に、「同条第一号に掲げる額」とを合算した額を「同項第一号に掲げる額」とを合算した額（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲が第四十四条第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第二号に掲げる額及び同項第二号に掲げる額を加算した額）に、「第二号に掲げる額」と同条第二号に掲げる額とを合算した額を「第三号に掲げる額」と同項第三号に掲げる額とを合算した額（経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲が第四十四条第一項の加算の要件に該当する経営移譲である場合には、その額に第四号に掲げる額及び同項第四号に掲げる額を加算した額）に改め、同項第一号イ中「三千五百七十五円」を「千六百七十五円」に改め、同項第二号イ中「三百五十八円」を「五百五十八円」に改め、同項に次の二号を加える。

三 次のイに掲げる額に次のロに掲げる数に乗じて得た額

イ 百六十八円に、二百四十から被保険者期間と加算期間とを合算した期間の月数を控除した数に乗じて得た額の三分の一に相当する額

ロ 第一号ロに掲げる数

四 次のイに掲げる額に次のロに掲げる数に乗じて得た額
イ 五十五円に、二百四十から被保険者期間と加算期間とを合算した期間の月数を控除した数に乗じて得た額の三分の一に相当する額

ロ 第一号ロに掲げる数

第五十四条第一号を次のように改める。

一 支給を受けた経営移譲年金の総額（支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものの額を含む。第五十六条において同じ。）が、その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間についての別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額以上の額である者であるとき。

第五十四条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第五十六条中「掲げる額」の下に「（経営移譲年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、その額からその死亡した者が支給を受けた経営移譲年金の総額を控除した額）を加える。

第八十二条中「被保険者」の下に「（六十歳未満の者に限る。）」を加える。

第八十三条第一項中「被保険者」の下に「（六十歳未満の者に限る。）」を加え、「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八十七条に次の一項を加える。

3 基金は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

第九十七条の次に次の一条を加える。

（経過措置）
第九十七条の二 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第九十九条第一項中「三万円」を「二十万円」に改める。

第百条中「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第百一条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十条の二を次のように改める。

（国庫補助等）

第十條の二 国庫は、第六十四条に規定する額を負担するほか、当分の間、毎年度、基金に対して、経営移譲年金の給付に要する費用の額（第五十二条の規定によりその額が計算される経営移譲年金の給付に要する費用のうち同条第一項各号及び第二項各号に掲げる額に相当する部分

別表（第五十四条、第五十六条関係）

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間

資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者年金の被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間	金 額
三年以上 四年未満	九五、〇〇〇円
四年以上 五年未満	一二六、〇〇〇円
五年以上 六年未満	一五七、〇〇〇円
六年以上 七年未満	二〇五、〇〇〇円
七年以上 八年未満	二五二、〇〇〇円
八年以上 九年未満	二九八、〇〇〇円
九年以上 一〇年未満	三四六、〇〇〇円
一〇年以上 一一年未満	三九三、〇〇〇円
一一年以上 一二年未満	四四〇、〇〇〇円
一二年以上 一三年未満	四八八、〇〇〇円
一三年以上 一四年未満	五三五、〇〇〇円
一四年以上 一五年未満	五八二、〇〇〇円
一五年以上 一六年未満	六二九、〇〇〇円
一六年以上 一七年未満	六七六、〇〇〇円
一七年以上 一八年未満	七二四、〇〇〇円
一八年以上 一九年未満	七七一、〇〇〇円
一九年以上 二〇年未満	八一八、〇〇〇円
二〇年以上 二一年未満	八六五、〇〇〇円
二一年以上 二二年未満	九一二、〇〇〇円
二二年以上 二三年未満	九六〇、〇〇〇円
二三年以上 二四年未満	一、〇〇七、〇〇〇円
二四年以上 二五年未満	一、〇五四、〇〇〇円
二五年以上 二六年未満	一、一〇一、〇〇〇円
二六年以上 二七年未満	一、一四八、〇〇〇円
二七年以上 二八年未満	一、一九六、〇〇〇円
二八年以上 二九年未満	二、二四三、〇〇〇円

の給付に要する費用の額を除く。）の六分の一に相当する額を補助する。
2 前項の規定の適用がある間は、第六十五条第三項中「及び国庫負担の額」とあるのは、「国庫負担の額及び附則第十条の二第二項の規定による国庫補助の額」とする。
附則第十条の二の二及び第十條の三を削る。
別表を次のように改める。

二九年以上三〇年末滿	一、二九〇、〇〇〇円
三〇年以上三一年末滿	一、三三七、〇〇〇円
三一年以上三二年末滿	一、三八四、〇〇〇円
三二年以上三三年末滿	一、四三一、〇〇〇円
三三年以上三四年末滿	一、四七九、〇〇〇円
三四年以上三五年末滿	一、五二六、〇〇〇円
三五年以上三六年末滿	一、五七四、〇〇〇円
三六年以上三七年末滿	一、六二〇、〇〇〇円
三七年以上三八年末滿	一、六六七、〇〇〇円
三八年以上三九年末滿	一、七一五、〇〇〇円
三九年以上	一、七六二、〇〇〇円

附
則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表の改正規定並びに附則第十五条から第十七条まで及び第二十四条の規定は、昭和六十二年一月一日から施行する。

(役員任期に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に農業者年金基金
（以下「基金」という。）の理事である者の任期に
ついては、なお従前の例による。

（厚生年金保険の適用事業所の範囲の拡大に伴い被保険者の資格を喪失した者についての特例）

第三条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第六条第一項第二号に掲げる事業所又は事務所（常時五人以上の従業員を使用する事業所を除く。）に使用される者に該当する農業者

第二十二條第二項(第二十三條第三項において準用する場合を含む。)

第二十三条第一項第三号、第二十五条第四号及び第五号、第二十六条第二項及び第四項(第二十六条の二第三号(第二十六条の三第二項)において準用する場合を含む。)、第二十六条の二第一項及び第二項、第二十六条の三第一項、第四十一条並びに第四十七条第二号

第二十八條第一項第二号

年金の被保険者が、当該事業所又は事務所に同項の規定が適用されるに至つたため農業者年金の被保険者でなくなつた場合において、その農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなしてこの法律による改正後の農業者年金基金法（以下「新法」という。）第二十五条（第三号を除く。）の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が当該事業所若しくは事務所に使用されなくなつた日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間を基礎として主務省令で定めるところにより算定される期間は、その者の申出により、次の表の上欄に掲げる新法の規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用については、必要な技術的読替えその他必要な事項については、政令で定める。

次に掲げる期間を合算した期間

保險料納付済期間等

第二十二條第二項各号に掲げる期間を合算した期間

(短期被用者年金期間に関する経過措置)

第四条 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者であつてこの法律による改正前の農業者年金基金法(以下旧法」という。)第二十二條第二項第三号の短期被用者年金期間を有するものについての新法の適用については、当該期間は、新法第二十二條第二項第三号の短期被用者年金期間とみなす。

第五条 施行日前に農業者年金の被保険者であつ

た者が、施行日に国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号に該當しており、かつ、その後同法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号に該當しなくなつた場合についての新法第二十二條第二項第三号（新法第二十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号」を「国民年金法第七條第一項第一号」に改定する。

一号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正す

る法律(昭和六十年法律第
号)による改正
前の国民年金法第七條第二項第一号」と、「な
つた後同法」とあるのは「なかつた後国民
年金法の一部を改正する法律による改正後の
国民年金法」とする。

(農林漁業団体役員期間に関する経過措置)

第六條 施行日前に農業者年金の被保険者であつた者が、施行日に新法第二十二條第二項第四号の政令で定める法人の常時勤務に服する役員であり、かつ、その後国民年金法附則第三條第一

新法第二十三條第二項
第三號並びに第二十五
條第四號及び第五號

新法第二十六條の二第
二項 保險料納付済期間等

Figure 1

(a)

(b)

(c)

(d)

(e)

(f)

(g)

(h)

(i)

(j)

(k)

(l)

(m)

(n)

(o)

(p)

(q)

(r)

(s)

(t)

(u)

(v)

(w)

(x)

(y)

(z)

(aa)

(ab)

(ac)

(ad)

(ae)

(af)

(ag)

(ah)

(ai)

(aj)

(ak)

(al)

(am)

(an)

(ao)

(ap)

(aq)

(ar)

(as)

(at)

(au)

(av)

(aw)

(ax)

(ay)

(az)

(ba)

(bb)

(bc)

(bd)

(be)

(bf)

(bg)

(bh)

(bi)

(bj)

(bk)

(bl)

(bm)

(bn)

(bo)

(bp)

(bq)

(br)

(bs)

(bt)

(bu)

(bv)

(bw)

(bx)

(by)

(bz)

(ca)

(cb)

(cc)

(cd)

(ce)

(cf)

(cg)

(ch)

(ci)

(cj)

(ck)

(cl)

(cm)

(cn)

(co)

(cp)

(cq)

(cr)

(cs)

(ct)

(cu)

(cv)

(cw)

(cx)

(cy)

(cz)

(da)

(db)

(dc)

(dd)

(de)

(df)

(dg)

(dh)

(di)

(dj)

(dk)

(dl)

(dm)

(dn)

(do)

(dp)

(dq)

(dr)

(ds)

(dt)

(du)

(dv)

(dw)

(dx)

(dy)

(dz)

(ea)

(eb)

(ec)

(ed)

(ee)

(ef)

(eg)

(eh)

(ei)

(ej)

(ek)

(el)

(em)

(en)

(eo)

(ep)

(eq)

(er)

(es)

(et)

(eu)

(ev)

(ew)

(ex)

(ey)

(ez)

(fa)

(fb)

(fc)

(fd)

(fe)

(ff)

(fg)

(fh)

(fi)

(fj)

(fk)

(fl)

(fm)

(fn)

(fo)

(fp)

(fq)

(fr)

(fs)

(ft)

(fu)

(fv)

(fw)

(fx)

(fy)

(fz)

(ga)

(gb)

(gc)

(gd)

(ge)

(gf)

(gg)

(gh)

(gi)

(gj)

(gk)

(gl)

(gm)

(gn)

(go)

(gp)

(gq)

(gr)

(gs)

(gt)

(gu)

(gv)

(gw)

(gx)

(gy)

(gz)

(ha)

(hb)

(hc)

(hd)

(he)

(hf)

(hg)

(hh)

(hi)

(hj)

(hk)

(hl)

(hm)

(hn)

(ho)

(hp)

(hq)

(hr)

(hs)

(ht)

(hu)

(hv)

(hw)

(hx)

(hy)

(hz)

(ia)

(ib)

(ic)

(id)

(ie)

(if)

(ig)

(ih)

(ii)

(ij)

(ik)

(il)

(im)

(in)

(io)

(ip)

(iq)

(ir)

(is)

(it)

(iu)

(iv)

(iw)

(ix)

(iy)

(iz)

(ja)

(jb)

(jc)

(jd)

(je)

(jf)

(jg)

(jh)

(ji)

(jj)

(jk)

(jl)

(jm)

(jn)

(jo)

(jp)

(jq)

(jr)

(js)

(jt)

(ju)

(jv)

(jw)

(jx)

(jy)

(jz)

(ka)

(kb)

(kc)

(kd)

(ke)

(kf)

(kg)

(kh)

(ki)

(kj)

(kk)

(kl)

(km)

(kn)

(ko)

(kp)

(kq)

(kr)

(ks)

(kt)

(ku)

(kv)

(kw)

(kx)

(ky)

(kz)

(la)

(lb)

(lc)

(ld)

(le)

(lf)

(lg)

(lh)

(li)

(lj)

(lk)

(ll)

(lm)

(ln)

(lo)

(lp)

(lq)

(lr)

(ls)

(lt)

(lu)

(lv)

(lw)

(lx)

(ly)

(lz)

(ma)

(mb)

(mc)

(md)

(me)

(mf)

(mg)

(mh)

(mi)

(mj)

(mk)

(ml)

(mm)

(mn)

(mo)

(mp)

(mq)

(mr)

(ms)

(mt)

(mu)

(mv)

(mw)

(mx)

(my)

(mz)

(na)

(nb)

(nc)

(nd)

(ne)

(nf)

(ng)

(nh)

(ni)

(nj)

(nk)

(nl)

(nm)

(nn)

(no)

(np)

(nq)

(nr)

(ns)

(nt)

(nu)

(nv)

(nw)

(nx)

(ny)

(nz)

(oa)

(ob)

(oc)

(od)

(oe)

(of)

(og)

(oh)

(oi)

(oj)

(ok)

(ol)

(om)

(on)

(oo)

(op)

(oq)</

項第一号に該当しなくなつた場合についての新

法第三十二條第二項第四号（新法第二十三條第三項において准用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「国民年金法附則第三條第一項第一号」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第 号）」による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第七條第二項第一号」と、「なくなった」という。

後同号」とあるのは「なくなつた後国民年金法等

の一部分を改正する法律による改正後の国民年金法（以下「新国民年金法」という。）附則第三条第一項第一号」と、「同号に掲げる者」とあるのは「旧国民年金法第七条第二項第一号又は新国民年金法附則第三条第一項第一号に掲げる者」と、「その農業者年金の被保険者でなくなつた日の属する月」とあるのは「昭和六十一年四月」とする。

(保險料納付済期間等に関する経過措置)

第七条 農業者年金基金法の一部を改正する法律

（昭和四十九年法律第六十号）以下「昭和四十九年改正法」という。）附則第七条第三項又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第四十二号）以下「昭和五十四年改正法」という。）附則第三条第三項の規定により農

業者年金の被保険者の資格を取得した者について

て次の表の上欄に掲げる規定を適用する場合においては、当該規定に規定する同表の中欄に掲げる期間に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間を算入する。

和四十九年改正法附則第七條第二項の定期
同第五項の表備考の特定短期被用者年金
間を合算した期間、昭和五十四年改正法附則
三條第四項の規定による納付がされた同項の

付対象期間及び同条第六項の表備考の特例短
被用者年金期間を合算した期間を合算した期
和五十四年改正法附則第三条第四項の規定に
る納付がされた同項の納付対象期間と、同条

第六項の表備考の特例短期被用者年金期間を合算した期間とを合算した期間

（資格の喪失の特例に関する経過措置）

第八條 施行日前の保険料納付済期間等が十五年以上である者が、施行日に国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号に該当しており、かつ、その後同法第七條第一項第一号又は同法附則第三條第一項第一号に該当

しなくなつた場合についての新法第二十六條の二及び第二十六條の三の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

新法第二十六條の二第一項	国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号	した後同法	した後国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という。）第七條第二項第一号
新法第二十六條の二第二項	国民年金法附則第三條第一項第一号	同法	旧国民年金法第七條第二項第一号
新法第二十六條の二第三項（新法第二十六條の三第二項において準用する場合を含む。）	国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号	同法	旧国民年金法第七條第二項第一号
新法第二十六條の三第一項	国民年金法第七條第一項第二号又は同法附則第三條第一項第一号	同法	旧国民年金法第七條第二項第一号

（年金給付の額の改定の特例）

第九條 年金たる給付の額については、昭和六十一年の年平均の物価指数（総務庁において作成する全国消費者物価指数又は総務府において作成した全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、昭和六十年四月分以後、その上昇した比率を基準として政令で定めるところにより改定する。

（経営移譲年金の額の計算の特例）

第十條 附則別表第一の一欄に掲げる者について

ては、新法第四十四條第一項第一号並びに第五十二條第一項第一号及び第二項第一号イ中「千六百七十五円」とあるのはそれぞれ同表の第二欄に掲げる額と、新法第四十四條第一項第二号並びに第五十二條第一項第二号及び第二項第二号イ中「五百五十八円」とあるのはそれぞれ同表の第三欄に掲げる額と、新法第四十四條第一項第三号並びに第五十二條第一項第三号及び第二項第三号イ中「百六十八円」とあるのはそれぞれ同表の第四欄に掲げる額と、新法第四十四條第一項第四号並びに第五十二條第一項第四号及び

第二項第四号イ中「五百五十八円」とあるのはそれぞれ同表の第五欄に掲げる額とする。

2 昭和六十一年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、前項中「第二欄に掲げる額」とあるのは「第二欄に掲げる額に昭和五十八年度の年平均の物価指数に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率（以下「昭和五十八年度基準物価上昇比率」という。）を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第三欄に掲げる額」とあるのは「第三欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第四欄に掲げる額」とあるのは「第四欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」と、「第五欄に掲げる額」とあるのは「第五欄に掲げる額に昭和五十八年度基準物価上昇比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

第十一條 大正十五年四月二日以後に生まれた者のうち施行日の前日において経営移譲年金に係る受給権を有していたものは、前条及び附則別表第一の適用については、同表の第一欄に掲げる者のうち大正十五年四月一日以前に生まれた者に該当するものとみなす。

（既受給権者に係る経営移譲年金の額の特例）

第十二條 施行日の前日において経営移譲年金に係る受給権を有していた者（以下この条において「既受給権者」という。）については、新法第四十四條第一項又は第五十二條第一項若しくは第二項及び前二條の規定により算定した経営移譲年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた経営移譲年金の額（六十五歳に達する日の属する月の翌月が施行日の属する月以後となる既受給権者の六十五歳に達する日の属する月の翌月以後の分の経営移譲年金にあつては、施行日の前日の属する月が既受給権者が六十五歳に達する日の属する月の翌月であつたとすれば、施行日の前日においてその者

が受ける権利を有した経営移譲年金の額とする。以下この条において「既裁定年金額」という。）より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該既裁定年金額をもつて、その者に係る経営移譲年金の額とする。

（農業者老齢年金の額の計算の特例）

第十三條 附則別表第二の上欄に掲げる者については、新法第四十八條中「五百五十八円」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

2 昭和六十一年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、前項中「下欄に掲げる額」とあるのは、「下欄に掲げる額に昭和五十八年度の年平均の物価指数に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額」とする。

（施行日の前日において農業者老齢年金に係る受給権を有していた者に係る農業者老齢年金の額の特例）

第十四條 施行日の前日において農業者老齢年金に係る受給権を有していた者については、新法第四十八條及び前条の規定により算定した農業者老齢年金の額が、施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた農業者老齢年金の額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該施行日の前日においてその者が受ける権利を有していた農業者老齢年金の額をもつて、その者に係る農業者老齢年金の額とする。

（保険料の額の特例）

第十五條 昭和六十二年一月以後の月分の保険料の額は、新法第六十五條第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 昭和六十二年一月から同年十二月までの月分の保険料の額にあつては、一月につき八千円（昭和六十一年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、八千円にその上昇した比率を乗じて得た額を基準として政令で定める額）

二 昭和六十三年一月以後の月分の保険料の額にあつては、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ一月につき同表の中欄に掲げる額（昭和六十三年の年平均の物価指数が昭和五十八年度の年平均の物価指数の百分の百を超えるに至つた場合においては、同表の中欄に掲げる額にその上昇した比率を乗じて得た

昭和六十三年一月から同年十二月までの月分	八千八百円	昭和六十二年
昭和六十四年一月から同年十二月までの月分	九千六百円	昭和六十三年
昭和六十五年一月から同年十二月までの月分	一万四百円	昭和六十四年
昭和六十六年一月以後の月分	一万一千二百円	昭和六十五年

額を基準として政令で定める額（同表の下欄に掲げる年までの間に於いて新法第三十四条の二の規定により年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、当該措置に準じて政令で定めるところにより所要の調整が加えられた額）

2 新法第二十三条第一項第三号に該当すること

により同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて三十五歳未満であることその他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合（農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第五十六号）附則第三條第二項の政令で定める要件に該当している者が農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第六十五号）以下「昭和五十六年改正法」という。）の施行前に同項の規定により申し出た場合及び昭和五十六年改正法附則第二條第二項の政令で定める要件に該当している者が附則第一條ただし書に規定する日以前に同項の規定により申し出た場合を含む。）におけるその申出をした日の属する月からその者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料（その者が、同号の規定によりその者をその事業の後継者として指定した者がする新法第四十二條又は第四十三條に規定する経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属

する月までの月分の保険料を除く。）の額についての前項の規定の適用については、同項第一号中「八千円」とあるのは「五千七百円」と、同項第二号の表中「八千八百円」とあるのは「六千二百八十円」と、「九千六百円」とあるのは「六千八百五十円」と、「一万四千円」とあるのは「七千四百二十円」と、「一万一千二百円」とあるのは「八千円」とする。

3 第一項第二号の表の昭和六十三年一月以後の月分の項（前項の規定により読み替へて適用される場合を含む。）に掲げる保険料の額は、昭和六十七年一月以後においては、その額が新法第六十五條第三項の基準に適合するに至るまでの間、同条第五項の規定にかかわらず、法律で定めるところにより段階的に引き上げられるものとする。

（死亡一時金の支給要件の特例）

第十六条 昭和六十一年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者についての新法第五十四條の規定の適用については、同条第一号中「その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間について」の別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる

額」とあるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）附則第十七條各号に掲げる額を合算した額」とする。

（脱退一時金及び死亡一時金の額の特例）

第十七条 昭和六十一年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者について脱退一時金及び死亡一時金の額は、新法第五十六條の規定にかかわらず、次に掲げる額を合算した額（経営移譲年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた経営移譲年金の総額（支給を受けるべき経営移譲年金でまだ支給を受けていないものの額を含む。）を控除した額）とする。

一 資格喪失日又は死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る資格喪失日又は死亡日の前日における保険料納付済期間（以下「基礎納付済期間」という。）についての昭和四十九年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和四十九年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数（以下「基礎納付済期間の月数」という。）を乗じて得た額に相当する額

二 基礎納付済期間についての昭和五十六年改正法による改正前の農業者年金基金法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十六年一月から昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数で除して得た数（以下「基礎納付済期間の月数」という。）を乗じて得た額に相当する額

三 基礎納付済期間についての旧法別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額に、昭和五十七年一月から昭和六十年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数を基礎納付済期間の月数

で除して得た数（以下「基礎納付済期間の月数」という。）を乗じて得た額に相当する額

（年金給付に関する経過措置）

第十八条 昭和六十一年三月以前の月分の年金たる給付の額については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（農業者年金基金法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第二條及び第七條第五項の表（備考を含む。）中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改める。

第二十二条 農業者年金基金法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第六項の表中「第二十三條第二項」を「第二十三條第三項」に改め、「第四十七條第二号」を削り、「第二十六條の二第二項」を「第二十六條の二第三項」に改め、同表備考中「国民年金法」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）」による改正

前の国民年金法に改め、同条第八項中「第二十五條第五号」を「第二十五條第十号」に、「第四十七條第二号」を「第四十七條第一号」に改める。

第二十三条 農業者年金基金法の一部を改正する

法律(昭和五十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の一条を加える。

(死亡一時金の支給要件の特例)

第二条の二 昭和五十六年十二月までの被保険者期間に係る保険料納付済期間を有する者について、農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第 号)による改正後の農業者年金基金法第五十四条の規定の適用については、同条第一号中「その者の死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間に

ついての別表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額」とあるのは、「農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)附則第三条各号

に掲げる額を合算した額」とする。
附則第三条第一項中「合算した額」の下に「(経営移讓年金の支給を受けた者又は支給を受けるべき経営移讓年金でまだ支給を受けていないものがある者の死亡に係る死亡一時金にあつては、当該合算した額からその死亡した者が支給を受けた経営移讓年金の総額(支給を受けるべき経営移讓年金でまだ支給を受けていないものの額を含む)を控除した額)を加え、同条第二項を削る。
第二十四条 農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二条の二を削る。
附則第三条を次のように改める。
第三条 削除

附則別表第一

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
大正十五年四月一日以前に生まれた者	三千七百十円	〇円	三百七十一円	〇円
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	三千五百二十五円	百八十五円	三百五十三円	十八円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	三千二百五十三円	三百六十一円	三百二十五円	三十六円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	二千九百九十四円	五百二十八円	二百九十九円	五十三円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	二千七百四十五円	六百八十六円	二百七十五円	六十八円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	二千五百七円	八百三十六円	二百五十一円	八十三円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一千四百四十四円	八百十五円	二百四十四円	八十二円
昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	一千三百八十一円	七百九十四円	二百三十九円	七十九円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	一千三百二十一円	七百七十三円	二百三十二円	七十七円

附則別表第二

大正十五年四月一日以前に生まれた者	九百二十八円
大正十五年四月二日から昭和二年四月一日までの間に生まれた者	九百二十八円
昭和二年四月二日から昭和三年四月一日までの間に生まれた者	九百四十四円
昭和三年四月二日から昭和四年四月一日までの間に生まれた者	八百八十一円
昭和四年四月二日から昭和五年四月一日までの間に生まれた者	八百五十八円
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	八百三十六円
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	八百十五円

昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	二千二百六十二円	七百五十四円	二百二十七円	七十五円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	二千二百六円	七百三十五円	二百二十一円	七十三円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	二千五百五十円	七百七十七円	二百十五円	七十二円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	二千九十六円	六百九十九円	二百十円	七十円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	二千四十四円	六百八十一円	二百五円	六十八円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	千九百九十二円	六百六十四円	二百円	六十六円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	千九百四十四円	六百四十八円	百九十四円	六十五円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	千八百九十五円	六百三十二円	百九十円	六十三円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	千八百四十八円	六百十六円	百八十五円	六十一円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	千八百四円	六百一円	百八十一円	六十円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	千七百五十九円	五百八十六円	百七十六円	五十九円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	千七百十六円	五百七十二円	百七十二円	五十七円

昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者	七百九十四円
昭和八年四月二日から昭和九年四月一日までの間に生まれた者	七百七十四円
昭和九年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	七百五十四円
昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	七百三十五円
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	七百十七円
昭和十二年四月二日から昭和十三年四月一日までの間に生まれた者	六百九十九円
昭和十三年四月二日から昭和十四年四月一日までの間に生まれた者	六百八十一円
昭和十四年四月二日から昭和十五年四月一日までの間に生まれた者	六百六十四円
昭和十五年四月二日から昭和十六年四月一日までの間に生まれた者	六百四十八円
昭和十六年四月二日から昭和十七年四月一日までの間に生まれた者	六百三十二円
昭和十七年四月二日から昭和十八年四月一日までの間に生まれた者	六百十六円
昭和十八年四月二日から昭和十九年四月一日までの間に生まれた者	六百一円
昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までの間に生まれた者	五百八十六円
昭和二十年四月二日から昭和二十一年四月一日までの間に生まれた者	五百七十二円

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業者年金基金法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は同日)

一、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関し承認を求めるの件
(予備審査のための付託は三月二十八日)

昭和六十年六月十二日印刷

昭和六十年六月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局